

第四章 教育勅語と國民道德

第一節 教育勅語の根本精神

一 聖旨の貫徹と國民道德の實行

昭和五年は明治二十三年に教育勅語が渙發されてから丁度四十周年に相當するので、日本全國のありとあらゆる教育雜誌には、十月號に何か教育勅語に關して意見や研究を發表してゐないものはなかつた。尙十月三十日の記念日を中心とし其の前後に於て、中央に於ては文部省を始めとし地方各府縣當局や各種の學校其他教化團體に於て、夫れ／＼何等か記念事業が行はれてゐないものはなかつた。而かも此等は皆教育勅語の聖旨を一層切實に貫徹しようといふ唯一の目的に向つて熱心な努力が集注されてゐることは言ふまでもない。

さらば我等教育にたづさはる者は如何にせば教育勅語の聖旨が最もよく貫徹

されるかといふ事を先づ第一に考へねばならぬ。今上天皇陛下を御教育申上げた杉浦重剛先生は嘗て「教育勅語は讀むべきものでなく實行すべきものだ」と言はれたのは、簡にして要を得てゐると思ふ。勅語の末文「朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺の一節を奉誦すれば、杉浦先生の一言はヒシ／＼と胸に答へる。嚴肅な勅語奉讀式を行ひ、最敬禮を以て謹聽さすことも、聖旨貫徹の一方法であることは、何人も之を疑はぬが、單に奉讀した許り、謹聽した許りで終つたならば、決して聖旨を貫徹したとは言はれぬ。教育勅語は斷じて儀式の爲のみの勅語ではない。形式はとも角として之を本質的に考へるならば、眞實に聖旨の貫徹したと言ふべき時は取りも直さず聖旨が國民によつて實行された時であることは言ふまでもない。明治天皇は國民に率先して道德實行の模範を垂示し給うた事は、我等國民が普く熟知してゐる所ではないか。果して然れば、勅語渙發四十周年を記念する最も有意義な事業は、君民一徳の聖旨を奉體して教育勅語に示された道德の實行に努力する事にある事は言ふまでもあるまい。

二 國民道德實行指導の大精神

勅語の聖旨を解釋し之を敷衍する講演會や講習會を開くことは聖旨を貫徹する一端として各地に行はれた。併し前述の趣旨から考へれば、之は聖旨の實行に向ふ間接準備の道行であつて、直接終局の目的でないことは明瞭である。思想の惡化してゐる現代生活に於て、教育勅語を道德實行の指導原理とするには、一方には現代生活を理解すると共に、他方には教育勅語の聖旨其の物を理解する上に於て、徒らに形式上の字句の末に拘泥せず、驀地に其の大精神を把握することが、大切である。私の考へる所では、抑々教育勅語の大精神は明治天皇五ヶ條御誓文、軍人勅諭、憲法發布勅語、戊申詔書は勿論天祖の神勅、神武天皇即位の詔勅、等廣く我が國列聖の詔勅を一貫する大精神と同一體のものである。宮内省側で新人の聞えある二荒伯の如きも此の點を力説して居られるのは卓見と言はねばならぬ。私は僭越ながら此の見地に立脚し、必ずしも在來の解釋に拘束されず、先づ第一に教育勅語の大精神と認むべきものに就いて率直に忌憚なき卓見を述べ、聊か聖旨の實

行を促す資となし、たいと思ふ。

教育勅語の文體は漢文に近い所から、渙發當時まだ適當の解釋書がなかつた際は、學校教育者は差當り根據とすべき解釋の標準に惑ひ、然るべき漢學者に頼んで字義の講釋をして貰つたさうである。此の種の解釋は經書講釋の體裁に倣つて専ら儒教の立場から忠孝、祖宗、肇國、樹德等の字句の出所出典を考證しつゝ之を註釋するものが多かつた。かくすれば忠孝の字義や祖宗の考證だけでも數時間乃至數十時間を費すといふ有様で、結局形式上の字句の末に拘泥する所から、説明が詳細に互るほど支離散漫に流れ、全體として統一を失ひ、肝心な我が國列聖の詔勅を一貫するやうな大精神を把握するには不適當である。勅語の本文を字句に切り刻んで古典を根據として數百年乃至數千年前の舊思想によつて考證註釋する事は、畏れ多い例であるが、恰も生き物を殺して後に死體解剖を行ふと同様なものであるまいか。随つて各部分の考證や註釋は何程詳細に互つても、勅語の全體に通じて躍動する生命を把へることは不可能である。必ずしも漢學者流に出所出典に拘泥して字句の考證註釋に没頭せずとも、徒らに字句の末に拘泥し、現代生活

の指導原理となるべき教育勅語を解釋するに時代錯誤の舊思想を以てしたならば、經書の講釋に囚はれて實際生活に處する道に迂遠であつた儒者を罵つて、論語讀みの論語知らずと言つたやうに、昭和の現代に幾多の勅語讀みの勅語知らずを續出するであらう。尙縱ひ新思想を以て勅語を解釋しても、字句の末に拘泥して、部分的に支離滅裂となつて、大精神を把握することが出来なければ、到底聖旨を實行貫徹し得よう道理がなく、時代錯誤の思想を以て聖旨の貫徹が出来ぬと同様に、勅語讀みの勅語知らずの誹を免れることは出来まい。併し勅語の字句などには拘泥せず、又必ずしも文字の教育がなくとも、正心誠意其の日々實行する所が教育勅語の聖旨に添ふてゐたとすれば、たとひ勅語を讀まずとも聖旨の實踐躬行者であるから、之を勅語讀まずの勅語知りと言つてよい。而かも夫れは、勅語讀みの勅語知りに劣る所がないから、事實上は、勅語讀まずの勅語讀みではないか。尙ほ勅語も讀まず其の行動云爲が聖旨に反するものは、勅語讀まずの勅語知らずであつて最も擯斥すべきであるが、勅語讀みの勅語知らずよりもまだ讀まぬ所丈けに恕すべき點もあらう。若し勅語讀みの勅語知らずが、勅語讀まずの勅語知りを見て

其の良心に反省したならば、慚死も尙ほ足らぬであらう。

獨逸帝政全盛時代のカイゼルは殆んど我が國の天皇陛下のやうな地位を保ちカイゼル自ら神の如く神聖のものと信じ、國民もカイゼル萬歳を唱ふる事は愛國心を表現する道と心得てゐた。併し如何に大聲に萬歳を唱へても聲ばかりでは愛國の實がない。真正の愛國者とは大聲以上に徹底自覺した國民精神を必要とする。獨逸では帝政時代にカイゼル萬歳を唱へて熱狂した人が、今日社會主義者になつてゐる連中も少くない。帝國が仆れて共和國となつた新獨逸では、萬歳愛國者といふ一種の嘲笑語が出来て、聲ばかりの自稱愛國者を諷刺してゐる。これは餘所事であるが、我等も大に反省すべき事があると思ふ。

教育勅語の字句の註釋に没頭して大精神を捉へることを忘るれば、終に、勅語讀みの勅語知らずになつてしまふやうに、勅語奉讀、本文諳誦、本文謹寫等の儀式や形式のみを以て聖旨を貫徹したものと誤信すれば、これは生命の抜けた形骸に等しい儀式や形式に終つてしまふではあるまいか。此等の儀式や形式には勅語の大精神が籠らねば何等の價值もない。勅語の大精神は單に儀式や形式を活かす内

容精神となる許りでなく、更に進んで同じ精神が現代生活の指導原理とならねばならぬ。教育勅語の聖旨の貫徹は飽くまで現代生活に於ける實行に及ばねばならぬ。教育勅語は單に儀式の爲に煥發されたものでなく、日常生活に於て國民一般に拳拳服膺して之を實行し君民一徳の實を擧げる爲であることは、今更茲にくだしく説明する必要はない。尙我が國では國家の儀式に君が代を歌ふが、これもたゞ聲を出して歌ふ許りに止まつて、其の國體讚美の精神が少しも實際生活の上に現はれなければ、君が代は聲ばかりに終つてしまふではあるまいか。君が代さへ歌へば愛國者と思ひ、何等愛國的の實行が伴はねば、結局君が代愛國者といふ聲ばかりの空虚な愛國者に過ぎぬであらう。私は我が國に兩陛下萬歳を三唱する人は無數にあるが、其の中に新獨逸の所謂萬歳愛國者がありはせぬかと憂へるのである。萬歳三唱者が萬歳を三唱する精神を會得すれば、必ず國體擁護の意義をなす實行が伴はねばならぬ。それは言ふまでもなく教育勅語の聖旨の貫徹である。教育勅語の大精神が國民の内心に躍動して日常生活の指導原理となつた時にこそ、君が代唱歌や萬歳三唱の意義が始めて徹底するのである。

教育勅語は單に學校の儀式の爲でなく一般に國民日常生活の指導原理たるべき我が國民道德の大綱を告示したつたものといふことは最早説明を必要とせぬ。國民道德といふ語は明治年間に出來た新熟語であつて、其の解釋に就いては多少の異論はあるが、我が國民の均しく踏むべき道といふ意義に於ては、何等の異義はあるまい。随つて教育勅語の大精神はやがて國民道德の大精神である事は言ふまでもない。

三 教育勅語と惟神の道

教育勅語は明治天皇が國民に下賜し給うた國民道德の經典であるけれども、國民道德其の物即ち勅語の「斯ノ道」其れ自體は、決して明治天皇によつて創作されたものではない。明治天皇は之を皇祖皇宗の遺訓と宣うたが、私は必ずしも其の文字の末に拘泥せず自由に解釋して其の大精神に觸れたいと思ふ。我が國では古來天皇を現神と仰ぎ奉る位であるから、皇祖皇宗をいづれも神々と仰ぎ奉るべきは當然であらう。尤も皇祖皇宗とはどなたを指すかといふ事に就いては學者の

異論があるが、廣く之を皇室の御先祖と見る事が最も穩健な解釋である。天祖天照大神や神武天皇を神々と仰ぐことは言ふまでもないが、今上天皇陛下以前の列聖を神々と仰ぐことは何等の異論はあるまいと思ふ。随つて皇祖皇宗の遺訓はやがて神々の遺訓と解して何等の不都合はない。私は教育勅語の「斯ノ道」を以て明治天皇御製中に現はれてゐる「神の開きし敷島の道」「神代の道」「神代ながらの敷島の道」「神代より一筋の道」「神の教」「古への御代の教」「千代の古道」「萬代までも榮えむ道」等と同一體のものと解釋する。これには古來惟神之道といふ別名が通用されてゐる。國民道德としての惟神之道は神職道又は敬神道といふやうな狹隘な舊思想を以て解釋すべきものでなく、神代に起源を有ち昭和の現代まで連綿として貫通してゐる我が大和民族に固有な一筋の道である。斯の道は神代の神々が實行し給うた所であり、歴代の天皇が率由し給うた所であり、我が大和民族が一つの心となつて代々遵守した所である。随つて時勢の進運に伴つて絶えず醇化し進歩發達して來たものである。普通武士道と稱するものは、此の惟神之道の悠久な發達過程に於ける武家時代の一波紋と見るべきであらう。神代の道即ち惟神

之道は畢竟神代に於ける國民道德に外ならぬ。更に一步を進めて現代思想を以て皇祖皇宗の遺訓の意義を解釋すれば、私は國民道德の起源を以て神代に於ける我が大和民族の國民精神の表現と見る。斯の道は決して外部から傳來したものでなく、大和民族の心魂の核心中から次第に生長發達したものである。私は之を國民精神の表現と名づける。而かも其表現に於て我が皇祖皇宗は神々に率先して最も美はしく斯の道を行ひ給ひ、先覺者即ち指導者の地位を取り給ふたのである。換言すれば率先して神代の道を實行して其模範を八百萬の神々に示し賜ふたのである。かくして代々の列聖には國民に徳を樹立し賜ひ、國民は父祖相繼いで斯の道を遵守して、萬邦無比の國體を成した。斯の道は本來神の心に出でた而かも神意のまゝを表現した神の道であり、それが列聖の君道となり又同時に代々の民道となつた。かくして神代より一筋の道が君民一徳となつて君主及び國民の道德意識の中に嚴存した。斯の如く解釋すれば、教育勅語の「斯ノ道」は大和民族其の物と終始し之と其の生命を同じうする。斯の道は時代によつて漸次に進歩發達して來たものであるが、我が大和民族に固有である事と、神代より一筋である

點に於ては萬代不易である。

左の明治天皇御製に此の意がよく現はれてゐる。

國民は一つ心に守りけり遠つみおやの神の教を

廣くなり狭くなりつゝ神代より絶えせぬものは敷島の道

私は此の御製中の敷島の道を教育勅語中の「斯ノ道」と同一體のものと解釋する。斯くの如く教育勅語に示された皇祖皇宗の遺訓を神の道と解し「斯ノ道」を惟神の道と同一體と見れば我が國民道德は取りも直さず神代より一筋の道であつて其の萬代不易の點に於て寶祚の天壤と共に無窮なる事實を表徴する。惟神之道の永世不朽の理はやがて教育勅語の「古今ニ通シテ謬ラざる理と全然一致する。明治四十一年の御製に

葦原の瑞穂の國の萬代もみだれぬ道は神ぞ開きし

とあり同三十五年の御製

千早振神の開きし敷島の道は榮えむ萬代までに

とあるは敷島の道即ち「斯ノ道」の永遠に不朽なることを詠ひ上げ賜うたのであ

らう。明治十五年の御製に

昔より流れ絶えせぬ五十鈴川なほ萬代も澄まむとぞ思ふ

とあり又明治二十二年の御製に

さざれ石の巖とならむ末までも五十鈴の川の水は濁らじ

とあるは斯ノ道の萬世不易と皇統の無窮とに寄る賜ふたものと拜察してよからう。五十鈴川の清澄は天地と共に永遠に不易であるやうに斯の道の不易なことは我が大和民族の堅い信念である。此の信念の動かぬ限りは國體は斷じて動くものでない。我が日本の國土其れ自體が天地と共に無窮に存続することは何人も疑ふ所でない。而かも此の國土に住む大和民族は同じ祖先の血統を承け繼いで子孫代々生々發展して永遠に繁榮するといふ事も人智の思惟に及ばぬ事情の突發せぬ限り何人も疑ふ所でない。神の子孫として神の國に生れた我等大和民族は遠つみおやの神の道、即ち皇祖皇宗の遺訓を遵奉してさへ行けば、教育勅語の聖旨を貫徹することが出来る。我等國民は明治三十七年の御製に

千早振神の御代より一筋の道をふむこそ嬉しかりけれ

とある聖旨を奉體し、神代このかた祖先の踏み來つた惟神の道に勇み進んで行きたいものである。況んや左の御製あるに於てをや。

暇あらば踏み分けて見よ千早振神代ながらの敷島の道(明治四十年)

本居宣長は神の道の起源に就て直毘靈の中に左の如く述べてゐる。

そも此の道はいかなる道ぞと尋ぬるに、天地のおのづからなる道にもあらざる人の作れる道にもあらず、此の道はしも可畏きや高御座巢日神の御靈によりて神祖伊邪那岐大神伊邪美大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひたまひたまひ傳へ賜ふ道なり。故是以神の道とは申すぞかし。

熊澤蕃山は水土解に左の如く言つてゐる。

日本の水土による神道はもろこしへも我國へもかすこと能はずかること能はず。唐土の水土による聖教も又日本にかること能はずかすこと能はゆず。我國の人心によるの佛教も又然り云々。學は儒をも學び、佛をも學び、理たかに心廣くなりてかりかされざるの吾神道を立つべきなり。又削簡の二には更に一步を進めて左の如く言つてゐる。

釋迦若し聰明の人にて、中國日本へ渡られ候はば茫然として新に生まれたるが如く、後世輪廻の見も何も忘れらるべく候。もろこしならば聖人を師とし、日本ならば神道に従はるべく候。

蕃山は斯の如く日本人が神道に従ふべきことを力説してゐるが、神道は儒教と矛盾するものと考へたのではなく、其の本質の一致を認め、寧ろ神儒合一を工夫してゐる。削簡の二に

神道と聖人の道とは名こそかはりたれども同じく人道にして三綱五常の道にもれず。

佛教より儒教に入り、更に神道に入つた、山崎闇齋は宋儒の學説によつて神道を解釋した。垂加草第十に

惟れ神は天地の心、惟れ人は天下の神物にして、其の心は神明の舍なればなり。

名法要集に

吾が唯一神道は天地を以て書籍と爲し、日月を以て證明と爲す。

又洪範全書の序に

蓋し宇宙は唯々一理なれば、神聖の生まるゝ、日出處、日沒處の異なると雖も、然れども其の道自ら妙契するものありて存す。是れ我邦人の當に敬んで以て思を致すべき所なり。

とあるは蕃山の所説と自ら一致する。

斯の如く徳川時代に於て儒教の思想を以て我が國固有の神道を解釋せんと試みた學者は神道、天道、人道の一致を認識してゐたことは明瞭である。随つて惟神之道に出でた我が國民道德が神道と一體なると同時に人道と一體なることは極めて見易き道理ではないか。

我が國の神「カミ」の意義に就いては古來學者の中に種々の異説があり古事記、日本紀の如き古典に於ける神の解釋は一樣でない。而かも其の學説は時代によつて變遷してゐる。併し神を以て「優れたる人」とし民族の祖先と見る上に異論はない。即ち神人合一説である。尙ほ其の語源に就いても或は「カムガミ」鏡の中略と言ひ、或は「アカミ」明見の略と言ひ、或は「カシコミ」畏の中略等の諸説があるが言語學上からカミ(神)君(キミ)首(クビ)の三語は同一語根から出たことは既に故文學士濱田

健次郎氏の證明した所である。尙ほ神は上なりといふ解釋は言語學上には異論があるやうであるが一般に通用されてゐる所である。此の意義から言へば語源の説明がなくとも神は君と自ら一致する。随つて君道が神道と一致することは極めて自然である。尙ほ神人合一の思想を押し擴げて行けば神道即ち人道となり教育勅語の國民道德が遠つみおやの神の教に出で、列聖と國民とに共通の道德であることが容易に理解される。

四 「斯ノ道」と君民一徳

教育勅語の「斯ノ道」は國民道德であると同時に君主道德即ち君道であることは勅語本文中に「朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺」の語句の上に明白である。尙子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所にも之を窺はれる。此の句は何心なく看過すれば一寸氣がつぬが「俱ニ」の意義を正せば子孫と臣民との二つは相對立することが明瞭となり、子孫は皇祖皇宗の御子孫と解釋せねばならぬ。即ち斯の道は列聖國民俱に遵守すべき道である。更に第一段に遡つて特に「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ以下に力を入

れて讀めば、國體の精華が如何にも單に臣民が「克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟シ」た爲に出來たやうに見えて、皇室の側に於ける列聖仁恕の化が明瞭でない。明治天皇が特に國民に率先して「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺」と宣ひ尙子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所と仰せられたのは皇祖皇宗の遺訓即ち列聖の大御心を其の儘に述べ賜うたものであつて、單に明治天皇のみに止まらず、明治天皇以前の列聖は均しく皇祖皇宗の遺訓たる斯の道を遵守し給うたものと解釋せねばならぬ。教育勅語の第一段は我が國體の精華を示し給う爲に、單に國民の克忠克孝のみを擧げ給ふたのではなく、此レ我カ國體ノ精華の(此レ)は、我カ臣民以下のみならず冒頭の「皇祖皇宗」以下全文を承けてゐることは疑ふ餘地がない。國民の方は克忠克孝以下で言ひ表はされ、列聖の方は肇國と樹徳によつて言ひ表はされてゐる。さうすれば「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」をざつと讀まず、列聖の御盛徳が國民教化の中心となつた事を包含せねばならぬ。私は今上天皇陛下即位式勅語中の「烈聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク」の義が含まれてゐるものと解釋する。さうでなければ教育勅語の冒頭と結語とが首尾一貫せぬと思ふ。

教育勅語の末尾の御誓言を明治天皇躬自ら御實行になつて、廣く國民に其の模範を示し給うた御盛徳は今更に茲に縷説する必要がある。明治三十七年の御製に

誓ひたるおのが心をしをりにて誠の道を分けつくしてむ

とあるは教育勅語の「斯ノ道」に對する明治天皇の聖慮を窺ひ奉るに餘ある。尙ほ明治以前の列聖が相繼いで「斯ノ道」をふみ給うた事は史實の立證する所であるが、左に掲げる御製によつても其の一斑を窺ふに足る。

龜山天皇御製

すべらぎの神のみことを承け來つゝいやつぎ／＼に世を思ふかな

後醍醐天皇御製

皆人の心もみがけ千早振神の鏡のくもる時なく

後花園天皇御製

敷島の道ある代々の古へに猶たちこえむあとをしぞ思ふ

後柏原天皇御製

うけつぎて今は我が世をわたらんや五十鈴の川のたえぬ流に

後奈良天皇御製

愚かなる身も今更に其の上のかしこき世々の跡をしぞ思ふ

櫻町天皇御製

千早振神の恵みの深ければみもすそ川の流れ絶えせぬ

神代より天つ日嗣のいやつぎに榮ゆる國は動きなくして

桃園天皇御製

神代より世々にかはらで君と臣の道すなほなる國は我が國

後櫻町天皇御製

天地と共に盡させぬ敷島の道は神代の光なるらし

孝明天皇御製

やすき世にひと日も早く度會や五十鈴の川の流れ汲みつゝ

本居宣長の直毘靈に

天皇の御統を日嗣と申すは、日神の御心を御心として其の業を嗣ぎ坐すが故

なり。

と言つてゐるのは此の意であらう。尙ほ同書の劈頭には

皇大御國は掛まくも可畏き神御祖天照大御神の御生座せる御國にして、大御神大御手に天つ璽を捧持して萬千秋の長秋に、吾御子のしろしめさむ國なりとことよさし賜へりしまに、天雲のむかぶすかぎり、谷蟻のさわさるきはみ、皇御孫命の大御食國とさだまりて、天下にはあらぶる神もなく、まつろはぬ人もなく、千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも大御神の御子とましまして、天つ神の御心を大御心として、神代も今と隔てなく、神ながら安國と平けく所知看しける大御國になもありければ、古への大御世には道といふ言擧もさらになかりき。人はみな産巢日神の御靈によりて生れつるまに、身に、あるべき限りの行は、自から知りてよく爲る物にしあれば、いにしへの大御代には、しもがしも、また、天皇の大御心を心として、ひたぶるに、大命をかしこみ、うやひまつろひて、おほみうつくしみの御蔭にかくろひて、おのもく祖神を齋祭りつゝ、ほどくにあるべきかぎりのわざをして、穩しく樂しく世をわたらふほかなかりしかば

今はた其の道といひて別に教へを受けておこなふわざはありなむや。

五 國民精神と斯ノ道

教育勅語の「斯ノ道」は神代以來君民一徳の道であることは斯くの如く明瞭である。私は此の惟神之道は開闢以來君民同祖の血族團體として連綿たる血族を傳へ、無窮の大生命を保つてゐる我が大和民族の血管を貫流し、民族の行動を鼓舞してゐる國民精神の表現と見る。抑々國民精神は國民の良心即ち國民の道德意識である。此の國民良心の活動が時代々々に表現して我が國民道德を具體化したのである。而かも漸次に發達進歩した我が國民道德の思想は動かす可らざる事實として開闢以來絶えず我が國民の意識中に現存してゐた。斯くして「斯ノ道」は我が國民生活の指導原理として事實上國史を一貫して大和民族の意識中に活躍してゐたのである。

明治天皇は此の國民意識中に嚴存する國民道德の精髓を把へ給ひ、其の内容を簡潔莊重の語を以て之を成文に表現し國民の遵守すべき規範を示し給うたのが

教育勅語である。教育勅語の「斯ノ道」は明治天皇の創始し給うたものでなく早くから我が國に嚴存してゐた神代ながらの道に基づいて國民の踏むべき道德の大綱を垂示し給うたのである。随つて教育勅語の大精神を把へるには此の國民道德其の物の源流に遡らねばならぬ。而かも其の進歩發達は一方に國民の力もあるが一方には列聖の德化に歸せねばならぬ。列聖が國民の教化に大御心を用ひ給うた事は神代からの道である。私は大和民族固有の道德を國民道德と名づけ、更に此の國民道德を生み出した民族精神を國民精神と稱したい。此の國民精神は古來大和心又は大和魂と言ひ、今日日本魂乃至日本精神と名づけるものと一體である。随つて我が國民道德は大和心即ち大和魂の産物と言ふべく、國民道德を遵守する精神も之を産み出した精神と其の本質に於て何等の變りはない。斯の如く解釋すれば、國民道德は外來思想又は儒教の燒き直しでなく、大和民族の生活の内部に芽生え且生長發達した國民自身の道德である。我が國民が今日まで進歩發展して來たやうに永遠に進歩發展する道も亦此の道の外にはない。我等大和民族が將來永遠に繁榮する道は、神代から今日まで繁榮して來た道と同じ道

でなければならぬ。我が大和民族は斯の道によつて結束統一し、斯の道を踏んで獨立を完うし益々繁榮を來すのである。換言すれば教育勅語の「斯ノ道」は眞に我が國民の生きる道であり眞に我が國民を活かす道である。

教育勅語の「斯ノ道」は開關以來我が國民意識中に嚴存する國民道德の精髓を把捉して之を成文に表現し給うたものと見るときは、教育勅語渙發以前に於ては「斯ノ道」は不成文律として國民意識中に内在し、國民生活を指導獎勵したものと考へねばならぬ。勅語渙發以前に「斯ノ道」を實踐躬行して後世に忠臣孝子の名を残したものが多かつたのは其の爲であらう。随つて教育勅語は渙發以後の今日に於ては聖旨の貫徹を圖るには徒らに字句の解釋に拘泥するよりも、直ちに其の根本精神を把捉することが一層重要である。教育勅語の聖旨貫徹と國民精神の作興とは此の意義に於て密接不離の關係を有つ。

平田篤胤は其著古道大意の劈頭に左の如く言つてゐる。

御皇統の連綿と御榮え遊ばされて、萬國に竝ぶ國なく、物も事も萬國に優れてをる事、又御國の人はその神國なるを以ての故に自然に正しき心を具へてゐる。

其を古より大和心とも大和魂とも申してある。又同書下巻にも次の一節がある。御國人は自らに武く正しく直ぐに生れつく。之を大和心とも御國魂とも云ふでござる。(中略)どうぞ此の大和心御國魂をば枉げず、忘れず、修し齊へて直ぐ正しく、清く、喜ばしい大和心に磨き上げたいものでござる。私は我が國民道德を以て大和心即ち大和魂の産物と言つたが、大和魂は本來國民に共通であつて而かも國民精神とも名づけ又國民性と稱することも出来る。個人の魂は其の一生の運命を開拓する原動力であるやうに、大和魂は大和民族の盛衰興亡を左右する原動力ではないか。此の大和魂の已むに已まれぬ躍動によつて、我が國民は神代このかた激刺たる生々發展の國史を作り出した。此の國民生活の指導原理を指して、斯ノ道即ち國民道德と名づけるのであるから、我が國民道德は結局國民精神の表現とも國民性の權化とも言ふことが出来る。我が國民道德には剛健な國民精神即ち優秀な國民性の特長が躍如として發露してゐる。我が大和民族はかゝる國民道德を根本精神として發展して來た。然るに明治

維新以來盛んに歐米の文物を輸入し、明治五年には我が新政府は歐米先進諸國の制度に則つて新教育を起したが、道德の教に至つては或は殊更に新奇を銜つて輕佻浮薄に流れるものもあり、或は舊慣を墨守して固陋頑冥に陥るものもあり、急進保守相争ひ、新舊混淆方針區々として歸着する所がなかつた。當時思想混亂の狀態は昭和の現狀に彷彿たるものがあつた。地方長官會議の際も國民の準據すべき徳教方針確立の希望が提出された位である。然るに教育勅語の渙發は快刀亂麻を斷つ概を以て當時の思想問題を解決し了り、國民は翕然として此の大方針に趨向した。今迄外國の思想に心を奪はれ自己の認識を忘つてゐた者も、幡然として我に還り、夜明けて旭日を仰ぐ如き心地がした。炳として日月の如く明白な勅語を通して我が國民は慌しく民族本來の自己を發見し、今更に自己の意識中に嚴存する國民精神に目ざめたのである。これは正に國民意識の動きと言ふことが出来よう。

併し勅語渙發の當時外國思想を代表する基督教徒の巨頭は敢然として反對の意見を發表し、基督教を信ずる學校教師にも所謂不敬事件を起したものがあつた。

教育勅語と基督教の衝突に關する論戰は明治二十五年頃に絶頂に達した。此の消息は井上哲次郎博士著「教育と宗教の衝突」と題する單行本に於て之を窺ふことが出来る。基督教徒も其の後次第に勅語を理解し、今日では基督教主義の學校でも勅語奉讀もやれば、君が代も奉唱し、御眞影に最敬禮も行つてゐる。換言すれば今日では我が國の基督教は教育勅語と調和してゐるものと見て差支あるまい。私は此の關係を過去の歴史に於ける國民道德と佛教との關係に見出す。純粹の佛教は印度の外來思想であるから、我が國本來の惟神の道と同一でない事は言ふまでもない。随つて兩者の衝突は到底一度は避く可らざるものであつて、果して傳來間もなく起つた。併し長い間に此兩者は融合調和し相提携して國家の發展を助け、幕末頃は寧ろ神佛混淆の状態を呈してゐた。今日と雖も佛教徒中に教育勅語に對して叛旗を翻す者があらうとは思はれぬ。

明治二十三年教育勅語渙發によつて喚起された我が國民精神は、學校教育によつて全國に亙つて組織的に涵養振作される事になつた。渙發當時には時の芳川文部大臣から十月三十一日附を以て發せられた訓令中に「殊ニ學校ニ式日其他便

宜日時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ」の條項があり、それは全國を通じて嚴格に勵行され、定期に勅語奉讀式が行はれた。これは教育勅語の聖旨を普及して從來殆んど無方針であつた修身科の缺陷を補ふ爲に當然必要な施設であつた。

併し爾來各學校の修身科は教育勅語の旨趣に基づく事になり、聖旨の衍義は修身科の中に於て行ひ得るやうになつてから、式日以外に行つてゐた所謂勅語奉讀式は自然に其の跡を絶つた。殊に文部省で國定教科書として小學修身書が勅語の旨趣に基づいて編纂されてからは、猶更修身科以外に勅語の衍義を行ふ必要は少なくなつた。

教育勅語渙發後四年に起つた日清戰役並に其後十年を経て起つた日露戰役は一方に於て國民教育の徹底と其の國家的價値を證明すると共に、教育勅語に垂示された國民道德の力を實地に發揮する試金石となつた。殊に教育勅語中の「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の一節は最切實に國民精神を鼓舞した。我が國民は此の兩大戰役によつて我が國體の尊嚴を自覺す

ると共に國民道德の眞價をもしみぐくと體驗した。就中、日露戦役の如きは舉國一致眞に國運を賭して奮闘したので、我が國の連戦連勝は歐米人を驚倒せしめ、而かも其の眞因は泰西から輸入した物質文明でなくて、日本人に固有な父祖傳來の國民道德に存する事は、具眼者の夙に認識する所となつた。戦役後新渡部博士著英文武士道の書が歐米人に愛讀されたのは決して偶然でない。我が國民も此兩戦役に高潮した忠君愛國の精神には我ながら驚嘆する位であつた。それと同時に此の國民精神は決して明治年間に俄かに創造されたものでなく、我が國開闢以來國民の血管を貫流するものと同一であることを疑ふものはなかつた。斯くして我が國民の優越性が自覺され、卑屈な拜外思想を捨て正々堂々と世界の列強に伍する自信を得た。明治三十七年明治天皇御製に

敷島の 大和心の 雄々しさは 事ある時 ぞあらはれにける

とあるは平素左程とも思はなかつた國民精神の高潮を仰せられたものと思ふ。これは實に當時我が國民も均しく自覺し痛感した所である。國民精神の高調は言ふまでもなく國民道德の實行を意味し、夫れはやがて教育勅語の聖旨が貫徹さ

れた事になる。就中舉國一體となつて義勇公に奉じた點に於ては洵に遺憾なき有様であつた。斯の如き國民精神作興の事實は、我が大和民族に祖先傳來の雄々しき大和心が存在してゐる事を證明するのみならず、戦役其の物は我が國民に取つて何物にも代へ難き國民精神訓練の機會であつた事を忘れてはならぬ。日清日露戦役は我が國民として眞に自己の存亡を覺悟せしめる大試練であつた。而かも此の大試練が期せずして舉國一致義勇奉公の事實を齎らし、同時に我が大和民族は此の剛健な國民精神の持主であるといふ自信と自覺を促がした。

我等日本國民は目下滿洲事變に於て支那國民と對立し國際聯盟に於て我が政府は世界各國を相手として善後策を講じつゝある。我が國民はかゝる國家の重大事件に遭遇して共產主義者などが言ふ如く、國境を忘れ、國家其の物を無視してゐることが出来ようか。滿洲五寒の野に於ける我が將卒の目醒ましい活動は日清日露兩戦役當時に劣らず、明治天皇御製に見えてゐる「大和心の雄々しさ」を現はしてゐるもの以外の何物であらうか。日清日露兩大战役に連戦連勝を來した我が剛健の國民精神があればこそ、我が日本には世界の驚異となつてゐる明治年間

の奇蹟的な國運の發展があり得たのである。更に遡つて之を考ふれば明治維新の大業を成就し得た原動力も同じ剛健な國民精神以外の何物であることを許さぬ。維新の功臣を教育した吉田松陰が

かくすればかくなるものと知りながら已むに已まれぬ大和魂

と歌つたやうに、我が大和魂は我が一身はたとひ如何になつても已むに已まれぬといふ忠君愛國の熱誠ではないか。此の心は遠い祖先から日本人の意識中には必ず存在してゐる。我が國の發展進歩も國民の繁榮幸福も一として此の已むに已まれぬ大和魂の躍動に因らぬものはない。此の已むに已まれぬ大和魂即ち剛健な國民精神こそ、茲に云ふ國民道德の源泉であつて、私が國民道德を以て國民精神の表現と名づける所以である。

斯の如く解釋すれば我が國民道德は已むに已まれぬ大和魂より湧き出た道德即ち大和民族本有の道德である。大和民族が大和民族の爲にする自己意識の活動である。即ち我が國民が代々其の國民的良心に訴へて、最善至上と判斷して行つた道德である。従容として一命を投げ出し、生死を鴻毛の如く輕んじて實行し

た道德である。而かも此の道德の内容には大和民族を最も幸福ならしめる國民の理想并に國家の理想を含蓄してゐる。斯の如く國家國民の理想を以て生活の指導原理とした國民の自發的道德が、開闢以來大和民族の血管を通して剛健な國民精神によつて表現された。私は明治天皇の教育勅語を以てかゝる國民道德の精髓を捉へて最も簡明に大綱を垂示し給うた經典と考へる。教育勅語の大精神こそ正に我が國民生活と終始一貫する指導原理に外ならぬものである。大和心又は大和魂乃至國民精神といふのは名稱はそれ／＼異つてゐても、大和民族の生命を一貫する上に於て何等の相違はない。而かも其の終始一貫の本質は教育勅語の大精神とピタリと一致する。教育勅語に垂示された國民道德は大和民族の本質から成長發達したもので、國民生活其の物と生命を同じうするものである。私は今茲に國民道德が國民生活其の物と生命を同じうする意識を明白にする爲に、國民道德の母胎たる國民精神が大和民族と其の生命を同じうすることを説明したい。

我が身は父母の骨肉を分つた遺體であると同じく、父母も亦同じく祖先の骨肉

を分つた遺體である。我が身も亦一樣に其の骨肉を分つて血統を子孫に傳へる。而かも親子の關係は生命を有する時に於てのみ可能であり、生命ある親にして始めて生命ある子を生み得るもので、親子は一體分身の骨肉關係であつて、其の生命は共通のものである。切言すれば親の生命が分れて子の生命となるのである。斯の如く考へれば、我等個人の生命は自己一個人の生命であると同時に、自己の父母、祖先、親戚を通じて連絡し、過去、現在、未來を貫いて永遠無窮に繁榮する大和民族の大生命の一部分に屬するのである。個人個人に就いて之を見れば、其の一生は比較的短いもので、天壽の差はあつても死を免れる者はない。併し民族を全體として觀察すれば、個人の死滅に拘らず絶えず老若男女を交へて生存してゐる。換言すれば生命を有つた民族が共同團體をなして嚴存してゐる。我等は此の生命ある民族團體の超時間的存在を以て、大和民族の大生命と名づけることが出来る。此の大生命は開闢以來一度も斷絶したことがなく、恰も河流が滔々として永遠に海に向つて流れ行くが如く、前代から後代に流動してゐる。父母は其の骨肉を其の子に分ち、子孫は祖先の後身となり、祖先は子孫の前身となつて、同じ民族の大生

命が永遠無窮に生きながらへて行く。個人の生命は恰も此の大生命の流れに於ける一波紋に過ぎない。此の大生命を離れて孤立した個人の生命は存在し得ないのである。

個人の生命は一代限りのものであるが、民族其の物の大生命は天地間に理外の大變動が起らない限り、永遠無窮に存続すべきものである。生命には肉體と精神の二方面がある。民族の身體が一種の特色を以て遺體されて行くことは何人も疑ふ可らざる所で、身體の上から見て日本人は永遠無窮に日本人の民族的特色を保有する。これと同様に身體と表裏する精神にも、一種の特質を遺傳して行くことも同じく疑ふ可らざる事實である。私はかゝる根據から、大和民族の大生命には古今を一貫した國民精神が宿つてゐるものであつて、開闢以來民族の血管を貫流し、民族の行動を鼓舞してゐるものと信ずる。

三宅尙齋が狼筈録に左の如く言つてゐるのは自ら私の見解と一致する。

祖考と自家とは只其れ一條連綿の精神たり。謂ゆる自家の精神とは即ち祖考の精神是なり。

斯の如く考察すれば、大和民族の大生命が事實上永遠無窮に存続すると共に、國民精神も亦永遠無窮に其の生命を保つものと言はねばならぬ。此等は共に我が國民道德の根柢に對して、無窮性を與へるものと言はねばならぬ。

私は教育勅語の「斯ノ道」即ち國民道德を以て國民精神の表現と見るのであるから、國民精神を作興することは、國民道德の振興を來すことは言ふまでもない。随つて教育勅語の聖旨の貫徹と國民精神の作興とは全然同一體の事實に外ならぬ。關東大震災後大正十二年十一月十日「國民精神作興ニ關スル詔書」が渙發されたが、其の旨趣は明治天皇の教育勅語の根本精神と何等異なる所がない。詔書の本文に「振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉グルニ在ルノミ」とあるを見て之を的確に證明することが出来る。

六 國民の自律と徳

倫理學には道德に自律他律の別を立て、自己の良心の無上命法に服従するものが自律であつて、自己以外の標準によつて行動するものを他律といふ。子供が父

母教師の指導や命令禁止によつて行動するものは、他律道德であり、成人が自己の良心の命令に従つて行動するものを自律道德と名づける。此の區別に従へば、道德は他律から自律に進むもので、他律は自律より一段低いものと言はねばならぬ。自己以外の標準に拘束されて已を得ず行ふものは、言ふまでもなく他律道德であつて、そこには良心の自由が存在せぬ。果して然らば教育勅語を經典として行動する道德は、自律か他律かといふ難問が起る。それは自己以外に道德の標準があるからといふ事を理由として勅語を奉ずる國民道德は他律道德であると公言して奇禍に逢うた人もある。若し教育勅語を明治天皇の大權によつて發し賜うた政治上の勅令と見れば勅語を遵守する事は法律を遵守すると同じ事になり、明かに他律道德の謗を受けねばならぬ。併し教育勅語に示し給うた國民道德は、明治天皇が法律命令を制定し給うと同じ意味で制定し給うたのではなく、皇祖皇宗の遺訓として將又我等祖先の遺風として、神代このかた一筋に我が大和民族が自己の良心の命令として、即ち自己意識の活動として已むに已まれぬ心を以て實行し來つた民族本有の道德を垂示し賜うたものとすれば、夫れは決して他律道德でな

くて、明かに國民自身の自律道德になるではないか。

私は今から十九年前海外留學中佛國巴里大學で日本の道德教育は教育勅語の旨趣に基づく意味の講演をした時に、君主の命令を道德の經典とする事は政治に便宜な御用道德ではないか、といふ質問を受けた。自由平等友愛を以て共和國の綱領とし學校に於ては全然宗教の支配を脱し専ら良心の自由による道德教育を施してゐる佛蘭西人に此の質問が起るのは寧ろ當然であらう。必ずしも佛人でなくとも、我が國で若し教育勅語は明治天皇の勅語なるが故に主權者の命令として絶對に之に服従せよといふ調子で教へたとすれば、我が同胞の間にも同様の疑問が起るであらう。教育勅語は主權者の命令の一種には相違ない。併し政治上の勅令の形式ではないことは言ふまでもない。若し單純に形式上から勅語を勅令同様に考へれば、我が國民道德は他律道德所か道德の性質を失つて、全く法律同様のものとなつてしまふ。教育勅語渙發當時の事情は政治的にも國民思想を統一する必要があつた事は疑はれぬ。時代の急務に應じて教育勅語が渙發された意義に於ては、全國民道德其の物は明治天皇によつて、其の時俄かに創造されたも

のでない事は屢々縷述した通りである。私は飽くまで教育勅語を明治天皇の政治上の命令と見ず、之に示された國民道德を以て、我が國民精神の表現と見做し、已むに已まれぬ大和魂の活動、即ち國民良心の無上命法と見て純然たる自律道德と考へる。若し我が同胞が此の自覺なく、只漠然と國民の遵守すべき道德なるが故に國民の義務として澁々之を遵守するといふやうな姑息な形式道德に終つたならば、我が國民道德は生命の脱けた死骸同様のものとなるであらう。教育勅語の道德は國民自身を最も幸福にする國民本有の道德であるといふ自覺を得なければ、折角教育勅語を奉體しても、我が國民道德は極めて淺薄無力な他律道德となり終るであらう。

又教育勅語の忠君道德は服從道德であつて、自主の精神を缺いてゐる點に於て新時代の要求に適應せぬといふ非難をする人がある。併し、これは國民道德の自律性に目ざめぬ議論であつて、國民精神を自覺し、國民道德の由來を會得すれば、斯かる非難は自然に消滅する。

國民生活の指導原理たる意義に於て、惟神之道が神代から今日まで君臣一徳の

一筋の道であつたやうに、明治天皇の教育勅語は我が國民生活の指導原理として永遠に我が國民道德の經典であり、而かも我が國民に國民的良心を喚起し、已むに已まれぬ大和魂を吹き込むことは、上述の通りであるが、私は次に進んで勅語の要點即ち眼目は何處にあるかといふことを考へて見たい。

七 「斯ノ道」の眼目と我が國體

私の卑見を短刀直入に述べれば、第二段の「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」といふ所に國民の行ふべき道德の歸着點が存在し、本文の第一段及び第三段は此の眼目を闡明する爲に附隨してゐると考へる。第一段は言ふまでもなく國體の精華を明かにされ、第二段は之を實現する國民道德の細節であり、以テ以下が其の總括である。第三段は「斯ノ道」の本質と君民一徳の聖旨を述べ給うたのである。

天壤無窮の語が天祖の神勅に出でゝゐる事は何人も氣づく所であり、教育勅語渙發の前年に發布された憲法第一條「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」が天祖の神勅豊葦原の千百秋の瑞穂の國は是れ吾が子孫の王とますべき地なりを

換言したものであることは、誰も首肯する所であらう。篤と此の聯絡を考へれば憲法の效力を生ずる帝國議會開會前に急ぎ教育勅語を渙發し賜うた事情を略ぼ推測する事が出来よう。憲法第一條に國體は明確に規定されても、若し萬一國民に國憲を重んじ國法に遵ふ道德がなかつたとしたならば、憲法第一條は遂に空文に終つてしまふではないか。億兆の國民心を一にして天壤無窮の皇運を扶翼し奉る事は、やがて憲法第一條を保障する國民道德ではないか。憲法は國法の根本法則として法の上より國體を保障し、教育勅語は國民道德上から之を擁護することを教へる。私は教育勅語と憲法との間に如上の深い内的關係があるものと信ずる。教育勅語は帝國憲法と並んで我が國千古不磨の大典である。而かも兩者共に欽定であることが、他國に其の比類を見ない所である。憲法發布に際し皇祖皇宗の神靈への告文や國民への勅語及上諭には教育勅語と共通な聖旨が現はれてゐる。告文中には

皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ云々内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ云々とあり上諭の中には

朕、及朕、カ子孫、ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ
 とある。これを見ても憲法が皇祖皇宗の遺訓に基づいてゐる事と陛下躬ら率先
 して之を遵守し給ふ君民一徳の聖旨が明かである。此等は教育勅語と相待つて
 萬邦無比の國體を説明するに餘ある。

萬づ代の國ののりともなる書を殘してしがな此時にして(明治三十八年)
 定めたる國のおきては古への聖の君の御聲なりけり(明治四十三年)

此の二つの明治天皇御製中國ののり及び國のおきては憲法と解しても國民道
 徳の經典たる教育勅語と解しても意義は一樣に通ずる。神代ののり又はおきて
 にはまだ道德と法律との區別は明瞭でなかつたに相違ないから神の教としては
 兩者を包含するものと見て差支なからう。

天祖の神勅に現はれて實祚を文字通りに天壤と共に無窮ならしめる事に就い
 て、明治天皇が日夜いかに軫念し給ふたかは、幾多の御製の上に歴然と現はれてゐ
 る。天皇崩御の年(支那革命の少し前に左の御製がある。

開くべき道は開きて神つ代の國の姿を忘れざらなむ

明治元年五箇條の御誓文中に「智識ヲ世界ニ求メ」とあるやうに、維新以來の新日
 本はどれこれの區別なく善いものを選んで盛んに泰西の文物を輸入して所謂文
 明開化の途を進んだが、其の目的は御誓文の後半たる「大ニ皇基ヲ振起スヘシ」とい
 ふ所にあつたとは言ふまでもない。明治四十二年の御製に

よきをとりあしきを捨て、外國に劣らぬ國となすよしもがな

とあるは上記五箇條の御誓文中の聖旨と符節を合する如く、ピタリと一致する。
 明治時代の新日本の異常な發展は泰西文物の輸入に負ふ事が多かつた事は言ふ
 迄もない。併し外國の文物に心酔すれば、兎角自國の本領を忘れ勝である。此の
 御製は支那革命運動の事情を聖察の上か、否かは固より圖り知られぬが、何程開け
 るには開けても、我が國體を忘れてはならぬとの御警告は明瞭である。尙明治三
 十七年の御製

開くれば開くるまゝに思ふかなあらぬ道にや人のいらむと

を思ひ合せて見れば聖慮を察し奉るに難くない。

明治四十三年の御製には

おごそかに保たざらめや神代よりうけつぎ來る浦安の國
とあり國體擁護に對する明治天皇の嚴肅な御態度が窺はれる。尙明治三十六年
の御製には

千早ふる神のかためし我が國を民と共に守らざらめや

とあり「民と共に守らざらめや」は教育勅語本文中の「子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ
所及び朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺と符節を合する如くで、明治天皇が君民一體とな
つて我が萬邦無比の國體を萬代に保全しようと軫念し給ふた事は明かである。
尙ほ教育勅語換發より十數年以前に國體擁護の道は君民一徳でなければならぬ
といふ意味を極めて明白に詠み上げ給う御製がある。明治天皇の君民一體の
御誓願は決して教育勅語的發の時に始まつたのではない。明治十一年以前の御
製に左の一首がある。

人も我も道を守りて變らずば此の敷島の國は動かじ

私は此の御製の中に教育勅語の聖旨の精髓が籠つてゐるものと信ずる。
茲に道とあるは教育勅語中の「斯ノ道」であることはくたくしく説明を要せぬ。

切言すれば教育勅語はこの道を我が國民一般に垂示し給うたのである。明治十
五年の軍人勅諭に「汝等皆其ノ職ヲ守リ朕ト一心ニナリテカヲ國家ノ保護ニ盡
サバ我が國ノ蒼生ハ永ク太平ノ福ヲ受ケ我が國ノ威烈ハ大ニ世界ノ光華トモナ
リヌベシ」とあるのも、此の御製の聖旨と同じく君民一徳を以て國體擁護の要諦と
なし給うたものと見てよからう。之を要するに天祖の神勅を動す可からざる歴
史的事實に具體化し、教育勅語の眼目を着々國民生活に實現する途は實に此の御
製の聖旨の如く君民一體となつて「斯ノ道」を遵守し、君民一體の實を擧げるの外
ない。

此れ等の御製から推し又帝國憲法と思ひ合はすれば、勅語の眼目が「以テ天壤無
窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」といふ所に存すると斷定することは、決して無理でない
と信ずる。教育勅語の眼目を茲に置けば、勅語道徳は國體擁護道徳と言つても差支
あるまい。第一段に「克ク忠ニ克ク孝ニ」とあるのを取つて普通忠孝道徳と呼ん
でゐるが、國體擁護を主とすれば忠君道徳又は忠君愛國道徳と呼んでもよからうと
思ふ。

神武天皇建國以來、上に萬世一系の皇室を戴いて、既に二千五百九十餘年の星霜を經過し、天祖の神勅が如實に證明されてゐる事は、一に君民一體となつて教育勅語の「斯ノ道が實行されたから」と言はねばならぬ。教育勅語の中には「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」とあり又明治三十七年の御製には

國民は一つ心に守りけり遠つみちやの神のをしへを

とあるが此の二つのみを見れば、我が國體は國民の忠誠のみによつて擁護されて行くかのやうにも解釋され得るやうであるが、前述の勅語や御製を拜讀すれば、君民一徳の聖旨が火を觀る如く明瞭であり、我が君民一體の國體は億兆國民一心の忠誠と列聖の君民一徳の大御心によることは毫も疑を容るゝ餘地がない。私は上下協戮、舉國一體となつて、天祖の神勅の文字通りに、寶祚を天壤と共に無窮ならしめることが、教育勅語の眼目であると信ずる。

本居宣長も直毘靈に於て皇祖皇宗の遺訓たる「斯ノ道が我が天壤無窮の皇運を扶翼し奉る基礎なる意義を述べてゐる。

天津日嗣の高御座はあめつちのむたときはにかきばに動く世なきぞ此の道の靈しく奇しに異國の萬の道にすぐれて正しき高き貴き徴なりける。

或人は一旦緩急アレハ以下に力を入れ、義勇奉公のみが皇運扶翼の道であるかの如くに解するのは勿論狹隘である。「以テは爾臣民父母ニ孝ニ」以下全部を受けてゐるから、一旦以下は非常時の道であり、其の前は平時の皇運扶翼の道と解すべきであらう。平時非常時の務を完うすれば、終始一貫して天壤無窮の皇運を扶翼する道となり、同時に「是ノ如キハ」以下の忠孝の道を完うする事になる。第二段には國民の行ふべき道德を「克ク忠ニ克ク孝ニ」と簡單に要領のみを言つてあるが、第二段に於ては其の細目を詳細に示してある。我が國の教育勅語が儒教の五倫の教を學んだものとすれば「父子親あり君臣義あり」に倣つて「父母ニ孝ニ」の次ぎに「君ニ忠ニ」とありさうなものであるに拘らず、明かに此の字句がない。我等は此處に我が國民道德の特質を見出さねばならぬ。「爾臣民父母ニ孝ニ」とあるのに對して「君ニ忠ニ」といふ句がないのは特に注意すべき點であつて、是ノ如キハ獨リ忠良ノ臣民」の所に明示してあるやうに、其れより前の細目を全部實行すれば、それが忠と

なり、同時に祖先の遺風を顯彰する孝となるのである。随つて國民道德の大本としての忠孝一致の忠孝は、單に君と親とに對する忠孝の意義より一層廣い意味の忠孝と考ふべきであらう。ともかくも國民道德の實行によつて我が皇運を扶翼して國體を萬代に保全することが忠であり、同時に孝となるのである。此の意義の忠孝は君又は親への對個人的道德よりも遙かに廣義のものでなければならぬ。

八 我が國體と家族的精神

斯くの如く考へれば、我が國民道德は極めて簡明に國體擁護の根本道德と直言しても差支ない。さう見れば道德が如何にも國家の法律のやうに聞えるが、よく我が國體の本質を明かにすれば、國體擁護の道德は單に國家の爲のみならず、實に人間自然の人道に基づいて、同時に人類全體の爲の道德であることが、自から明瞭となる。我が國では舉國一體となつて、斯ノ道を遵守して、萬邦無比の國體を擁護することは、同時に人類に共通普遍な人道の美を濟す所以である。我が國は人類が自然に組織する家族といふ共同生活團體を擴充した家國一體の家族的國家で

あり、我が大和民族は君民同祖の血族團體である。随つて國は家を大きくしたものの、國民は家族を大きくしたものである。我等日本國民は同じ先祖から出た無数の家を集めた大家族であつて、我が皇室は此の大家族の宗家であらせられる。随つてどの家の血統も其の根源に遡れば、同じ祖先に歸着する。而かも此の大家族の一國を統治し給ふのが天皇の御位であるから、我が國の天皇の御位は宛がら一家の親のやうである。神代以來列聖は宛ら親が其の生みの子に對して現す親心のやうな大御心を以て臣民を赤子の如く愛撫し給うた。之に對して我等の祖先が列聖の大御心を我が心として世々皇室に忠誠を盡したのは孝子が其の親を慕ふ心と變らぬ。これを我が國では忠孝一致又は忠孝一本と稱する。親の慈愛が子の孝心を養ふと同じく列聖仁恕の大御心が我が國民の忠心を培養し給ふたのである。我等國民が皇室に忠誠を盡すことは、祖先の遺風を顯彰するといふ意味に於て孝道に適ふのであるが、之と同時に皇室の列聖が皇祖皇宗の遺訓に基づいて仁恕の大御心を以て民を治め給ふのも、皇祖皇宗の遺訓に率由し給ふ意味に於て同じく孝道となる。孝謙天皇の詔勅には、古ハ民ヲ治メ國家ヲ安ニスルコト

必ス孝ヲ以テ理ムと見え、保元物語にも「明王は孝を以て天下を治む」とある。これは孰れも孝經孝治章に出てゐる語である。孝謙天皇が孝經を尊信し賜うた事は勿論引續き清和天皇、陽成天皇、光孝天皇等孰れも孝經を讀み給ふた事が史傳に残つてゐる。是より後天皇皇太子皆書を讀むに孝經を先とし給うた。列聖の大御心は國民大親としての親心とも言ふべきであると同時に、親心と本質を同じうする孝心とも一致する。此の意味から言へば、列聖の孝心が國民の忠心を養はれたものと解することが出来る。こゝにも忠孝一致忠孝一本の意義がある。要するに我が國民道德は親子關係を以て言ひ表はされる家族的な精神を以て一貫してゐる。敬神崇祖も之と同じ精神から出たものであつて結局孝道の延長に外ならぬ。そしてそれはやがて君父に對する忠誠の心ともなる。忠と孝とは飽くまで一本一體である。我が國體の特色は君民關係が宛がら親子關係のやうに純眞純美である所にある。即ち親子一體の骨肉の親に基づく君民一體の美風である。太古の神話も國土創造の傳説も皆親子關係を以て言ひ表はされてゐるではないか。神と國土との關係も列聖と國民もとの同じく親子といふ家族的な精神によつて言

ひ表はされてゐるではないか。大正天皇即位式勅語に

「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶父子ノゴトク以テ萬邦無比ノ國體ヲナセリ」

と見えてゐるのは、其の儘之を我が國體の定義と見てよい。人皇第二十一代雄略天皇の詔には「義は乃ち君臣にして情は父子を兼ね」と見えてゐるのも全く同義であらう。茲に父子とあるのは強ちに母を省くのが義でなくて父母を併せた親子の義と見るのが至當であらう。それは人皇五十六代清和天皇の勅に「義は君臣たれども恩は父母に過ぐ」とあるので之を證明することが出来る。今上天皇陛下即位式勅語中の左の一節は君民一體を特色とする我が國體の説明が一層詳細且つ明瞭である。

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家トナシ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

殊に「上下感孚君民體ヲ一ニス」の一句には我が國體の特色が最もよく現はれてゐる。即ち子をはぐくむ親の慈愛即ち親心が親を慕ふ子の心に感應して其の孝

心を養ふやうに、いつくしみ深き列聖の大御心が民の心に通じて民の忠誠が自ら發露し、君民一徳、君民一體の事實が生じてゐる。我が萬邦無比の國體は斯くの如く人倫の自然たる親子關係を以て言ひ表はすべき人間純眞純美の至情によつて成り立つてゐる。

私は茲に上下感孚の意義を今少し敷衍して見たい。此の意義は親子關係から推して行けば極めて明瞭である。人の親切は必ず之を受け人々の心に通ずる。子の爲に如何なる犠牲をも辭せぬ尊い親心は母が其の子を養育する時に最もよく發露する。「寢てゐても團扇の動く親心」といふ古句に見えるやうに子を育てる親心は寢てゐる間も子の爲に無意識に働いてゐる。まして泣き出す時や病氣の時などの親心には全く親子の區別がなく、身も心も親子一體と言つてよい。子が父母に感謝し、父母を愛慕し、之に孝行しようと思ふ心は、無限の慈愛をたゞまた親心が無心の子に通ずる爲である。とも角孝の心は父母があらゆる物を投げ出し我を忘れて専ら子の爲に盡す親心と同じく親の爲に如何なる犠牲をも惜しまぬ心の誠に外ならぬ。随つて孝の心は親心を子の心とすることに外ならぬ。親心

に取つて子の喜憂がやがて親の喜憂となることは、親が子の心を我が心とするのであつて、親子一體分身の自然の血縁に其の基礎がある。孝の心は唯親の子に對する心を子の親に對する心に移したまでに過ぎぬ。我が子に對する眞實の親心は子の親に對する眞實の孝心と其の本質に變りない。これは誠又は眞心といふ語を以て言ひ表はすことが出来る。之と同様に天皇に對する國民の忠誠は親心に變らぬ天皇の大御心が國民の心に感應する所から起る。國民がひたすらに天皇の大御心を奉體して之を我が心として君國の爲に盡せばそれがやがて忠誠となる。忠誠は大御心と民心との融合感通に外ならぬ。孝は親心によつて喚び起され忠は大御心によつて發露する。親心も大御心も人間の至誠を表はし、之に對する忠孝も共に一つの誠に歸着する。忠は親に對する孝心を君に移したものであり、忠孝共に人の心の誠望至誠を以て一貫するといふ意味で、忠孝一致と言ふことも出来、又親子一體が君民一體と其の本質を同じくするといふ意味に於て、忠孝一致又は忠孝一本と稱することも出来る。要するに君民一體の我が國體は親子一體の家族的精神に基づくことに變りはない。

我が國體は斯くの如く麗はしいものであつて、此の國體を永遠無窮に擁護する我が忠孝一致の國民道德は、結局人倫の自然たる親子の至情に基づいてゐる。親子の間に發露する人倫自然の至情は人類全體に共通のものであつて、些の無理も不合理もなく、且つ何等の奇異も不自然もないから、これに基づいた我が國民道德は誰にも分り易く行ひ易く且つ自然である。茲に我が國民道德の人道的基礎があり、人類に共通な普遍的妥當の價値を有つ所以である。我が國民道德の大精神は實に親子を結合する自然本有の家族的精神から出發してゐる。否此の家族的精神に出でてゐる所に我が國民道德の普遍的妥當性が其の根據を有つてゐる。私は親子關係に基づいた君民一體の我が國體を永遠に維持し國家の隆昌民族の安榮、社會の福祉を來す道德が我が國民道德の大本であり、教育勅語の大精神であると信ずる。明治天皇は開闢以來何等成文の經典を俟たないで國民生活の中に發生し、代々我が國民の血管を貫流し其の意識中に嚴存し來つた此の國民道德の精神を把へ其の大綱を教育勅語の成文として御示しになつたものと解釋する。慈愛深い親心があつて子供が無事に成長するやうに、我が大和民族は列聖仁恕

の大御心によつて繁榮して來た。抑々人間親子の情は種族保存の爲に存し一條の生命の生々發展を以て其の本質とするやうに親子關係に基づいて君民一體をなした我が國體を維持する、斯ノ道も古今を貫く大和民族の大生命の生々發展を以て其の本質とする。惟神之道は眞に大和民族の生きる道であり永遠に大和民族を生かす道である。私はこゝに教育勅語の根本精神が存するものと信ずる。教育勅語を活かす根本精神は同時に大和民族を活かす道でなければならぬ。我が國民道德の盛衰は實に大和民族の死活問題ではないか。

我が國民道德は大和民族といふ血族團體の生活中におのづから行はれた道であり、而かも我が國民は「斯ノ道」によつて萬世一系の皇室を中心として國家の隆昌民族の安榮、社會の福祉を享有した。「斯ノ道」は神意の表現であると共に民族の自己意識の表現である。而かも我が國民は本來飽くまで血族關係を以て團結したものであるから、斯ノ道即ち神の教は飽くまで家族的精神を於て貫いてゐる。國民道德は即ち大和民族道德に外ならぬのである。教育勅語の根本精神は大和民族と終始する民族精神即ち國民精神を離れて存在し得ない。我が國の神話には

大和民族の社會組織が如實に發露してゐる。國家民族を離れては我が神道は存在しない。神道を假りに宗教と見れば民族教であり國家教である。

九 君民一體と君國一體

前に述べたやうに、萬邦無比の我が國體は君民一體を特色とし、之を支持する根本道徳は忠孝一致の大義である。随つて忠孝一致は我が國民道徳の大本たると同時に教育勅語の根本精神と言ふべきである。而かも君民一體を支持する忠孝一致の國民道徳は親子一體を支持する骨肉の親情に基づいてゐる。忠孝一致を忠孝無二又は忠孝一本と稱するのは我が國の忠孝は共に骨肉の親情即ち家族的精神を基礎とするからである。忠孝一致が教育勅語の根本精神であることを勅語本文中の字句に求むれば、第一段の「克ク忠ニ克ク孝ニ并に第二段の末尾「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」を擧げねばならぬ。忠良の臣民たることが忠を現はし祖先の遺風を顯彰することが孝を表すので、勅語第二段の教を實踐躬行すれば、忠孝兩全となるのである。

る。

教育勅語の根本精神は忠孝一致にある所から、我が國民道徳を忠孝道徳と名づる者があるのは無理もない。忠孝一致は實に我が國民道徳實行の指導原理と言はねばならぬ。併し我が國民道徳にあつては忠孝一致が其の特色であると同時に、忠君と愛國とが同じ意義を有ち、兩者の間に何等の區別がない事實を忘れてはならぬ。忠孝一致と忠君愛國の一致とは我が國民道徳の二大特色とも言ふべきである。併し精細に之を研究すれば、是は二つのやうであつて而かも二つに非らず全然同一の根本から出で、居る同一體の表裏兩面であることが自ら明瞭となる。

忠孝一致の思想が君民一體の思想と密接不離の關係を保つてゐるやうに、忠君愛國一致の思想は君國一體の思想と同様の關係を保つてゐる。國民の忠誠は列聖が民の心を以て大御心とし賜ふ所即ち君民一體の大御心に答へ奉る所以であるが、さて其の大御心の中には國民と國家との間に何等の區別を置き賜はぬである。民の爲は其の儘國の爲である。随つて列聖の愛民は其のまゝやがて愛國を

意味する。されば愛民の大御心に酬い奉る忠君の内容が愛國と一致することは理の當然ではないか。列聖の大御心に於ける民國一體即ち愛民愛國の一致が國民の忠孝一致の思想と融合すれば忠君愛國の一致となるより外はない。

今強いて君國一體の根據を教育勅語の本文中に求むれば矢張り第二段であると思ふ。「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ることが忠良ノ臣民たるの道である」とすれば國體擁護が其の儘忠君となることは説明を待たぬ。我が國體では皇室を離れて國家なく國家を離れて別に皇室があり得ないのであるから、皇運扶翼は忠君にして同時に愛國を兼ねる。これが君國一體の思想でありそれがやがて君民一體の思想と一致する。

最近我が國の教育界に郷土教育が力説されてゐるが、私は此の方面からも我國の君國一體を説明することが出来ると思ふ。新獨逸で郷土教育の力説されてゐるのは、敗戦後の復興精神即ち在來の愛國心によつて鼓舞され、青少年に愛國心を養成せんが爲であることは、具眼者の夙に認識する所である。愛國心が愛郷心即ち郷土愛を基礎とし郷土愛が家庭に根柢を有つことは我が國に限らず人類一般

に共通の事と言つて宜しい。(第九章郷土教育の倫理的意義參照)。

郷土愛を以て愛國の基礎と見るのは祖國を郷土と見る郷國一體の思想でありそれは我が家を郷土と見る家郷一體の思想を基礎とする。家郷一體の思想を擴充すればそれがやがて郷國一體の思想となる。更に進んで家郷一體の思想と郷國一體とを結合すればそこに家國一體の思想が成り立つ。我が家族は國家の思想は正にそれではないか。我が家族的國家は家族的精神から湧き出た忠孝一致の道德によつて支持されてゐる。我が國の國體では君民一體と君國一體とが同一體の表裏兩面であることは上述の通りである。斯の如く推論して行けば郷土教育の方面からも君國一體の結論に到達せねばならぬ。

明治天皇が民の心を以て大御心となし賜ふた事は左の御製に於て遺憾なく窺ひ奉ることが出来る。

さゆる夜の嵐の音に夢さめて

賤が伏屋を思ひやるかな (明治二十六年)

高殿の内も暑さにたへぬ日に

賤が伏屋を思ひこそすれ (明治三十五年)
民の爲心の休む時ぞなき

身は九重の内にありても (明治三十六年)

暑しとも言はれざりけりにかかへる

水田に立てるしづを思へば (明治三十七年)

照るにつけ曇るにつけて思ふかな

我が民草の上はいかにと (明治三十七年)

民草の上に心をそぐかな

雨静かなる夜半の寢覺に (明治三十七年)

ほどく心に盡す國民の

力ぞやがて我が力なる (明治三十七年)

國民の上安かれと思ふのみ

我が世に絶えぬ思なりけり (明治三十八年)

平かに世は治まりて國民と

共に楽しむ春ぞ嬉しき (明治四十年)

進む世を見るにつけても思ふかな

我が國民の上はいかにと (明治四十年)

なりはひを樂しむ民の喜びは

やがておのが喜びにして (明治四十二年)

治め知る國のはてまで知らせばや

國安かれと思ふ心を (明治四十二年)

國民がこゝろに進み行く

道には障るものなくもがな (明治四十三年)

千萬の民と共に樂しむに

ます樂みはあらじとぞ思ふ (明治四十三年)

民と喜憂を共にし給ふ大御心は子と一喜一憂を共にする親心そのまゝではな
いか。前記御製の中に就いても明治三十七年の「國民の力ぞやがて我が力なる」一
節には君民一體の意義か横溢してゐるではないか。今左に明治天皇以前の列聖

の御製中に同様の仁慈の思想の溢れてゐるものを掲げる。

後鳥羽天皇御製

夜を寒むみ闇の衾の冴ゆるにも

藁屋の風を思ひこそすれ

後宇多天皇御製

いとゞまた民安かれと思ふかな

我が身世に立つ春の始は

光嚴天皇御製

照り曇り寒き暑きも時として

民に心のやすむ間もなし

後花園天皇御製

萬づ民憂へなかれと朝毎に

祈る心を神や受くらむ

靈元天皇御製

はるかなる田の面を見ても邊なき

民のしわざの程をしぞ思ふ

櫻町天皇御製

思ふにもまかせぬ世にもいかでかな

なべての民の心やむめむ

明治天皇の大御心には民の爲はやがて國の爲であり愛民と愛國と同一體であつたことは左の御製によつて明瞭に窺はれる。

神垣に朝まゐりして祈るかな

國と民との安からん世を (明治三十七年)

國の爲民の爲には憂草の

事繁くとも勉めざらめや (明治三十八年)

末遂に成らざらめや國の爲

民の爲にと我が思ふこと (明治三十八年)

明治天皇は我が國民が國を思ひ國の爲に盡す誠を以て君に仕ふる忠誠とみそ

なほし愛國を以て忠君と認め給うた事は左の御製に於て明白である。

國民は一つ心に守りけり

遠つみおやの神の教を (明治三十七年)

千早振神の心にかなふらむ

我が國民の盡す誠は (明治三十七年)

國民の一つごいゝるに仕ふるも

みおやの神の御恵みにして (明治三十七年)

なりはひはよしかはるとも國民の

同じ心に世を守らなむ

國を思ふ道に二つはなかりけり

軍のにはに立つも立たぬも (明治三十七年)

志すかたこそかはれ國を思ふ

民の誠は一つなるらむ (明治三十八年)

國の爲いよくはげめ千萬の

民も心を一つにはして (明治三十八年)

おちこちに分れ住みても國を思ふ

人の心ぞ一つなりける (明治四十三年)

萬民心を合せて守るなる

國に立つ身を嬉しかりける (明治四十三年)

我が國民の心に於ては君の爲に盡すも、國の爲に盡すも、共に遠つみおやの神の教即ち教育勅語の道德を遵奉するのであつて、君國一體の思想に基づく愛國が其の儘忠君であつて忠君と愛國とは全然一致して其の區別をなす必要を見ぬのである。併し此の見解は我が國民道德に於て特有のものであつて神代以來の傳統なることを忘れてはならぬ。

今參考の爲に明治天皇以前の列聖御製中に國の爲世の爲に大御心を用ひ給うた君國一體の思想の發露したものを左に掲げる。

龜山天皇御製

世の爲に身をば惜まぬ心とも

荒ぶる神は照し見るらむ

(註 此の御製が弘安の役に際し天皇身を以て國難に代り給はんとの宸慮に出でたことは天下周知の事實である。)

花園天皇御製

今更にわが私を祈らめや

世にあれば世を思ふばかりぞ

後醍醐天皇御製

世治まり民安かれと祈るこそ

我が身に盡きぬ思ひなりけり

後村上天皇

鳥のねに驚かされて曉の

寢覺め靜かに世を思ふかな

孝明天皇御製

さまざまに泣きみ笑ひみ語りあふも

國を思ひつ民思ふ爲め

第二節 教育勅語の解釋

一 我が國固有の忠孝の解釋

是から教育勅語本文の解釋に就いて二三の卑見を述べて見たい。勅語渙發當時に行はれたやうに、勅語の漢語を漢學式の註釋や考證をするのが不可なことは既に述べた通りである。教育勅語は我が大和民族の傳統的國民道德の經典であるから、支那の經書を唯一の根據とし、儒教思想のみを以て教育勅語を解釋することは正當でない。儒教を尊信する人は教育勅語は儒教の五倫の教を其の儘採用されたものと見てゐるやうである。此の兩者の間に共通點のあることは固より疑はれぬが、儒教の五倫の「父子親アリ、君臣義アリ、夫婦別アリ、長幼序アリ、朋友信アリ」と教育勅語の「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ」とを比較對照すれば同一のものでないことは一見して分る。而かも其の異なる所に我が國民道德

の特質が存してゐる。(註、勅語に君ニ忠ニの字句がないことに注意)儒教が我が國民道徳の發達を助け、其の思想を豊富にし、徳目の名稱を貸した事は、何人も疑ふ所ではない。併し我が國民道徳は儒教によつて新に作られたものではなく、縦ひ書物に書き表はした成文の教や整頓した徳目の名稱はなくとも、國民意識中の事實として儒教渡來以前から既に業に我が國に嚴存してゐた神代ながらの敷島の道が、外來の儒教によつて培養されたのである。經濟學博士永井亨氏は日本思想論に於て教育勅語の渙發を以て儒教の復興とあつさり考へてゐるが當時の西洋崇拜に傾いた一般社會思想の傾向から見れば、此の觀察を下す事も全然見當違ひとは言はれぬ。當時思想混亂の時に際し西洋思想や佛教に比したならば、教育勅語が儒教と最も近いものであつたことは言ふまでもない。併し精細に考察を下せば兩者の間の相違は明白であり、我が國在來の國民道徳を儒教と同一視することは出來ぬことが判然となる。我が國は太古言擧せぬ國と言つて徳目の名稱はなくとも人間の道は嚴として行はれてゐた。我等の祖先は名稱も知らず天真自然の道として何の苦もなく些の障りもなく大和民族固有の道徳を實行してゐたが

儒教が渡來してから、之と符合一致する徳目に其の名稱を借用し我が國民道徳思想と共通の思想を採用し其の説明も益詳細となつて、神代以來固有な道徳の發達を助けた。随つて同じ名稱を用ふる徳目例へば忠孝の如きも日本では日本特有の意義を有つのは支那から輸入されない證據である。忠孝といふ徳目の名稱は固より儒教から借りたものには相違ないが、忠孝一致の道徳其れ自體は日本固有なもので、支那の儒教ばかりで説明し難い所がある。換言すれば我が國の忠孝一致の思想は大體に於て支那儒教の典籍に説く所と一致するが、之と相容れぬ點が存する事は争はれぬ。儒教では禪讓放伐といふ事を認め、王の徳が衰へれば他の有徳者に禪讓し不徳の王は臣下が放伐して位を去らしめても之を咎めなかつた。禪讓放伐は易姓革命を承認するから、萬世一系の天皇を戴く我が國體とは絶對的に相容れぬ。随つて我が國に儒教は相當盛に行はれたが、我が國體に反する禪讓放伐の革命思想は排斥した。易姓革命が行はれれば前代王室の忠臣は次代王室の叛臣又は逆臣となり得る。さもなくとも一人が同時に雙方に忠臣となることが絶對に不可能であるから、前王室への忠を完うする爲には伯夷叔齊のやうに首

陽山に隠れねばならぬやうになる。二十何回といふ革命を繰り返した支那の國體では忠は相對的のものであつて絶對至上の道德とはなり得ぬ。たとひ或る王室の全盛時代には忠臣であつても、其の王室が滅亡すれば最早次の別姓の王室には不忠となる。併し親子の關係は何度易姓革命があつても少しも變らぬから、孝子たる上に於ては何度革命があつても差支ない。主權者は何度變つても兩親への孝行は易へずとも完全に出來る。つまり忠は相對的であつても、孝行は絶對的である。此の點から考へれば易性革命の國たる支那に於て孝を絶對至上の徳と考へ、忠孝に輕重本末の差をつける必要がある場合には、忠より寧ろ孝を重く見た事は事實である。孝は百行の本なりとも徳の本なりとも言ひ又教の由つて生ずる所と言ふのも孝を以て道德の根本と見るからである。

支那の儒教で孝を忠よりも一段重く見た傾向は父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり、五倫に於て父子の親を君臣の義の上に置いてゐる所からも推して之を知ることが出来る。我が國の儒者中江藤樹は其の著翁問答に於て左の如く解釋してゐる。

父子の親は萬化のみなもと天叙の本なり。君臣の義は極を建つるの大義、人倫の綱要なり。夫婦の別は生々のもと、人倫相續のはじめなり。此三つのものは五倫のうちにて綱要なる故に三綱と名づけたり。(中略) さて三綱のうちにて、父子のみは天性にて君臣の義を兼ねたり。其上五倫の道、孝行の條目にして孝は人極の第一義なるによつて一番に父子有親と教へ給ふ。君は父の恩にひとしき故に親に事ふる孝をうつして君に仕ふまつる忠節となす。其の上極を立つる本なるによつて第二番に君臣有義と教へ給ふ。(中略) さて又父子の親を源にして五典皆孝行なる事を示さんために父子の親をはじめに教へ給ふ。(中略) 畢竟五經皆孝行のをしへなりと知るべし。(下略)

藤樹の此の解釋によれば父子の親は君臣の義を兼ね、忠は孝の中に包含されるものと見ねばならぬ。晉に忠のみならず五倫を以て凡て孝行の條目と考へ五經皆孝行の教とする所はあらゆる道德を孝に包含せしめるのである。此の思想が藤樹の篤く尊信せる孝經から來てゐることは疑はれぬ。孝經に「孝は徳の本なり、教の由りて生ずる所なり」とある本文は之を證明するに餘ある。尙ほ論語に「孝弟

なる者は其れ仁を爲すの本か」とあるのも孝を百行の本と見る思想と言つて善からう。又孝經に「夫れ孝は親に事ふるに始り、君に事ふるに中し、身を立つるに終る」とあるは忠よりも孝を先とするのみならず忠は孝を完うする一手段とも考へられる。中江藤樹は前記翁問答の中に「孝經には孝行の事ばかりにて武篇の教なく候へば士たる者が孝經一卷を專に學ぶ事は如何と存じ候」といふ疑問に對して先づ「武篇は孝行の一色にて候」と答へ次に「戰陣に勇なきは孝に非ざるなり」といふ語を引用して

(上略)この賢範の意は恩にむくい義理をたつるが孝徳の感通なり。君の恩は親の恩にひとしき廣大なる恩徳なり。忠臣は必ず孝子の門より出づる者なれば孝徳の明かなる者は必ず戰陣において武篇を上げみ武功を立つる者なり。若しつね々孝行忠節のふりありても戰陣において武篇の勵みなきは眞實の孝行にあらずと戒めはげます義なり。(下略)

と答へてゐる所から見れば孝徳の明かなものには自然に忠が出来るのであるから、孝經一卷にて武篇の道が全いことを論じてゐる。尙ほ藤樹は同書の中に

身を離れて孝なく、孝を離れて身無き故に身を立て、道を行ふは、孝の全體なり。親によく事ふるも則ち身を立て道を行ふ事なり。

と言つてゐる所から推して行けば、君に事ふるも則ち身を立て道を行ふ事であつて、孝の中に包含されることが明瞭である。併し藤樹の廣義の教即ち教の全體は絶對至上の徳なるのみならず天地天物の根本原理をも意味する。翁問答中に左の語がある。

元來孝は大虚を以て全體として、萬劫を経て、も終りなく、また始なし。孝のなき時なく、孝のなき者なし。

斯くの如く孝經の主義を推せば孝行至上主義となり忠は之に隸屬するものと考へられてゐるが、君の恩を親の恩に均しきものと考へ、孝を以て君に事ふれば則ち忠(孝經)と考へ、忠臣は必ず孝子の門より出づとすれば孝が忠と同等となり、忠孝一致の思想ともなる。此の思想は我が國民道徳に於ける忠孝一致の思想と殆んど區別し難い概がある。併し儒教の忠孝一致説を嚴密に點檢すれば、孝を力説する上に於て遺憾を見ぬが我が國體から見れば忠の説き方に於て聊物足らぬ所があ

る。藤樹に於ては孝の力説が殊に著しい。

水戸の藤田東湖は弘道館述義の中に忠孝無二の説を掲げてゐる。東湖は十分に我が國體を理解した上で立論してゐる所から、同じく儒教に據つて居りながら藤樹よりは一層論旨の適切な所がある。

臣彪案ずるに、人道は五倫より急なるはなく、五倫は君父より重きはなし。然らば忠孝は名教の根本、臣子の大節にして、忠と孝とは途を異にして歸を同じうす。父に於けるを孝と曰ひ、君に於けるを忠と曰ふ。吾が誠を盡す所以に至つては一なり。昔者孔子の曾參に教ふるや、曰く。夫れ孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終ると。一孝を言ひて忠、其中に寓す。周官師氏の國子を教ふるや、曰く。孝徳以て逆惡を知ると。一徳を擧げて衆行判す。是に由つて之を觀れば忠孝の二なきや亦明けし。

聖人既に没して大道明かならず。衛輒の父を無みせしを以てして、春秋を傳せる者或は義を以て之を許し、伍員の君を無みせしを以てして、史記を編せる者列丈夫を以て之を稱す。後儒又或は以爲らく、忠は國に廢すべからず、孝は家に

廢すべからず。孝は既に經あれども、忠は猶ほ缺くと。乃ち仲尼の意を述べて忠經を作れり。夫れ子を以て父を拒ぎ、兵を構へて國を争ひ、或は父母の國を屠り、舊君の屍を鞭つ。其の無道殘忍已甚し。而るに啻に不孝不忠の名を免るゝのみならず、諸を賢君烈士の科に列す。何を以てか後世をして勸懲する所あらしめん。忠經の作に至つては忠孝の一本なるを曉らず、叩りに聖經を模して蛇足を添ふるのみ。此れ皆所謂經師良史なるに、其の謬妄猶ほ或は是の如し。其の弊遂に忠孝兩全せざるの説あり。果して然らば周家の典、孔子の教、信するに足らざるなり。以て辯ぜざるべからず。

夫れ孝子の身を敬する、身體髮膚も猶ほ敢て毀傷せず。況んや大義の我に在る者、豈獨り虧くべけんや。然らば進んで君に事へ、其の大義を全うするは、乃ち親に孝なる所以なり。君子の君に事ふる、委吏乗田も敢て苟且にせず。況んや風教の治に關する者、豈獨り忽にすべけんや。然らば退いて親を養ひ、其の風教を助くるは、乃ち君に忠なる所以なり。忠と孝とは固より其の本を二にせず。處る所何如に在るのみ。而るに忠孝不全の説を立つる者は曰く。家居して親

を養へば、身を君に致すこと能はずと。是れ徒だ、夙夜公に在るの忠たるを知らず、綱常を扶植するの大忠たるを知らざるなり。又曰く。死を以て國に殉すれば、力を父母に竭すことを得ずと。是れ徒だ冬温夏清の孝たるを知らず、身を殺して仁を成すの大孝たるを知らざるなり。善いかな、歐陽修、臣子の變に處するを論じて曰く。身は其の居に従ひ、志は其の義に従ふと。其の忠孝一本の旨に於て得たりと謂ふべし。

東湖の忠孝無二説は大體に於て藤樹の孝行論と一致する。殊に孝經は「一孝を言ひて孝其中に寓すと解し、孝經以外に忠經、漢の馬融撰と稱せらるる」を作つた事を蛇足を添へるものと斥けたのは、藤樹が父子の親は君臣の義を兼ねと考へ、孝經以外に武篇の教を要せずと言つたのと其の本旨が一致する。唯藤樹に於ては孝を力説する餘り、忠は孝の中に包含されるやうに見え、東湖は忠孝無二を力説して、忠孝を並べ稱し、君に事へて其の大義を全うするを親に孝なる所以とし、親を養ひ其の風教を助くるを君に忠なる所以として、忠孝兩全を説いて、忠孝不兩全説に反對した。併し進んで君に事ふるか退いて親に事ふるか其の孰れであつても其の居

に従つて忠孝兩全が出来るといふ事は極めて明瞭であるが、臣子の變に處する道として、歐陽修の言に賛成の意を表してゐる點は、我が國體から言へば少し物足りない所がある。詳言すれば、歐陽修の語には、其の父兵を以て其の君を攻むるとき、其の子たるものは父に従はんか。君に従はんか。曰く。身は其の居に従ひ、志は其の義に従ひて可なりとある。が此の場合我が國體にあつては如何に志のみ義に従つても其の身が兵を以て君を攻むる父に従つては果して忠孝兩全と言ふことが出来ようか。私は此の點に疑問が存すると思ふ。

とも角も忠孝一致の思想は古來支那にも我が國同様に存在するにはするが、忠孝一致を眞に文字通りに實行し得る國體は唯我が日本あるのみと言つて、差支ない。支那のやうな易姓革命の國に於ては、孝が同時に忠となり得ない場合があつて、忠孝一致が徹底的に實行し難い。否、支那二十數回の革命には、忠孝の教殊に忠孝一致の不徹底から起つたものと斷定して差支ない。之に反して我が國民が建國以來今日に至るまで上に萬世一系の皇室を戴き、夢にも革命を見なかつたのは、忠孝一致の教へがよく國民に徹底し、教育勅語の「我が臣民、克ク忠ニ克ク孝ニ億兆

心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟シた爲ではないか。天祖の神勅が今日まで文字通りに動かす可らざる歴史的事實として現實に展開されてゐるのは専ら忠孝一致の皇祖皇宗の遺訓が遵奉せられ、國民が代々祖先の遺風を顯彰したからではないか。

我が國體では易姓革命が絶対に許されず皇位は天壤と共に無窮であるから忠君が忠君でない場合を考へる必要がない。即ち忠は孝と同じく絶対である。忠を絶対至上の道德と考へると共に孝も亦絶対至上でなければならぬ。忠と孝とは斯く絶対至上の道德たる點に於て一致する。我が國では親に對する誠を君に移せばそれがやがて忠となるといふ意義に於て忠孝一致を説くのであるが天祖の神勅其儘に寶祚が天壤と共に無窮なる事は三千年來大和民族の動かす可からざる傳統的信念であつて、天皇ハ神聖ニシテ侵ス可ラスと憲法にも規定されてゐる。随つて我が國の忠君は決して孝子の私情を以て覆すべきものではない。大義親を滅すといふ標語や私を捨て、公に奉ずる事は我が國民の無條件の信條であつて出征其の他の奉公に於てよく表はれてゐる。換言すれば忠孝兩全は固よ

り理想であるが孝の爲に忠に缺ける所がある事を許さぬ。平重盛の父清盛への諫言は有名であるが彼は忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならずとし、忠孝相矛盾し忠孝兩全の不可能を歎いた。併し彼の衷心の最後の決心は忠君を絶対至上とし私情としての孝心を之に従屬せしめてゐた事は明瞭である。前に擧げた藤田東湖の説によれば重盛は身は其の居に従ひ志は其の義に従つて忠孝兩全を得た場合とも見られるが、其の義に従つて父を諫止した根據が父恩よりも君恩即ち父への孝よりも君への忠を重んじた事は争はれぬ。即ち重盛自身が君に對して逆臣たるを免れたき心が父の意に従ふ心よりも遙かに強かつたのである。重盛が父恩と君恩とを同等に見たならば彼の決心は容易につかなかつたであらう。さもなければ重盛は忠孝兩全の人と謳歌される資格がない。若し重盛が支那流に忠を孝よりも重いものとして父に従つて皇室に弓を引いたとすれば不忠の逆臣たると同時に父を諫めぬ不孝の子と非難されたに相違ない。是は忠孝一致の我が國民道德の標準によつて當然下さるべき判決である。

今左に源平盛衰記卷六から重盛の語を引用する。

父命を以て王命を辭せず、王命を以て父命を辭す。家事を以て王事を辭せず、王事を以て家事を辭すと云ふ本文有り(公争傳より引用)……………。

悲き哉。君の御爲に奉公の忠を致さんとすれば、迷廬八萬の頂より猶高き父の御恩忽ちに忘れなんとす。痛はしき哉。不孝の罪を遁れんとすれば、又朝恩重疊の底極めがたし。君の御爲に假に不忠の逆臣となりぬべし。君君たらずと雖も、臣以て臣たらずんばある可らず。父父たらずと雖も、子以て子たらずんばある可らずといへり。彼と云ひ此と云ひ、進退こゝにきはまれり。思ふに無益の次第也。只末代に生を受けてかゝる憂き目を見る重盛が果報の程こそ口惜しけれ。されば申請くる處御承引なくして、猶御參院あるべくば、只今重盛が頸を召さるべく候。

頼山陽の日本外史には此の處を左の如く敘してゐる。

忠ならんと欲すれば則ち孝ならず。孝ならんと欲すれば則ち忠ならず。重盛の進退此に窮まれり。生きて是の感を觀んよりは死するに若かざるなり。大人今日の擧を遂げんと欲せば、先づ重盛の首を刎ねて然る後に發せよと。

此の文面によれば重盛は明かに忠孝不兩全を歎いてゐるが我が國の忠孝一致又は忠孝無二の思想を徹底すれば、忠に缺けた所があれば孝は全からず、孝に缺けた所があれば忠は不全であるから忠が全ければ、必ず孝も同時に全いものとなり、孝が全ければ忠も同時に全くなり、換言すれば忠は孝となり孝は忠となるから何時も忠孝兩全であつて重盛が歎いたやうな忠孝不兩全の場合はない譯である。例へば重盛は孝ならんと欲すれば則ち孝ならずと言つたが、此の場合、父の意に従ふことは不忠なるのみならず、決して之を孝とは言はれぬ。何となれば父に過を犯さしめることは決して本當の孝ではないからである。故に父に従ふことは不忠と共に不孝であるから決して孝と不忠との對立でなく、不孝と不忠とを兼ねるのである。重盛は茲に死を以て諫止したので忠孝兩全たるを得たのである。然らざれば不忠不孝の罪を犯すより外はなかつた。要するに重盛は我が一命を投げ出して父を諫止することによつて不忠不孝の惡名を免がれ忠孝兩全なるを得たのであるがこれを東湖の忠孝無二説を以て説明するだけでは聊か物足らぬ心地がする。勿論其の結果の上から見れば重盛は忠孝兩全なるを得、そこに忠孝無

二の實があることは勿論である。併し重盛をして一命を投げ出して諫止せしめた動機に遡れば確かに父恩よりも君恩を、即ち父子の親よりも君臣の義を重んじ王命を以て父命を辭せんとしたことは争はれぬ。私は茲に孝よりも忠を重んずる國民道徳意識が閃いてゐるものと解する。

義經記卷六に親は一世の契、主は三世の契とあるは主従關係を親子關係より重く見るもので、この思想は武士道を支配してゐたものと見てよからう。武士道の忠義と今日の忠君とは稍其趣を異にするが其の精神には大差はない。武士道の忠義を描いた戯曲伽羅先代萩には千賀之助の詞として

忠義には親をも討つ。誠お家に仇ならば親子の縁をさつばりとお切りなされて下されい。不孝には似たれども、不所存なる父上と一つで無い主君へ言譯先祖への我忠義。サアさつばりと勘當とのお詞願ひ奉る。

とあるのも孝より忠を大事と見るが武士道徳の要求であつたと見てよからう。赤穂義士の母に子を勵ます爲に自刃したものがあつたのも同じ精神の發露ではないか。

中江藤樹は近江聖人と尊ばれ其の學說に於て孝を絶對至上の徳となし世界の根本原理とも考へた通りに、終生老母に對する孝養を怠らなかつた所から邦人中孝子の模範と思はぬ人はない位である。然るにか程の孝子が何故に文部省の編纂した小學修身書の孝子の例話に採用されてゐないかといふ事は之を疑問とすれば一寸不思議である。私の聞知する所によれば、藤樹は屢々問題となつたさうであるが、老母孝養の爲に無斷で大洲侯を致仕したことが忠孝一致の我が國民道徳の理想に反するといふ點で、惜しくも割愛されたさうである。孝養の爲に出征を怠り、又は重要な官職を帯びた人が勝手に無斷退職をする様ではならぬといふ趣旨であらう。中江藤樹が孝を力説し、孝經の教へを尊信した事は、何等疑を容れる餘地はないが、大洲致仕の場合に果して忠を以て孝より輕しとしたか否かは議論の餘地が多い。小藩主に對する忠を天皇に對する忠と混同する事は早計であらう。君民關係が明白となつた現代に藤樹が生きてゐたとすれば、決して忠節に於て缺ける所があつたとは思はれぬ。併し孝を完うする爲に忠に於て缺ける所があつてよいか否かは我が國民道徳上の大問題であつて、容易に之を認容すべき

ではない。前に引用した藤田東湖の説によれば藤樹が退いて綱常を扶植したのは大忠になるが、無斷致仕の誹は到底免れまい。楠正行の如く忠孝兩全の人は我が忠孝一致の國民道德を遺憾なく實現した人の模範とすべきであらう。併し忠孝兩全が期し難い時には、平重盛のやうに父を諫言しても忠を完うすることを尊ぶのが我が國民良心の要求である。さもなければ我が國民精神の傳統的要求が満足せぬ。忠孝共に絶對至上の道德といふが、孝を重んずる爲に忠を輕んずる形跡があつては、近江聖人でさへ後世の非難を招くではないか。寶祚天壤無窮の天祖の神勅は文字通りに今日まで具體的事實として實現され、斯く萬世一系の天皇を戴いて憲法第一條の規定を萬世不易のものとして信ずる我が國では、忠君は永遠に絶對至上でなければならぬ。忠君の至誠は孝行の至誠と同一體のものであり、孝行の至誠を以て君に事ふればやがて忠君の至誠となり、忠君の至誠を移して親に事ふれば、それはやがて孝行の至誠となるのである。我が國民道德は忠孝一致、忠孝兩全を理想とするから、忠が孝の爲に傷けられることを許さぬ。已を得ず強いて忠孝の間に本末輕重をつけねばならぬ必要に出會つた場合には寧ろ孝より

も忠を重く見るのが我が國民道德の傳統であると信ずる。要するに忠孝一致して忠孝共に絶對至上と見る所に我が國民道德の特色があり、開闢以來絶對的に易姓革命を許さぬといふ我が國體に於てのみ、此の道德が可能である。前にも一應述べた通り支那の儒教の中にも忠孝一致の教訓が少くない。今一二を擧ぐれば

孝を以て君に事ふれば則ち忠孝經土人章第五

君子の親に事ふるや孝故に忠を君に移すべし。(孝經廣揚名章第十四)

君に事ふるは猶ほ父に事ふるが如し穀梁傳定公四年

此等は孰れも我が國民道德の内容と符合し其の教養を助けた事は言ふまでもない。併し支那には孝を重大視するに匹敵する忠の教に乏しい。漢の馬融撰と稱する忠經は孝經に擬したものであるが、其の勢力は到底孝經の比ではない。孔子は人の行は孝より大なるはなし(孝經聖治章第九)と言ひ孟子は事ふるは孰れか大となす。親に事ふるを大と爲す。(孟子離婁章同上)と言つて孰れも孝を至善と見てゐる。之に反して儒教中に私事を捨て、公事に奉じ、骨肉の親を捨て、君國の大義の爲に盡すべき教訓を擧ぐれば

大義親を滅す（左傳隱公四年）

家事を以て王事を辭せず、王事を以て家事を辭す（公羊傳哀公三年）

君子は親を親むを以て尊を尊むを害せず（穀梁傳文公二年）

此等を見れば我が國で忠を孝より重く見る思想は支那から輸入したのではないかといふ疑問も起るが、神代以來我が國に發達した忠孝の具體的道德を精査すれば此の疑問を一掃するに足る。忠を孝と一樣に絶對的至善とする忠孝一致は實に我が國體に於てのみ動かす可らざる真理であり得る。吉田松陰が「人君民を養ひ以て祖業を繼ぎ、臣民君に忠に以て父の志を繼ぐ。君臣一體。忠孝一致。唯だ吾國を然りと爲す」と喝破したのは眞に適切な斷案ではないか。我國では君主を離れて臣民なく、臣民を離れて君主なきが如く、忠を離れて孝なく、孝を離れて忠もない。殊に忠に矛盾する孝があつてならぬやうに、孝と矛盾する忠もあり得ない。

我が大和民族が永遠に萬世一系の天皇を上を仰いで之に忠誠を盡す心は、我が生みの親を永遠に親と敬ひ之に孝を盡す事と一致する。私は此の道德を生じた

根源は大和民族に固有な大和心即ち大和魂であると信ずる。私が國民道德を以て國民精神の表現と見るのはそれである。教育勅語はかゝる國民道德の精髓を捉へて其の大綱を示し給うたものであるから、其の解釋は字句の末に走らず、慕地に其の根本精神に觸れる事が第一であると思ふ。茲に我が國固有の解釋の必要と意義がある。若し此の根本精神に觸れず、徒らに字句の末に走つたとしたら、勅語の解釋は生命の脱けた死骸同様のものであつて、何程詳細に互り形式が整頓してゐても、皮相淺薄の誹を免れず、到底國民に國民精神を喚起し、國民道德を以て日常生活の指導原理とせずには居られぬといふ熱誠を吹き込むことは出来ぬ。教育勅語の道德を以て、現代日本人の意識中に躍動しつゝある國民精神と同じ精神、即ち大和魂と同じ精神から發生したものであるといふことに徹悟せぬ間は眞に自律的の國民道德たることを得ぬ。眞に教育勅語の根本精神を把握するものは開闢以來我が大和民族の生命を繋いでゐる國民精神其の物である。國民精神にして始めてよく國民精神の表現たる我が教育勅語の道德に徹悟し得るのである。日本固有の道德を外來思想のみを以て解釋せんと試みるのは固より取るに足ら

二 根本精神の把握

我が國民道德の經典たる教育勅語は飽くまで家族的精神に基づいた國民精神即ち大御心を以て解釋さるべきである。國民精神は最初から固定硬化したものでなく、時勢と共に流動變化し、進歩發達して行くものであつて、其の時代に應じて時代思想となつて、其の内容を表現する。随つて神代には神代の時代思想があり、奈良朝には奈良朝の時代思想があつたやうに、時代によつて多少其の内容を異にすることは當然である。教育勅語は明治時代に渙發されたものであるが、大正時代に千古未曾有の世界大戰を經過した昭和の今日は勅語渙發當時に比して時代思想の上に甚大な懸隔が存在する。今日の國民は到底明治時代の思想を以て之を律することは出来ぬ所がある。斯く考へれば、明治時代に渙發された教育勅語を以て昭和の現代に於ける國民道德の指導原理とするには、其の解釋は現代思想を以てせねばならぬ事は當然である。勅語の中に億兆心を一にして世々忠孝の

美を濟したとあるが、忠孝といふ名稱は一つであつても其の内容に至つては神代と奈良朝、吉野朝とそれと一様でなかつたことは言ふまでもない。忠孝の内容に至つては、時代思想の最善を盡して充實されるものとせねばならぬ。時代に拘らず古今を一貫するものは、忠孝に共通な至誠其の物である。此の至誠といふ根本精神が時代々に應じて時代思想から其の内容を取り來つて流動變化し、國民道德發達の姿を呈したのである。斯くの如く考へれば、昭和時代の勅語解釋と明治時代のそれと一致せぬ所があつても差支ない。否、昭和時代の解釋は其の時代思想に即することによつて何等か明治時代の解釋と異なる所がなければ、決して國民生活の指導原理として適切有効であり得ない。世上動もすれば明治時代に渙發された教育勅語は昭和の新時代の思想に適せぬとか、時代後れの道德であるとかいふ類の意見を有つてゐる人があるやうであるが、これ等は教育勅語の根本精神を把握することを知らず、字句の末に囚はれてゐる謬見である。教育勅語の根本精神は時代を超越し古今を一貫し、時代の要求に應じて具體的の形相を呈する。随つて教育勅語の解釋は其の時代によつて異なつて來る。前記の異論を唱

へるものは勅語の根本精神が昭和時代に變更されねばならぬといふ意義でなく、明治時代に適切であつた解釋が、昭和時代の思想に適應せぬといふ事實を言つてゐるものに外ならぬ。果してそれならば、寧ろ當然過ぎる程當然である。教育勅語の根本精神さへしつかりと把握すれば、時勢の變遷に應ずる解釋の仕方は自ら生じて來ねばならぬ。要は教育勅語が國民生活の適切有効な指導原理となり、之によつて萬世一系の皇位を戴き、天壤無窮の皇運を扶翼することによつて、今後益々國家の興隆、民族の安榮、社會の福祉を増進することである。教育勅語の歸着點は畢竟この要領に外ならぬと私は信ずる。

三 勅語衍義書と修身書

明治二十三年に教育勅語が換發されて、色々の衍義書が出版されたが、此れ等は多く學者の意見であつて、明治の時代思想の最善を盡くしたものと見て善からう。之と同様に昭和時代には、昭和の時代思想の最善を盡した勅語衍義があつて然るべきである。昭和時代の解釋は現下の時代思想に即せねばならぬといふのは、決

して赤化した左傾思想を指すのではない。左傾思想が教育勅語と相容れぬことは言ふまでもない。併し醇厚中正の時代思想は忠孝を貫く至誠と調和することは毫も疑を容れぬ。否時代思想に後れた固陋頑冥な右傾的反動思想こそ却つて教育勅語の根本精神に反し、却つて累を皇室に及ぼす虞があるのである。要するに昭和時代に最も適切有効な解釋は昭和の時代思想の最善を盡したものでなければならぬ。

文部省の編纂に係る小學修身書は當局者が責任を以て教育勅語の旨趣に基づいたものとして發表したものであるから、其の内容は出来るだけ衆智を盡し、勅語の解釋に就いて官廳の及ぶ限りの力を盡したものと見てよい。發刊以來年々修正が行はれてゐるのも時代思想の變遷に對する用意もあるであらう。隨つて其の解釋は我が國の標準解釋と見做すべきであらう。併し勅語には相當に難語があり、之を其の儘に小學校の教科書とする事は不適當である。殊に低學年に於て然りである。隨つて小學修身書は勅語の本文を逐語的に解釋したものではないが、其の中に擧げてある徳目は悉く勅語の旨趣に基づいてゐる。小學校兒童の理

解能力に適ふ程度に於て教育勅語の精神が國民生活に具體化されてゐるのである。かう考へれば少くとも小學校の範圍では、小學修身書以外に勅語衍義は不必要な譯である。併し小學校兒童はそれでよいとして、其の教育の任に當る小學校教師には兒童より以上に深い徹底した理解が必要である事は言ふまでもない。此の意義に於て勅語の徹底した理解が、特に教育者に取つて必要と言はねばならぬ。勅語渙發四十周年を記念するために一層よく聖旨を徹底しようとするには直接國民教育の任に當る人が勅語の聖旨を充分に理解することが何よりも大切であると思ふ。

中等學校の修身科も小學校と同じく教育勅語の旨趣に基づく規定になつてゐるが、小學修身書のやうに文部省が直接責任を以て編纂するのでなく、民間で編纂したものを文部省で檢定認可する制度になつてゐる。随つて檢定済の中等學校修身書は教育勅語の旨趣と矛盾する所がない事を文部省が證明してゐる譯である。此の方は著者の自由競争に一任されてゐるから、國定教科書が唯一種に限られてゐるのに比して多種多様であり、時代思想の要求に應ずる修正も小學修身書

より一層頻繁に行はれてゐる。

これ迄學者の勅語衍義又は釋義の類はあつたがまだ官撰の解釋書は小學修身書以外には何もなかつた。勅語渙發四十周年に際し、文部省から「教育勅語の御精神を拜察し奉りて(文部大臣謹話)」といふ十八頁の小冊子が全國の學校に配布された。これは文部省官撰の勅語衍義を標榜したのではなく、其の表題は極めて謙遜の態度を示してあるが、私の見る所では小冊子であつて、文部省の教育勅語解釋即ち小學修身書の採用してある教育勅語解釋を見るには之に越して簡單明瞭なものはないと思ふ。これは恐らく多年小學修身書の編纂の實務に當つてゐた文部省督學官森岡常藏氏の筆に成つたものではないかと推測する。教育勅語の簡明な解釋としては絶好の參考書である。

尙文學博士吉田熊次氏は昭和五年十月弘道館から教育勅語釋義といふ約二百頁の單行本を公にしてゐる。吉田博士は森岡氏に先つて小學修身書の編纂に當り勅語の解釋に就いては多年心血を濺いでゐる人であるから、此の書は前のパンフレットより詳細な解釋として絶好の參考書である。

吉田博士が教育勅語の解釋は他の勅語によるべきことを主張してゐるのは同感である。五ヶ條御誓文以下各種の詔勅を通覽すれば、全體を一貫する大精神が彷彿として眼前に現はれる。明治天皇の大御心は神の心を心とし給ひ、皇祖皇宗の遺訓を墨守し給うたのであるから、私は吉田博士より更に一步を進め、單に明治天皇の勅語に限らず天祖の神勅以下列聖の詔勅は悉く教育勅語を解釋する上に絶好の參考となるものと思ふ。尙明治天皇以前の列聖に限らず大正天皇及び今上天皇陛下の詔勅も一樣に教育勅語の傍註と見て差支ないと信ずる。

四 明治天皇御製と教育勅語

私は此の外大正十一年宮内省から出版され、更に文部省から發行された明治天皇御集は御一世を通じて詠み上げ給うた無数の御製が網羅されてゐるので、私は之を教育勅語の有力な傍註と見る。御製の中には勅語の本文と符節を合するやうなものもあれば、教育勅語に明白に言ひ表はされてない根本精神とも拜察すべきものもある。明治天皇御集には明治二年から四十五年に至る御製が網羅され

てゐるから教育勅語渙發以前のものとを含む。而も其の前後を通じて勅語の本文と符節を合するものが多い所に兩者のあの密接の關聯が成り立つ。殊に日露戦役前後から御崩御までの御製中には教育勅語に明白に言ひ表はされてゐない道徳哲學の思想が窺はれ、我が國民道徳の根本精神とも拜察すべきものが多い。御製は固より教育勅語の註釋として詠み上げ給うたものと考ふべきものではないが、教育勅語に垂示し給うた我が國民道徳に就いて天皇の深く軫念し給う事柄がいつとなく自然に御製の上に表現したものと見てよからう。殊に教育勅語渙發以後に日清日露の兩大戦役が起り、我が國民道徳が如何に國家民族の盛衰を左右するかを最も深刻に御體驗遊ばされた上の御製には、教育勅語の根本精神が著しく表現してゐるものと信ずる。随つて教育勅語の聖旨を一層具體化し、直ちに人の肺腑を突く上に於て御製は實に尊い解釋資料と申上げたい。私自身の所感を右りのまゝに告白すれば、明治天皇御集を繙いてゐる中に始めは教育勅語中の語句と符節を合するが如きものある事に氣づき、此の兩者の關係について聊か研究を進めて見る心になつた。最初教育勅語と對照して本文に現はれた徳目によ

つて彙類して見たが、部分的の徳目に屬せず全體の根本精神ともいふべきものが力強く三十一文字の中に躍動してゐて、奉誦の中に直ちに其の大精神に觸れヒシと之を直感する幾多の御製があることを發見した。而かも此の大精神の直感に勅語の本文のみにては得がたきものがあると思つた。私が御製を以て教育勅語の尊い解釋資料と申上げたいのは私自身の體驗を告白したまでに外ならぬ。我が國では昔から歌道の事を敷島の道と言ひ習はしてゐるが、明治天皇の御製に現はれてゐる敷島の道は「神の開きし敷島の道」「神代より絶えせぬものは敷島の道」などあつて必ずしも歌道に限らずいづれもかむながらの道「神の道」又は「神の教」と同じ意味に用ひられ居り、私が茲に言ふ國民道德即ち勅語中の「斯ノ道」と少しの變りはない。又御製中には「誠の道」といふ語が用ひられてゐるが、これも敷島の道と同じ意味に用ひられてゐる。和歌は神代から始まつて言の葉の上に人の心の誠をよみ出したものであり、國民道德は行爲の上に於て君の爲國の爲に人の心の誠を盡したものであるから、此の二者の間には共通一致の誠の心がある。して見れば和歌を敷島の道と言ひ、我が國民道德即ち勅語の「斯ノ道」に同一の稱呼を用

ひても其の間に何等の矛盾は存在せぬ。「斯ノ道」が誠の道であり、和歌が言の葉の誠の道であるとするれば、歌道は當然斯ノ道の中に包含されるのではないか。明治天皇の左の御製によつて此の意を窺ふことが出来る。

言の葉の誠の道を月花のもて遊びとは思はざらなむ

天地も動かすばかり言の葉の誠の道をさはめてしがな

世の中の事ある時は皆人も誠の歌をよみ出にけり

まごころを歌ひ上げたる言の葉は一たび聞けば忘れざりけり

白雲のよそに求むな世の人の誠の道ぞ敷島の道

誓ひたるおのが心をしをりにて誠の道を分けつくしてむ

千早振神の開きし敷島の道は榮えむ萬代までに

此くの如く明治天皇の御製は、月花のもて遊びではなくて、天地も動かすばかりの「言の葉の誠の道」であるから、同じ誠の道たる「斯ノ道」即ち我が國民道德の經典たる教育勅語の解釋に於て聖旨を了解する有力な資料となることは決して疑ふべきでない。詳言すれば御製には教育勅語と同じ聖旨を以て詠み上げ給うたもの

があることは當然ではないか。私が勅語の解釋に屢々御製を引用するのは此れを根據としてゐる。

敷島は崇神天皇及び欽明天皇の都し給ひし大和國磯城島の地名から出たもので、やがて大和國の別名となり、轉じて日本國の總稱ともなつた。和歌が敷島の道又は大和歌乃至國風と名づけられるのは取りも直さず大和歌はすなほな大和心即ち誠の心を表現する爲であらう。古今集の序に大和歌は人の心を種として萬の言の葉とぞなりにける」とあるは歌を以て心の表現と見たことは言ふまでもない。而もその心はすなほな心即ち誠の心でなければならぬ。歌聖紀貫之が夜中に下馬と知らず、乘馬のまゝ、泉州蟻通明神を通り過ぎ神の咎めを蒙りたる時、歌を詠みて神慮を和らげた事を作つた謠曲蟻通に

「歌の心すなほなるは是以て私なし」

「歌に和らぐ神心誰か神慮の誠を仰がざるべき」

「天地開け始めしより舞歌の道こそすなほなれ」

とあるは「まごゝろを歌ひ上げたる言の葉は神の心に通ひ、神も納受し給ふことを

指したものであらう。果して然れば、言の葉の誠の道と行爲の誠の道とは其の誠に於て一致するものでなければならぬ。尙ほ歌の徳を叙べたる謠曲卷絹に

「もとより正直捨方便の誓、曇らぬ神心直ぐなる故にかくばかり納受あれば今

は早疑はせ給はで歌人をゆるさせ給ふべし」

「一首を詠ずればよろづの悪念遠ざかり、天を得れば清く地を得れば安し」

歌の心が神も納受し給ふ、すなほな大和心であるとするれば、明治天皇の御製が教育勅語に表現された我が國民道徳と一致するのみならず、我等日本人の詠んだ數限りもない和歌の中にも同じく國民道徳の精神が表現されてゐることは言ふまでもない。我等は和歌の中に大和心を窺ひ國民道徳を發見することが出来る。敷島の道は取りも直さず誠の道である。大和民族が有りのまゝの心を歌へば、そこに誠の心が表現されぬであらうか。閑田耕筆は

千々に咲く言葉の花も素直なる

心ぞ本の根ざしなるべき

五 教育勅語本文の分段

教育勅語を三段に分つて解釋することは今日では殆ど一定した見方である。第一段は冒頭から「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」までで國體の精華を明にし、第二段は「爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」までで國民道德の大綱、第三段は「斯ノ道」の本質を示し給うたのである。

國體の解釋については學者の説が多岐多様に分れて居り、最近にはいかかがい國體學などを唱道してゐる一派もあるが、私は前に述べた通り今上天皇陛下即位式勅語に見えてゐるのが最も簡單明瞭な國體の精華の註解と見るべきものであると信ずる。

第二段「爾臣民父母ニ孝ニ」以下は國民道德の大綱を示されたものであつて、其中には國民生活の各方面が洩れなく網羅されてゐる。小學修身書の徳目は主として第二段から取つてある。第二段の「是ノ如キハ」以下は忠なると同時に孝となる、即ち忠孝一致を以て結んであることは前にも一言した通りである。第一段に

「克ク忠ニ克ク孝ニ」とあり、第二段が又忠孝一致を以て結んであるので、我が國民道德を忠孝道德と名づけるのは無理はない。第二段の收結并に第一段に現はれた忠孝は國民道德の總稱又は大本としての忠孝であつて、廣義の忠孝であるから、忠は單に上御一人に對する個人的關係を指すのではなく、苟も天壤無窮の皇運を扶翼する行爲は凡て之を忠の中に包含する。忠を封建時代の主従關係に於ける對個人的忠義の如く解する人は何か直接に陛下に對して御用を務めねば忠でないやうに思ふが、勅語の忠は左様に狹隘なものでなく、廣義の忠であつて國民道德の全體を包含する。私は「爾臣民」以下徳目を列擧された中に「君ニ忠ニ」といふ語句がなくて「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス」の所で此の國民道德を實行することが忠であり同時に孝であると御示しになつてゐると解釋する。我等七千萬の國民は強ちに陛下の左右に侍して奉仕せずとも、よく勅語の聖旨を奉じて國民道德を實行すれば、それがやがて忠であり、同時に孝となるのである。國民道德を概括する忠孝はいつも廣義に取るべきもので、個人としての君父に對するのみではない。随つて「爾臣民父母ニ孝ニ」の孝は狹義の孝であることは勿論であ

る。尙廣義の孝は狹義の孝を包含することは言ふまでもないが、君側に侍せねば忠義が盡せぬとか、父母が生存されねば孝が行へぬといふものではない。廣義の忠孝は國民のあらゆる行爲を包含する。忠孝を以て國民道德の根本主義と標榜して毫も偏狹と言はれぬのは此の爲である。「一旦緩急アレハ」以下に力を入れる人は「義勇奉公」のみが皇運扶翼の唯一の道と思ひ、勅語道德を以て戰時道德であるかの如く解釋する一派もあるさうであるが、それは軍人に對しては適切であり、戰時の道德としては有効であらうが、軍人でない人や一生軍人となる機會を有たず而かも國民の半數を占める女子に取つては義勇奉公の道がない譯ではないか。第二段の國民道德大綱は平時と戰時とを網羅したものであり、「一旦緩急アレハ」より以上は平時道德の大綱、以下は戰時道德と見ねばならぬ。而も兩者を合せて皇運扶翼の道を完うする。教育勅語が永遠に我が國民道德の經典たる所以は實に茲に存するのである。

六 「斯ノ道」の普遍性

第三段「斯ノ道」が皇祖皇宗の遺訓であり、列聖國民俱に遵守すべき道であることは勅語の本文に明白であることは既に之を述べた。尙ほ「斯ノ道」がかむながらの道であることも既に一言した。今其の根據となるべき御製二三を引用する。

敷島の大和島根の教へ草神代の種の残るなりけり

千早振神の教を受けつぎて人の心を正しかりける

葦原の瑞穂の國の萬代も亂れぬ道は神を開きし

開け行く時にいよく仰がれぬ聖の御代の高き教は

千早振神の御代より一筋の道をふむこそ嬉しかりけれ

ふむことなど難からむ早くより神の開きし敷島の道

國民は一つ心に守りけり遠つみおやの神の教を

皇祖皇宗の解釋に就いては學者の異説もあるが、廣く皇室の御先祖とするのが定論であり、歴代の天皇は皆現神と尊ばれ給うたのであるから皇祖皇宗は單に神

代の神々のみに限らず明治天皇以前の列聖をも當然神々の中に加ふべきであらう。果して然れば皇祖皇宗の遺訓は文字通り其のまゝを神々の遺訓即ち神の教又は神の道と解しても何等不合理はない。尙我等人間の行ふ國民道德が神の道であるといふことは餘りに勿體なく其の間に甚だしい隔りがあるやうな感じもあるが、我が神代の八百萬の神々は決して人間以外の存在にはましまさず、悉く現代の大和民族の現實の祖先であり、代々の優れた人が神と敬ひ祭られた事を思へば、太古の惟神之道が現代の國民道德となる事に何等の不思議はない。神の道は取りも直さず大和民族祖先の道ではないか。

今上天皇陛下即位式勅語には、我カ皇祖皇宗、惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シの語が見える。惟神の大道は明治天皇五箇條御誓文に見える「天地ノ公道」軍人勅諭に見える「天地ノ公道、人倫ノ常經」と其の本質が同一のものと信ずる。我が國民道德は日本人のみに價值があつても、他國人が行つては何等道德の價值がないといふやうな狹隘なものでなく、天地間如何なる所に於て之を行つても到る所佳ならざるなしといふ公道であるといふ大抱負を以て教育勅語が下賜された事は本文

中に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」とあるので之を拜察することが出来る。今日の語を以て言へばこれは國民道德の普遍的妥當性を表示されたものである。試に「父母ニ孝ニ以下一々の徳目就いて之を道德とせぬ時代があるか、又それが通用せぬ國があるか」と言へば決してそれはない。若し強いて他國に於て實行し難き所を求めれば、我が國と國體を異にする一點である。即ち第二段の總稱とも見るべき「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の一句である。それより以上「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までは如何なる國體にも通用することは議論の餘地がない。昭和五年十月三十日記念日の當夜金子子爵のラヂオ放送による講演によれば勅語渙發前に勅語の通りにて外國にも差支ないかとの御下問があつた所が、子爵は熟讀熟考の上「之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」といふ事は文字通りで差支なき由を奉答したさうである。尙同夜子爵は日露戰役當時米國に駐在して勅語道德を米人に説明して聖書の教にも優るものとの賛辭を得た事や、英國人も同様に勅語道德に敬服してゐる事實を述べられた。

昭和五年は教育勅語渙發四十周年に相當したので全國を通じて教育勅語に對

する尊重の念が高まつたと言つてよいが、圖らずも世界的に勅語の眞價を發揚する事實が起つて、金子子爵の陳述を裏書した。昭和五年十二月二十六日より三十日迄印度ベナレスに於て開催された第一回全亞細亞教育會議は左の決議をした。

本會議ハ我等ノ教育制度上性格ノ陶冶ニ一層努力スルコトノ必要ヲ認ム。

教育ニ依テ陶冶サルヘキ善良ナル公民ノ理想的性格ハ要スルニ日本ノ教育ニ關スル勅語ニ盡サレテ居ル。右ハ亞細亞ノ凡ユル聖典中ノ道德上ノ法典ニ多

少ノ修正ヲ加ヘツツ其ノ粹ヲ拔イテ之ヲ具現セルモノデアル。

こゝに教育勅語の第二段の英譯文を掲げ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ以下を省き一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジの次に人道ニ反セザル場合ニハの字句を挿入してゐる。

本會議ハ衷心ヨリ是等ノ諸徳ヲ確認シ且ツ此等カ我カ教育者各位ニ依テ熱

誠ニ考究セラレンコトヲ獎勵シテヤマザルモノデアル。

これは「斯ノ道」の普遍性が漸く認められて來た證左であらう。

七 誠の道と人道

それはとも角、勅語の道德は我が國に特有な道德とすれば、それが如何にして國體を異にしたどの國にも通用するかといふ點に就いて疑問が起つて來るのは現代人の倫理的頭腦には當然の事である。「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」までは萬國に通用するものとしても私が勅語の眼目と見た「天壤無窮の皇運ヲ扶翼スヘシ」の一段に至つては萬世一系の皇室の存在せぬ國には何としても適切とは言はれぬ。茲に國民道德の特殊性と人道の普遍性との間に一種の矛盾對立が起ることには已むを得ぬ。我等は何として此の矛盾對立を克服止揚し得るか。此の矛盾對立あるに拘らず勅語の「之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」を合理的に解釋し得るかといふ事は教育勅語に對する難問の一つである。此の問題は金子子爵や或る一派の人のやうに絶對信仰で行くか、或は我が國では天壤無窮の皇運扶翼となる所を他の國體では各自之に應じて其の國體に最善の結果を齎らすといふやうにすればよいとアツサリと解釋すれば何等の矛盾は存在せぬが、一層之を合理的に研究しよ

うとすれば何か他に説明の道が欲しくなる。私は現代哲學で有力な現象學的直觀法によれば比較的容易く説明が出来ると思ふ。今日哲學的に考へてゐる人は多く此の解釋を取つてゐるやうである。即ち我が國民道德は我が國の特殊の事情によつて具體化された道德であるが、其の本質は普遍的妥當の人道と見るのである。換言すれば我が忠孝一致の特殊道德が普遍的妥當の道德本質を具へ、特殊即ち普遍と見るのである。切言すれば忠孝を一貫する至誠は道德の本質であつて古今東西を論ぜず普遍的妥當性を有つた人道の理想である。我が國民道德は此の古今東西に一貫した至誠即ち人の心の誠に基づいた道德である。これが度々御製に見える「誠の道」である。私は御製に見える「誠の道」は教育勅語の國體擁護を眼目とする忠孝道德を抽象的に表現して其の根本精神を指示し給ふたものと解釋する。誠の道には古今東西の隔りなく、之を天地の公道と言つて差支ない。軍人勅諭の中にも此五箇條ハ我軍人ノ精神ニシテ一ノ誠心は又五箇條ノ精神ナリと見えてゐる。軍人勅諭は特に軍人に賜はつたものであるから、一般國民に賜ふた教育勅語とは多少趣を異にしてゐるが、其の全體を貫く根本精神は變らない

ものと信ずる。人の心の誠は神の心に通ひ、誠の道は神の道と一致することは御製に歴然としてゐる。

目に見えぬ神の心に通ふこそ人の心の誠なりけれ

目に見えぬ神に向ひて恥ぢざるは人の心の誠なりけり

おのづから仇の心もなびくまで誠の道をふめや國民

いつはらぬ神の心をうつせみの世の人皆にうつしてしがな

いかならむ時にあふとも人は皆誠の道をふめと教へよ

白雲のよそにもむな世の人の誠の道を敷島の道

とき遅きたがひはあれど貫かぬことなきものは誠なりけり

二宮尊徳の左の語は自ら御製の聖旨に一致するものである。

古語に至誠神の如し註中庸二十四章と云ふといへども至誠は則ち神と云ふも不可なかるべきなり。凡そ世の中は智あるも學あるも至誠と言行とにあらざれば事は成らぬと知るべし(二宮翁夜話)

教育勅語の「斯ノ道が御製に見える「誠の道」であり「誠の道」を行ふ心が「神の心に通

「人の心の誠」であることは極めて明白である。換言すれば至誠は忠孝を貫く根本精神であつて神の心と一致するもので、我が教育勅語に示された國民道德は列聖の實行し給ふ君道と同じく神の道に協ふものである。而も其の神道も、君道も、民道も均しく人間に共通普遍な至誠の表現に外ならぬのである。軍人勅諭を下賜されたと同じ年に侍講元田永孚が勅命を奉じて編纂して宮内省から出版された幼學綱要の序文に左の句がある。

祖宗繼天建極。教人化民。莫一不出於至誠。是以民皆純一正直。父子之親篤。而君臣之義明矣。

(註、元田永孚は肥後の儒者であつて、勅語の草案者として日夜君側に侍して聖旨に副ひ奉つたと傳へられてゐる。)

これは皇祖祖宗の御盛徳が一として至誠の表現にあらざるなく、それがやがて我が國民をして純一正直ならしめ、且其の父子の親を篤からしめ、君臣の義を明かならしめたとする所は、正に今上天皇陛下即位式勅語中の「上下感孚君民體ヲ一ニス」の聖旨と一致すると思ふ。君民至誠の感通は實に我が國民道德を涵養して萬

邦無比の國體を成した所以である。斯くの如く至誠は神道・君道・民道を一貫する「斯ノ道」の根源であり本質である。

教育勅語の「斯ノ道」を「誠の道」と考へ、誠の道を行ふ道、即ち至誠を指導原理とする道と考へれば中庸に

誠は天の道なり。之を誠にするは人の道なり

とある聖旨と自ら一致すると思ふ。我が國の神の道は儒者の天道と其の根本と同じくするものであらう。

私は忠孝を貫く至誠は同時に教育勅語の「斯ノ道」の本質即ち根本精神であると論定したが、御製には「誠の道」の語があり、軍人勅諭には「誠心」の語が出て居るに拘らず、教育勅語の本文の中には此の根本精神を表はす語句殊に至誠に匹敵する字句が見當らない。若し強いて之を求むれば唯「克ク忠ニ克ク孝ニ」の語句が之に相當するが、此の外に忠孝を貫く根本原理を表はした語がない。私が之を至誠といふ語で表はしたのは主として上來引用した御製、并に軍人勅諭并に幼學綱要の序文に據つたのである。尙勅語本文中に至誠の語はないとしても「克ク忠ニ克ク孝

ニの中に至誠の意義は十分に含蓄されてゐると思ふ。

久しく明治天皇に呎尺し御製を拜見してゐたと傳へられる高崎正風男は克忠克孝と題して左の歌を詠じてゐる。

君親に仕ふる名こそ變りけれ誠を盡す道は一筋

これは忠孝を一貫する道は誠の道と見てゐるものと解釋してよからう。藤田東湖も弘道館述義に於て忠孝無二を説いて誠を盡す所以に於て歸一することを述べてゐる。

忠と孝とは途を異にして歸を同らす。父に於けるを孝と曰ひ君に於けるを忠と曰ふ。吾が誠を盡す所以に至つては一なり。

これは元田永孚が幼學綱要の序文に言ふ所と其の趣旨に於て一致するものと言はねばならぬ。東湖は前文の上に

人道は五倫より急なるはなく五倫は君父より重きはなし

と言つて忠孝の重き所以を明かにし永孚は祖宗が至誠を以て人民を教化し給うたから民間に父子の親篤く君臣の義明にして君孝の道が行はれたことを特筆

してゐる。

明治天皇の數々の御製の上に明白なる如く人の心の誠を以て行ふ道は神の道にかなひ神の道は誠の道として教育勅語の「斯ノ道」であるから至誠を本質とする我が國民道德は古今東西を貫く人道としてどこに押し出しても恥づかしく無い譯である。古今東西に一貫して悖らぬものは此の至誠であつて天地の公道即ち普遍的人道であつて決して我が國に特殊な事情ではない。至誠は國民道德の特殊性でなくて其の本質でなければならぬ。併し我が國民道德には必ず至誠即ち道德の本質が籠つてゐるから我等はそこに道德の普遍性を認識することが出来る。教育勅語中の「斯ノ道」が「東西ニ施シテ悖ラス」といふ事に矛盾を感じずる人は其の本質の方面を考へれば矛盾は忽ちに克服される。随つて「斯ノ道」の下に「本質」又は「根本精神」の意を補へばよいと思ふ。

明治天皇の御製に現はれた語句から推して行けば「敷島の道」は「やがて誠の道」であり「誠の道」は人の心の誠を以て行ふ道であり人の心の誠はやがて神の心に通ふとすれば「誠の道」は「神の道」と一致せねばならぬ。神々が神意のまゝに行ひ給ふ所

と、人が至誠の心を以て行ふ所とは其の本質に於て變りはない。神の道を行ふ心が神の心であるとすれば、神の道即ち神の教に基づく教育勅語の「斯ノ道」は、敷島の道や「誠の道」と全然同じものでなければならぬ。取りも直さず「斯ノ道」を行ふ至誠即ち人の心の誠乃至神の心は今日倫理學に謂ふ所の良心、即ち道德的意識に外ならぬ。我が大和民族の良心は古來「明く淨く正しき誠の心」と言はれてゐた。この心は蓋し日本人が神前に額づいた時に表はれるすがすがしい心である。この清淨潔白の至誠はそのまゝ神の心に通ふものと信ぜられてゐた。明治天皇は少しの曇りも濁りもない清淨潔白な心を澄み渡りたる大空にさし昇る朝日乃至明月明鏡に譬へ、又清き流にも比し給うた。今左に之に因んだ御製を列擧する。

あさみどり澄み渡りたる大空の廣き心を心ともがな
 久方の空に隔はなかりけり土なる國は境あれども
 澄めるもの昇りて成りし大空に向ふ心も清くぞありける
 久方の天にも昇る心地して五十鈴の宮に參る今日かな
 曇りなきあしたの空に神路山かうしくも見え渡るかな

さし昇る朝日の如くさわやかに持たまほしきは心なりけり
 千早振神路の山に照る月の光ぞ國の鏡なりける
 靖國の社にいつく鏡こそ大和心の光なりけれ
 神葉にかくる鏡を鏡にて人も心を磨けとぞ思ふ
 我もまた更にみがかむ曇なき人の心を鏡にはして
 國民も常に心を洗はなむもすそ川の清き流に
 昔より流れ絶えせぬ五十鈴川なほ萬代に澄まむとぞ思ふ

明治天皇はすなほな幼な心に人の心の誠を見給うた。
 いつはりの世をまだ知らぬ幼な子が心や清き限りなるらむ
 思ふ事思ふがまゝに言ひ出づる幼な心や誠なるらむ
 すなほなる幼な心をいつとなく忘れはつるが惜しくもあるかな
 つくろはむ事まだ知らぬうなむ子の元の心の失せずもあらなむ

明治天皇が幼な心に人の心の誠を認識して賜うた事は、孟子が赤子の心に大人の心を見出し中江藤樹が孩提の愛敬に誠を認めたま旨と自ら一致する。

大人は其の赤子の心を失はざる者なり。(孟子離婁ス)
孩提之童も其の親を愛することを知らざるはなし。(孟子盡心上)

中江藤樹は翁問答に

良知とは赤子孩提の時より其の親を愛敬する最初一念を根本として善惡の分別是非を辨へ知る徳性の知をいふ。

と言ひ又大學考には左の如く言つてゐる。

誠は純一無雜眞實無妄の本體即ち良知なり。……誠は本心の實徳、謂ゆる赤子の心孩提の愛敬にして良知是非なり。

又大空や朝日明日明鏡乃至清流に譬ふべき心は蓋し「斯ノ道」を行ふ大和心の理想であらう。此の心を以て行動したならば如何なる時代に於ても如何なる國に於ても其の行爲は道德に合するものと見られぬことはなからう。此の心は實に古今東西に通じて普遍的價値を有する道德の根源であり、それがやがて神の心に通ふ人の心の誠ではないか。此の心を以て行ふ道が「誠の道」であり同時に我が敷島の道即ち教育勅語の「斯ノ道」即ち我が國民道德でなければならぬ。而かも「斯ノ

道」は大和民族の行ひ得る最高、最善、最美の人道ではないか。随つて「斯ノ道」を踏むものはやがて人類共通の人道を踏むものであつて、我が國民は「斯ノ道」を踏む外に人道を餘所に求める必要はない。明治天皇の御製はこれである。

白雲のよそに求むな世の人の誠の道は敷島の道。

八 國民道德原理としての忠孝

我が國民道德の指導原理は忠孝の二字に盡きると言つてよい。而かも忠孝一致が君民一體の我が國體を支持してゐることは上來屢々縷述した所である。「斯ノ道」の眼目は國體擁護にあるものとすれば、國民道德の細目は凡て其の根本精神に概括統一される。随つて我が國民道德の歸着點は國體擁護にあると言つても差支ない。

國體の精華を發揮する道が忠孝一致であることは勅語の本文に於て極めて明白に示されてゐる。第一段の「克ク忠ニ克ク孝ニ」は勿論第二段の「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」がこれ

である。殊に第二段の末文は忠孝一致の本文と見られてゐる。

茲に言ふ國民道德の指導原理としての忠孝は國體推護に歸着する根本主義であつて君に對する忠又は親に對する孝の如く狭義の徳目を指すのではない。勅語の第二段「父母ニ孝ニ以下列擧された徳目を概括統一する根本主義が忠孝であつて、藤田東湖が忠孝無二又は忠孝一本と言つたやうに兩者一致して密接不離の關係を有つ。即ち忠は同時に孝となり、孝は同時に忠となる。これは指導原理即ち根本主義として廣義の忠孝である。第二節の始めに擧げられた「父母に孝ニ」の孝は狭義の孝であり對個人的徳目であつて第二段末文の「爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」を孝と見る場合の孝は廣義の孝、即ち我が國民道德の指導原理又は根本主義としての孝であつて、朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズを忠と見る廣義の忠と一致する。而かも此の廣義の忠孝の細目が「父母ニ孝ニ以下義勇公ニ奉ジ」までである。随つて廣義の孝の中に狭義の親に對する孝を包含することは勿論義勇奉公をも包含する。

勅語の第二段中には儒教の五倫たる父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序

あり、朋友信ありの四倫迄擧げられてゐるに拘はらず第二倫の君臣の義に對し「君ニ忠ニ」とありそうであるのに其の語句が見當らぬことは儒教の五倫と勅語とを比較するもの何人も不審とする所である。併し勅語の聖旨を精察すれば第二段の細目全體が廣義の忠であつて、狭義の君への忠は其の中に包含される。勅語第二段に「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」とあるは「父母ニ孝ニ以下細目の總括であるから國民道德の全體であり歸着點であり、それが忠にもなり同時に孝にもなる。換言すれば國體擁護は忠孝を統一した根本主義である。これがあらゆる國民生活を指導する原理となる。此の意義に於ける忠は個人としての上御一人に對する忠節のみでなくて「父母ニ孝ニ以下義勇公ニ奉ジ」まであらゆる徳目を包含する廣義の孝が狭義の親への孝を包含すると同様に、廣義の忠が狭義への忠を包含することは言ふまでもない。藤田東湖が弘道館述義に

進んで君に事へて其の大義を全うするは乃ち親に孝なる所以なり。

と言つた時の孝は直接に我が親に孝養を盡す狭義の孝を指すのではなくて、忠孝無二の廣義の孝を指してゐることは言ふまでもない。尙ほ同書に

退いて親を養ひ其の風教を助くるは乃ち君に忠なる所以なり。

と言つた時の忠は直接に君に忠誠を致す狭義の忠でなくて、廣義の忠を指すことは言ふまでもない。夙夜君側に侍することのみが忠ではない。假令君側に奉仕せずとも教育勅語の教を遵守すればそれはやがて忠であり、同時に孝である。随つて教育勅語の道德を忠孝道德といふ時の忠孝は國民道德の細目即ち君父に對する徳目のみを指すのでなくて其の全體を指すのである。換言すれば教育勅語の全體が實行された時に始めて忠孝兩全といふことが出来る。又父母に冬温夏清の孝養を渴くすことは固より孝には相違ないが、廣義の孝はこの狭義の孝養のみでは盡きない。進んで君に仕へて大義を全うし又は死を以て國に殉ずることも大孝であつて、それは廣義の孝である。尙ほ我が國民道德の孝は更に夫より廣く兄弟の友も、夫婦の和も、朋友の信も、修學習業も以て廣義の孝の中に包含せられそれが同時に廣義の忠となるのである。

單に忠孝と言へば動もすれば徳目のやうに解せられるが、それは狭義の忠孝即ち國民道德の項目即ち細目であつて、其の全體を包括する指導原理又は根本主義

ではない。

國民道德の全體を包括し之を指導する原理又は根本主義としての忠孝は前に述べた「誠の道」又は「斯ノ道」の別名と見て差支ない。人の心の誠が忠孝を一貫する原理と見れば忠孝の二字は誠の一字に統一することが出来やう。忠孝を斯くの如く解釋すれば中江藤樹が孝經に基づいて孝を以て道德の根本原理とし、五倫を以て其の條目と考へた。「身を立て道を行ふが孝の全體」であつて一擧手、一投足も孝行の道を離れぬとする。翁問答に左の語がある。

視聽言動みな道にあたるを孝行の條目とするなり。しかる故に一たび手をあげ、一たび足をはこぶにも孝行の道理あり。

これは孝經の「孝は徳の本なり、教の由て生ずる所なり」の義に據つたもので五倫中の父子の親を表はした孝を以て、五倫を總括統一する根本主義として、他の四倫を其の中に包含せしめた所は父子の親を以て「萬代のみなもと天叙の本」と見たからである。

藤樹が忠を以て道德の根本主義と見るのは孔子の仁と對照して考へれば自ら

明瞭となる。藤樹の孝の代りに孔子の仁を置いても大差はない。

論語里仁篇に

苟も仁に志したるものは悪なきなり。

とある。これは苟も孝に志したるもの悪なきなり、と言ひ代へることも出来よう。伊藤仁齋の仁の解釋は藤樹の孝と同じく道德全體を意味する。童子問答卷上に仁の徳たる大なり。然れども一言以て之を蔽ふ。曰く愛のみ。君臣にありては之を義といひ、父子には之を親といひ、夫婦には之を別といひ、兄弟には之を序といひ、朋友には之を信といふ。皆愛より出づ。蓋し愛は實心に出づ。故に此五のもの愛よりして出づるときは實たり。愛よりして出でざるときは偽のみ。故に君子は慈愛の徳より大なるはなし。孔子仁を以て徳の長とするは蓋し此れが爲なり。此れ仁の聖門第一字たる所以なり。

茲に言ふ仁齋の仁、即ち孔子の仁を、藤樹の孝と入れ換へても、何等の相違を見ぬ。室鳩巢は駿臺雜話の中に仁齋と同様の事を述べてゐる。

人は天地の心を得て心とす。天地は萬物を生ずるを以て心とする故に、それ

を得て心とすれば人は人を愛するをもつて心の徳とすること勿論なり。よりて仁は心之徳愛之理といへり。心の徳とあれば仁義禮智ともに仁にもるゝことなき程に仁は四者を包みて義も禮智も仁によりて立つなり。

貝原益軒も五常訓卷之二の譬頭に

人の禽獸とことなるは仁あるを以てなり。五常五倫百行萬善皆仁より出づ。と言つてゐるのも同じく孔子の仁が道德の指導原理、即ち根本主義たることを祖述したものに過ぎぬ。而して藤樹の愛は丁度之に相當する。藤樹は孝徳全體の天真を明かにする工夫を全孝の心法と名づけ、之を王陽明の致良知の工夫と結びつけた。

王陽明の傳習録に

此の天理に純なる心を以て之を發して父に事ふれば便ち是れ孝之を發して君に事ふれば便ち是れ忠之を發して友に交り民を治むれば便ち是れ信と仁となり。只此心人欲を去り、天理を存する上にありて、功を用ふれば便ち是なり。と言つてゐるのは藤樹が孝を以て徳の本とするのと同じ思想に屬するもので

明治天皇御製中の人の心の誠が百本の本となるの義と一致するものと見てよからう。

今教育勅語の忠孝と上述の孝と比較して見れば、藤樹や孝經では孝の一字となつてゐるのに對して、教育勅語では忠孝の二字となつてゐる所が違ふのみである。尙ほ孝又は仁とすればそれに忠其の他の徳目が包含されるのに對して、我が勅語の忠孝は二字の中にあらゆる徳目を包含するのである。而かも忠孝は二字であるが本來一本無二としてピッタリと一致するものであるから、之を誠の一字に統一することも出来る。さすれば孔子の仁や孝經の孝と餘程接近したものと成る。とも角國民道德原理としての忠孝は之を狭義の徳目と見ず、其の中にあらゆる徳目を包含する全體の根本主義と見ねばならぬ。

尙ほ教育勅語の眼目を國體擁護にありとし、之を以て忠孝一致の歸着點と見れば、忠孝無二又は忠孝一本と言つても、忠の色彩が濃厚であり藤樹が孝の中に忠を包含せしめた正反對に、忠の中に孝を包含せしめ、忠は孝より重いと云ふ解釋も成り立つのであるが、それは忠孝一致の説明を偏狭にする虞があるので、今姑らく其

の斷定を保留して置く。併し國體擁護を忠孝一致と見る所に君國一體の思想が包含されてゐることを忘れてはならぬ。

之を要するに國民道德の指導原理即ち根本主義としての忠孝は、決して之を分つて二に考ふべきものではない。随つて若し強いて一字にすれば忠としても孝としてもよい譯である。之を孝とすれば孝經の孝と同じ意義の根本道德となるが、之を忠とすれば我が國の家族的精神が没却され忠を孝と見る意義が稀薄になる虞がある。根本主義としても矢張り忠孝の二字を擧げねば不十分である。殊に教育勅語第一段に特に「克ク忠ニ克ク孝ニ」と忠孝を指示し賜ふ所に動かす可からざる理由が存する。指導原理即ち根本主義としての忠孝は廣義の忠孝であつて、君父に對する時のみの狭義の徳目でないから何時も之を一貫した根本精神を表はすものと見ねばならぬ。つまり忠孝は「斯ノ道」を稍具體的に表現したものに過ぎぬ。「斯ノ道」が御製に表はれた「誠の道」であることは前に詳論した通りである。随つて「斯ノ道」「誠の道」と同一體なる忠孝の道は國民道德の指導原理、即ち根本原理としては「天地ノ公道」「人倫ノ常經」であつて、教育勅語の本文にある通りに「之ヲ

古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラスと確信すべきものである。

九 教育勅語に関する質疑

東京高等師範學校附屬小學校内初等教育研究會の發行する雑誌「教育研究」は昭和五年十月に教育勅語御下賜四十年記念號を出し、中に「教育に関する勅語の語句の解釋に就て」といふ一欄を設け、實際教育に於いて説明上疑問となる六箇條を擧げて諸方に意見を求め、其の答を掲載してゐる。私も應問の機會を興へられて聊卑見を書いて送つた。其の中に「皇祖皇宗」「國體」の解釋の外「古今ニ通シテ謬ラス」も「中外ニ施シテ悖ラス」も各一問となつてゐる。私は孰れも上述の意味で答へた。右の教育研究の御たづねの三は次の通りである。

三、「教育ニ關スル勅語」に示された徳目の數は教科書に出てゐる徳目の數より遙に少なうございます。世の變遷に伴ひ、教科書に掲ぐべき徳目の數は次第に増加し、又その内容にも變化を生じて來ます。それらの徳目例へば責任とか、自治とか、共同とかいふやうなものと勅語の諸徳目との關係は如何に見る

のが適當でありませうか。

これは次の四の疑問と密接に聯關する。

四、道德の意味は時代的に變遷のある事と思はれますが、教育に関する勅語中の「古今ニ通シテ謬ラス」は如何に解釋すべきでありませうか。

小學校の修身科は教育勅語の旨趣に基づくといふ法令の規定になつてゐるが私は窮屈に修身書の徳目を一々文字通りに勅語に表はれた徳目通りにせねばならぬものとは考へぬ。旨趣に基づく意味を自由に且廣義に解釋して勅語の根本精神を貫徹するには、寧ろ時勢の要求に應じて新徳目を追加することが、眞に勅語の旨趣に基づく所以であつて、勅語本文の字句の末に拘泥すれば、徒らに形式に走つて大精神を没却する虞があると思ふ。勅語の第二段は國民道德の大綱を示され、國民生活のあらゆる方面を網羅してゐるから、新徳目を勅語中の徳目に結びつけようとするれば、必ず其の道がある。換言すれば勅語の語句は極めて包括的のものであるから、一徳目の中に幾多の徳目を包含さす事が出来る。例へば右の「責任自治」の語は之は政治上の道德としては「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」の中に包含され

個人的道徳としては、徳器ヲ成就シの中に包含されるものと見られよう。又「共同」は「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」の語句に結びつけることが出来よう。かやうに考へれば、教科書中の徳目を勅語に結びつけることは極めて容易である。併し私は一々字句に拘泥して、斯くの如き連絡に苦心する必要はないものと信ずる。率直に言へば、教科書中の徳目が勅語のどの語句に相當するかといふよりも、勅語の根本精神を貫徹する事に力を注ぐことが、一層大切であると信ずる。即ち國家の興隆、民族の安榮、社會の福祉を圖つて天壤無窮の皇運を扶翼する道であれば、徳目の名稱は必ずしも勅語の本文に言ひ現はされてゐると否とに拘泥するに及ばぬと思ふ。明治天皇の戊申詔書中には教育勅語に見えぬ國際道徳上の徳目が現はれてゐる。これは同じ明治天皇の詔書であるから、其の根本精神に於て教育勅語と異なる理由はない。私は時勢の進運に鑑みて追加されたものと解釋する。明治天皇の聖訓に恪遵する旨を明かにされた大正天皇の國民精神作興に關する詔書の中には「國民精神」を始めとし、公德、責任、博愛、共存、國家ノ興隆、民族ノ安榮、社會ノ福祉等教育勅語に見えぬ幾多の徳目があるが、孰れも教育勅語の旨趣に基づくものと解釋し

て差支ないと思ふ。尙今上天皇陛下の勅語中にも同様の事がある。今後の詔勅中に教育勅語中にも見當らぬ新徳目が現はれても、其の旨趣に於て教育勅語の根本精神に出でたものが多からうといふ事は、今から豫期しても間違ないと思ふ。尙昭和三年十二月今上天皇陛下御大禮後間もなく文部大臣に降し給うた左の御沙汰書も教育勅語の聖旨を一層深く奉體するやうに諭し給うたものと見るべきであらう。

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ夙ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク朕カ意ヲ體シ夙夜碎礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ努メヨ

「教育研究」の御たづねの六は「教育ニ關スル勅語」と「戊申詔書」國民精神作興ニ關スル詔書等との關係は如何に考ふべきものでありませうか。

であつたが私の答は自然に上に述べた所に包含されてゐる。私は今後の詔勅も

國民道德に關する限りに於ては教育勅語の根本精神に矛盾するものは斷じてないと確信する。

私は茲に序を以て教育勅語に關する一二の質疑に答へる。教育勅語第一段に於て「克ク忠ニ克ク孝ニ」とあるに拘らず勅語第二段に於て我が國民道德の細目を列擧されてある中に「父母ニ孝ニ」に對して「君ニ忠ニ」の語句が見えぬのは何故であるかといふ疑問は往々提出される所であるが、これは上來此の問題に觸れてゐるので、今更新しく之を辯明する必要を見ない。結局國民道德全體が忠となり孝となるのであるから別に一項目として之を擧げる必要がないのである。然らば「父母ニ孝ニ」の一方のみを何故に擧げられたかといふ反問も起るであらう。これは私の解釋を率直に言へば、親子は骨肉の自然の關係であり、父母に孝は何人も直接に實行し得る所であるからである。然るに父母に事ふる同じやうに直接に夙夜君側に侍することは國民一般には不可能の事であると同時に不必要のことである。狹義の孝は何人にも日常可能であるが、狹義の忠は同様に實行は出來ぬ。随つて勅語に於ては何人にも日常實行し得る廣義の忠を指示しになつてゐると思ふ。

次に勅語には「父母ニ孝ニ」として子の親に對する道は示してあるが、親の子に對する道が説いてない。孝道が大切であるやうに親道も大切であることは言ふまでもない。子が孝を盡しても親が親の道を盡さねば固より國家民族の幸福を期し難い。古來稍もすれば兩親は我が子に對して親權を濫用し、我が子を自己便利の犠牲に供した例は少なくない。勅語の本文中に親の子に對する道は明白に表はれてゐないが内容的には十分に包含されてゐる。我が國體は君民一徳に基づく君民一體の美風を特色とする。歴代の列聖は皇祖皇宗の遺訓を遵守し賜ひ仁恕の化が下に洽かつたことは正に國民一般に親の道を示し賜うたものと見るべきである。忠孝一致の大義から推しても列聖の大御心は國民各家族に於ける親心の模範と仰ぐべきである。我が國民の忠誠は本來列聖仁恕の大御心によつて養はれたものであることは慈愛深き親心が子の孝心を喚び起すに變りない。随つて「父母ニ孝」を教ふる反面には子に對する慈愛の道が包含されてゐることは言ふまでもない。親の慈愛を缺いては到底孝道の完きを望まれない。親親なら

ずとも子は子たりといふ事があり、非道の親に孝子があり、親の非道が子の孝行を有名にすることもあるがそれは常道ではない。親が親の道を守らず子のみを孝道を守らすことは斷然不公平である。天地の公道人倫の常經から言へば子の孝道に對しては當然親の道があるべきである。教育勅語の上には其の明文がなくとも全體の趣旨に於て十分に其の意義が含蓄されてゐる。

孝經の中には孝治章第八の中に明王の孝を以て天下を治むる道が説いてあるが親の子に對する道は明かに説いてない。併し孝經を尊信した中江藤樹は翁問答の中に孝道から推して親の道を説いてゐる。

親にうけたるわが身をわけて、子の身となしたる者なれば、子の身も根本は親の身なり。子をむざと育て、あしき道へひきいるゝは、親の身を惡道へおとすに異ならざるゆゑに子によく教へざるは、大不孝の第一なり。

親子一體の趣旨から言へば我が身は父母の遺體なると同じ道理により我が子も亦父母の遺體である。斯の如く父母、我が身、我が子の三代を通じて骨肉一體、父身と觀れば親の子に對する道は子の親に對する道と同一體のものとなる。

藤樹は又五倫の第一たる父子の親を左の如く解してゐる。

親は慈に子は孝行にしてよく相愛敬するを親のみちといふ。

親と子とは元來一體分身なれば親の慈も子の孝も本然自有の親愛なる故に聖人五教のはじめに父子有親と説き給へり。

我が忠孝一致の國民道德は親子一體、君民一體の思想を骨子とする上から考へれば「父母ニ孝ニ」とあれば、親の子に對する道は自然に其の中に包含されるものと見てよからう。子の親に對する孝道のみがあつて、親の子に對する道がなつたならば親子の道は決して全くない。

尙ほ時勢の進運と思想の變遷とに伴つて今後教育勅語に關する疑問は簇出するであらう。併し字句の末に拘泥しては幾多の難關に遭遇することがあつても其の根本精神に遡つて明確に之を把握する人には自ら解決の道がつくものと信ずる。

十 國民道德の進歩と教育勅語の解釋

三一二

私は前にも一言した通りに、我が國民道德を以て固定硬化したものと考へず、時勢と共に發達進歩するものと考へる。我が國民道德は大和民族に固有な國民精神の表現として具體的な國民生活の指導原理であるものとすれば、各時代の要求に適應する國民生活の變遷推移によつて多少其の内容を異にすることは免る可がざる自然の數ではないか。随つて教育勅語は明治時代に煥發されたものであるが、其の解釋は明治時代には明治時代の解釋があり、昭和の新時代には昭和の新解釋があつて差支ないと信ずる。儒教の經書も時代によつて解釋が變つても其の本來固有の大精神には變りはない。基督教の聖書も二千年近くの歴史を有しながら現代に適應する解釋の道があるではないか。

或學者例へば永井亨博士の如きは教育研究(昭和五年八月號)に轉換期の教育と題する論文中に教育勅語は明治時代の道德であつて、現代に適せぬといふやうな意味がほのめかされてゐる。これは或一派の思想を代表してゐると信ずる。教

育勅語の明治式解釋が昭和時代に不適當であるといふ意味なれば、極めて尤もな議論と思ふが、教育勅語の道德を狭く明治時代の道德と限定して他の時代に通用せぬものと解釋することは決して穩當でないと信ずる。永井博士は昭和四年に公にした日本思想論第六章國體論(下)に於ても此の問題に觸れてゐる。博士は同書に於て教育勅語の煥發を以て當時國家の統一國權の集中と相俟つて國民の精神を統一する時代の急務に應ずるものとし、又之を以て儒教の復興と見た。随つて「一たび教育勅語の煥發を見るに至れば、忠孝思想の上に國民道德が樹立され、忠君思想の上に國體觀念が建立され、そこに國體論としての忠君論が再建されたのである」と言つてゐる。博士は國體擁護論者であるに拘らず、教育勅語の内容的解釋に於て物足らぬ所があると思ふ。教育勅語其の物が特に明治時代の國民道德として下賜されたものでない事は言ふまでもない。我が國民道德は大和民族の生活指導原理たる惟神之道として神代から一筋の道であるが、時代の進運に伴つて漸次に進歩發達して來た。此の意味に於て我が教育勅語の解釋も時代と共に漸次進歩せねばならぬと思ふ。明治天皇の御製に

千早ふる神の開きし道を又開くは人の力なりけり

とあるは神の開きし敷島の道は、何時までも同じ内容のまゝに止まるべきものでなく、人力によつて開くべきもの即ち時勢の進運に應じて益々進歩發達さすべきものであるといふ極めて進歩的の聖旨と見て差支なからう。これは中庸に「誠は天の道なり之を誠にするは人の道なり」とあるのと同様の意義に解釋して差支ないと思ふ。我が敷島の道は惟神之道であつても、開け行く世の國民道德とするには人力を以て益々之を開き進めて行かねばならぬ。今上天皇陛下の朝見式の勅語に「我國ノ國是ハ日ニ進ムニアリ日ニ新ニスルニ在リ」と見える語句と思ひ合はせれば、御製の意義は一層明瞭となる。尙廣くなり狭くなりつゝ、神代より絶えせぬものは敷島の道の御製も國民道德の進歩發達を認め給うたものと見て差支なからう。私は國民道德は遠く神代から出發して時代の進運に伴つて着々と進歩發達して來たので、よく國民生活の指導原理となり、大和民族と其の生命を共にすることを得たものと信ずる。尙次のやうな御製もある。

開くれば開くるまゝに古へに變る思もある世なりけり

斯くの如き進歩的解釋を下し、時勢に伴つて其の内容を充實して行けば、明治時代に煥發された教育勅語は、未來永遠に我が國民道德の經典と仰ぎ奉つて何等時代錯誤に陥る虞はない。此れ等の御製の聖旨を察し奉れば、教育勅語の語句は其のまゝとして「萬代ののりともなる書」であつて我等は其の解釋を時勢に應じて進歩させるのが最善の道と考へる。明治天皇五箇條の御誓文中「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」を奉讀すれば、天皇の進歩的御態度は前述の御製と一致して惟神之道を固定硬化したものと見て何時までも其の儘に墨守し給ふのではなく、天地の公道に基づいて日進日新の改善を企圖し賜ふ聖旨が炳然として窺れる。要するに其の基つき賜ふ所は「天地ノ公道」である。否我が教育勅語の「斯ノ道」は「天地ノ公道」そのものでなければならぬ。唯之を各時代に具體化する所に其の時代の任務がある。勅語の解釋は時勢の進運に應じて何程進歩しても勅語の根本精神即ち大和民族の國民生活の指導原理たる「斯ノ道」の本質は神代ながらの一筋の道であつて何等の變遷推移なく勅語の字句も何等抜きさしをする必要はない。勅語の本文の字句の修正は決して考へる必要はない。我等は醇厚中正な時代思

想の最善を盡し、最も進歩した解釋を以て根本精神を發揮すればよいと思ふ。これが蓋し時代の要求に最も適切な教育勅語の解釋法であると信ずる。

「教育研究」の質問に教育勅語に見えないで小學修身書に見える徳目に就いての質問があつたが、私は苟も教育勅語の根本精神を發揮する道となるならば時勢の必要に應じて本文の字句に見えぬ新たな徳目を擧げて力説しても、勅語の旨趣に基づく上に何等の支障を生ぜぬと思ふ。戊申詔書に國際道德の意義が明示され國民精神作興の詔書に幾多の新徳目が列擧され、今上天皇陛下の勅語に四海同胞共存共榮日進日新創造等の新熟語が孰れも教育勅語の旨趣に基づくことを思へば私の意見は一般に是認されると信ずる。

大正九年私は文部省督學官から文部省圖書監修官を兼任し森岡常藏氏の後を承けて小學修身書の編纂に従事し、現行の卷五の修正を擔任した。當時思想問題がやかましかつたので、此の修正は前に比して思切つた事が斷行された。國定教科書の編纂は合議制であつて、監修官の起草した原稿は更に調査會の審議に附せられるから、固より私一人の考でどうすることも出来ぬ。併し此の修正は殆ど前

例が無い程進歩的思想を以て成遂げられたことを明言して憚らぬ。孝行の例話が大名の上杉鷹山を日備人の儀兵衛に改められたのも、大衆に適切ならしめる爲であつた。勤勞勇氣自信を力説したのは、現代生活の要求に鑑みる所があつた爲である。就中自信の如きは勅語中の「恭儉己ヲ持シ」の語句と對照すれば、聊か不當ではないかといふ疑問も起る。舊時代の思想から言へば寧ろ謙遜した方が勅語の本文に適するかも知れぬ。併し忌憚なく言へば謙遜を力説する弊は、言ふべきことを率直に言ひ得ぬやうな卑屈心を養成する所にある。國際競争の劇甚な現代に處して、自國の地歩を進め、且着々自己の主張を明かにし、自己の運命を開拓するには、自信は絶対に必要である。私は自信を以て現代生活に必要なものと確信する。私の提案はあらゆる會で通過して何等の反對を見なかつた。これは一例に過ぎぬが私は教育勅語の旨趣を修身書に具體的態度を以て勅語の本文を自由な解釋して差支ないと信ずる。私は最近中等學校用の修身書を著はす時も此の精神を以て教育勅語を解釋し且徳目を選択した。

之を要するに教育勅語の字句の末に拘泥せず、驀地に其の根本精神を把握する

ことに力を注ぐべきである。教育勅語の「斯ノ道」は神代以來我が國民の意識中に嚴存し、國民生活の指導原理として大和民族によつて絶えず實行され來つたものであるから、其の解釋は「斯ノ道」を生み出した國民精神、即ち國民固有の大和心又は大和魂によらねばならぬ。随つて外來の思想を以て大和民族本有の道德を説明し盡すことは不能である。「斯ノ道」大和民族の中に芽生え漸次生長發達して來たものであるから、其の解釋は進歩的でなければならぬ。舊時代の解釋に拘泥して固陋頑冥に陥ることは、自ら求めて時代錯誤に陥るものであるであつて、國民道德の本質に反するのみならず、教育勅語の聖旨を傷けるものである。惟神之道其の物が極めて積極的の生々發展の道であるやうに、其の解釋も進歩的でなければならぬ。

第三節 教育勅語と修身科及び訓練

一 教育勅語と修身科

教育勅語發當時學校用の修身書も一定せず國民思想も混亂してゐたから、學

校教育に於て修身科以外に勅語奉讀式を行ひ、且意を加へて諄々誨告する必要があつたが、昭和の今日では勅語の旨趣は既に修身書の中に取り入れられてゐるから、教育勅語の聖旨の貫徹如何は主として修身科の徹底如何に存するものと言はねばならぬ。教育勅語が學校のみの道德でなく、國民全體の實行すべき道德であることは言ふまでもない。我が國民は悉く小學校に就學するから、小學生に修身科を授けることは、やがて國民全體に教育勅語の旨趣を授ける事になる。

今日の修身科は固より教育勅語の本文の字句註釋ではない。勅語の本文を國語科の教授と同じ體裁で教へる事は修身科の要旨ではない。勅語の字句は小學生の國語の力には難解であるから、字義の正確な解釋や文章の構造などに就いては十分の理解を望み難い。國定の小學修身書は小學生の理解の程度の範圍内に於て勅語の要旨が具體化されてゐるものと見て差支ない。小學校に於ても勅語本文の諳誦や字句の解釋も極めて望ましい事であるが、修身科以外に特に勅語教授をなす必要は無いと言つてよからう。教育勅語の諳誦や謹寫は洵に結構と思ふが夫れが間違なく出來た許りで、直ちに聖旨が貫徹したものと思ふのは速斷の

誹を免れぬ。勅語旨趣の貫徹は現在の教育制度では主として修身科の成績如何によるものとすれば、修身科の成績を擧げる要件を攻究することが必要となる。

二 修身書と其の活用

我が國の學校に於ける修身科は、教育勅語の旨趣に基づくべきことが法令の上に規定されてゐる。而して學校の修身教授は通例教科書を用ひることになつて居り、小學校では國定の小學修身書を用ひ、中等學校では民間で編纂され文部省で檢定されたものを採用してゐる。

小學修身書は國定であるから、其の内容が教育勅語の旨趣に基づいてゐる事を文部省自身で保證してゐる譯である。併し修身書は教育勅語其の物でない以上は、此の兩者を混同してはならぬ。修身書は飽くまで修身書であり、勅語は飽くまで勅語である。小學修身書の内容が教育勅語の旨趣を奉體する上に於て、文部省に於て最善の努力をなしたものに相違ないから、教育勅語の解釋に於て將た又其の旨趣を日常生活に於ける國民道德として之を兒童に分り易きやうに具體化する

る上に於て、其の道の人々の非難が最も少い筈である。併し文部省當局者と雖も普通の人間である以上は、何人が其の任に當つても、到底完全無缺を保證することは出来まい。今日まで實際國定教科書編纂の任に當つた人と雖も最善の努力を致した自信はあらうが、完全無缺と自認した譯では無からうと信ずる。而かも其の編纂の方法は最初から委員の合議であつたので、決して同一人の纏まつた思想を以て統一したものではない。委員の中には勿論當代の道德思想を代表すべき一流の大學者、大教育家を網羅してゐたに相違ないが、稀には舊思想の權化とも言ふべき頑固の老人が決議を左右した事も絶無とは言へなかつたやうに洩れ聞いてゐる。委員中に新思想の尖端を以て自任する學者あるに拘らず、國定の小學修身書が世上から保守的であるとか時代錯誤であるとかいふ非難を受けることがあるのは、此等合議制に其の原因が存在するものと思はれる。大正九年に從來の教科書編纂委員會が廢止せられて、文部省圖書監修官が直接編纂の任に當り、文部省の人選した教科書調査會の委員が其の原稿を審査し修正の意見を述べる事になつた。これから後は編纂委員會が編纂するといふ制度の時代よりも文部省編

纂即ち國定といふ事實が一層明白となつた。併し現行の制度に於ても國定教科書は一人の手によつて終始一貫したのではなく、起草も數名の合議により調査會も多數の委員の異なつた意見を加へるから、從來の合議制の弊を全然脱却した譯ではない。大正九年以前に委員會の手によつて編纂した教科書を文部省の名で刊行した當時に於ても、教育勅語の解釋や編纂方針の如き最初から一定の成文によつて條項を確定してゐた譯でなく、編纂上の必要に應じて漸次合議によつて出來たものらしい。随つて勅語の解釋も編纂方針も何等印刷物として公表されたものなく、唯委員や編纂者の頭腦中に不文律として運用されてゐたやうである。斯の如く、一定の成文律はなくとも、編纂の當局者には長い間に多數の委員の一致する意見に基づいて一種の動かす可らざる傳統が出來上がり、それによつて教科書の體裁が自ら一定した。随つて何等成文律の印刷物はなくとも、公刊された教科書を通して具體化された教育勅語解釋及び編纂方針を推定することが出来る。大正九年以前の教科書編纂委員は勿論文部省當局者にも絶えず交迭や死亡などがあるから、上記の傳統形成の要素に異動を生じ、それがやがて傳統其の物との

に據つて編纂される教科書の内容に影響を及ぼすことは當然である。随つて國定教科書は體裁が一定してゐるやうであつて、斯く精細に検討すれば決して一定不變のものでなく、時と共に流動變化してゐる事實が嚴存する。

教育勅語の本文は一定不變であつて、一言一句の抜き差しを許さず、又其の修正を必要とせぬ。唯々國民道德思想の進歩に伴つて其の解釋の進歩を必要とする。随つて教育勅語は一定不變であつても、其の旨趣に基づいた修身書は時勢の進歩に伴つて絶えず改善進歩を圖るべきものである。文部省に於ても完全を期する爲に、一方に於ては實際使用の意見を徴して兒童の生活に適切ならしめんことを努めると同時に、一方には廣く世評に鑑み時勢の要求に應ぜんが爲に年々既刊の書に修正を行つてゐる。斯くして國定の修身書は絶えず向上進歩を圖りつゝ、年々歳々其の面目を更新しつゝある。随つて國定教科書を教育勅語其の物のやうに一定不變の經典の如く考へ一言一句ぬきさしの出來ぬものゝやうに考ふべきではない。

修身書をして眞に其の目的とする修身教授の任務を果さしめるには之を金科

玉條として一言一句に拘泥せず、教育勅語の根本精神に基づき兒童の生活と時勢の要求とに鑑みて之を活用することが大切である。修身書の字句に拘泥して之を活用する途を知らなければ、知らず識らず教育勅語の旨趣にも反するやうになるであらう。

現在の中等學校用の修身教科書は約三十種の多きに及んでゐると思ふが、教育勅語の旨趣に基づき、文部省所定の教授要目に準據し、文部省の檢定を経たものであるから、其の體裁は大同小異と言つてよいが、著者の學歷、地位、人格等の相違によつて國民道德に關する見解に相當の差異あるのみならず、嚴密に言へば、勅語本文の解釋も必ずしも一樣ではない。小學修身書に年々修正が行はれてゐるやうに中等學校用修身教科書も時々改訂を行つてゐる。此等の著者自身も文部省當局と同様に教科書の改善に腐心努力してゐる。

國定教科書が完全を期し難いやうに、民間の著者も固より完全を期し難い。而かも著者の見解と使用者の見解とは完全に一致し得べきものでない。今假りに教科書の著者は、内容の改善に最善の努力をしたとしても、其の使用者が之を金科

玉條とし、其の一言一句に拘泥することは強ちに著者の見解を發揮する所以ではない。中等學校の修身教科書を有效ならしめるには、字句に拘泥するよりは之を生徒の實生活と時勢に活用することが必要である。若し活用の仕方が宜しきを得なければ、如何に優良な教科書と雖も其の價値を發揮する道があるまい。

三 教育勅語に對する教育者の信念及び態度

如何なる仕事も其の成績は之に従事する人の仕事其の物に對する態度、即ち熱心の如何によつて定まることが言ふまでもない。眞面目な態度を以て眞劍に努力すれば、如何なる仕事も相當に成績が上がる。一身を投げ出し、全人格を傾注して眞劍に努力する人に取つては、困難も困難とならず、苦痛も苦痛とならず、重荷も重荷とならず、責任の貫徹が無上の喜びとなることは誰も知る通りである。教育勅語發當時から日清日露兩戰役頃には國民精神が高調してゐたから、修身科殊に教育勅語に對して敬虔な態度が教育者に見えた。我が國は明治時代に於て剛健な國民精神の活動によつて全世界を驚倒する程の長足の進歩發展を遂げたが

大正年間に世界大戦が起り全世界に互つて思想が動搖し、頻々として起つて露國を始め獨逸、埃洪國等の革命は我が國民にも輕佻詭激な風を生ずる導火線となつた。殊に我が國體と相容れぬ共產黨の潜行運動は目下思想國難として識者の心を悩ましてゐる。かゝる不眞面な世相を背景として嚴肅熱烈な態度を以て適切有效な修身教育を行ふことは至難中の至難である。修身科を擔任する人は必ずしも此の事を口外せずとも、内心には誰も之を均しく認識してゐる。今更社會世相の不眞面や時代思想の惡化を長嘆息しても及ぶ所でない。

眞面目な考を以て修身教育の成績を上げようと眞劍に努力する人は多く實際に幾多の困難に出會つて其の解決に悩んでゐる。此の悩みは他日困難を突破する道行として極めて尊いものである。併し此の困難に悩みを感ぜぬ人は困難を回避して最も抵抗の少い月並式御役目式の形式を繰り返して修身書の素通りに満足して、聖旨の徹底如何を深く意に介せぬ。現今の修身教育に對する教師の態度の實際は動もすれば敬遠主義に傾いて、玉碎主義を取るものが少く、強ちに不眞面とは言はれなくとも特に眞劍と言ひ難いものが多いのは遺憾の極である。私

をして忌憚なく言はしめれば、修身教育に對して眞劍努力の熱心が出ぬのは我が國民道德即ち教育勅語其の物に對する信念が乏しい所にあると信ずる。此の信念さへ篤ければ修身教育に對する熱心が自ら湧き出て之に對する態度も眞劍にならざるを得ぬと思ふ。

明治時代の中葉に於ける國民思想混亂、即ち思想問題は快刀亂麻を斷つる概を以て見事に解決された。これは固より教育勅語に示された「斯ノ道が炳として日月の如く明白であつた事にもよるが、其の後に起つた國民精神の覺醒が一層國民道德の自覺を強め、斯ノ道に對する信念を篤くし教育勅語に對する嚴肅敬虔の態度を養つたことは争はれぬ。昭和時代の今日に於て我が國民は當時と似通つた思想問題に直面してゐるが、之を解決する唯一の力は、大和民族固有の精神でなければならぬと私は確信する。個人としても自己の問題は凡て自己の良心に訴へて解決すべきが如く、大和民族の思想問題は飽くまで民族其れ自身の良心即ち國民精神によつて解決されねばならぬ。然らざれば解決の結果に就いて責任を他に轉嫁しやうがない。換言すれば今日の思想國難の打開は國民自身の覺醒即ち

自己意識に訴へるより外はない。それはやがて神代このかた我が國民生活の指導原理であつた教育勅語の「斯ノ道」の信念に目醒めることである。「斯ノ道」の信念に目醒めることはやがて此の道を作り出した民族固有の國民精神に覺醒することである。現代の思想國難を打開する精神は明治時代に覺醒した剛健な國民精神と同じものでなければならぬ。我が國民現今の急務は開闢以來大和民族の血管を通して貫流し、其の意識内に躍動して國民の行動を支配し來つたと同じ國民精神に目醒めることである。此の精神に目醒むることは思想國難に直面する道であり同時に教育勅語に對する信念を篤くする所以である。

西洋の學校の修身教育は多く聖書に基づいて宗教科によつて行はれてゐる。此の場合には神に對する態度が聖書に對する態度を作り、それがやがて宗教科に對する態度となつてゐる。そこに眞面目さがあり熱心がこもる。私は我が國の修身教育では「斯ノ道」に對する態度が之を開き給うた神に對する態度と一致し、國民道德即ち教育勅語を畏敬する念が神を畏敬する念と一致するやうにならなければ、聖旨の貫徹は覺束ないと思ふ。明治天皇の國體に對し「斯ノ道」に對し給ふ敬

虔の態度は御製の中にあり／＼と溢れてゐる。我等國民も教育勅語の道德に對して此の嚴肅敬虔の態度を學びたい。明治天皇は我が國民道德に關しあらゆる方面に於て躬を以て衆に先んじて、國民に實行の模範を示し給うたのである。殊に修身科を擔任する教育者は實踐躬行を以て我が國民を教化し賜うた明治天皇の模範を仰ぎ其の聖旨を服膺したい。今左に一二の御製を引用する。

天つ神定め賜ひし國なれば我が國ながら尊かりけり

千早振神のみ代よりうけつげる國あるそかに守るべしやは

おごそかに保たざらめや神代よりうけつぎ來る浦安の國

神風の伊勢の宮居を拜みての後こそきかめ朝まつりごと

千早振神の心を心にて我が國民を治めてしがな

千早振神の御代より一筋の道を踏むこそ嬉しかりけれ

開け行く時にいよ／＼仰がれ聖の御代の高き教は

此等の御製を奉唱すれば明治天皇が「斯ノ道」の權威を畏敬し給うたことは敬神の聖旨に出でてゐることは極めて明白である。尙神の心を以て國民を治め給ふ

聖旨は祭政一致の太古を偲ぶに餘ある。否明治天皇の尊い大御心は神の心其の物ではないか。

我が國民道德の大精神を體得し、惟神之道の精髓を會得すれば、神代ながらの敷島の道は日進日新の現代生活の指導原理として最も適切であることを發見せねばならぬ。直截簡明に私の所信を述べれば、世界大戰によつて惹き起された現代思想の基調は人道の理想といふ事が出来る。人類全體の幸福の増進、人類愛、共存共榮、世界恒久の平和等は畢竟人道の別語に外ならぬ。而も此の人道の理想は我が太古の神話に表はれた神々の生々化育の力を意味し、我が國民道德の根本精神たる人の心の誠即ち誠の道とびたりと一致する。我が敷島の道、即ち誠の道は人道の理想と一致するから、惟神の大道であると同時に天地の公道人倫の常經として何處に押出しても何の障もなく、又何の遠慮すべき所も恥かしい所もないのである。此の根本精神について徹底した理解と確信を得ぬ間は教育勅語に對し修身科に對して敬虔な態度が出ず、眞劍な態度も起り兼ねる。我等國民は先づ教育勅語の「斯ノ道が惟神の大道、天地の公道、人倫の常經たる所以に徹悟せねばならぬ。」

菊地男爵は嘗て日露戦役少し前に米國に於ける講演に於て我が日本人の勅語に對する態度は、西洋人の聖書に對する態度の如く宗教的感情を含んでゐると説明されたが私も至極同感である。當時の教育者には確に此の態度があつたに相違ない。私は今後何時までも我が教育者の教育勅語に對する態度は一種の宗教的感情を加味して國民道德の權威を畏敬する事によつて眞に菊池男爵の説明の通りになりたいと切望する。

我が國は皇室の祖宗たる神々の開き給うた神國である。天祖天照大神以下八百萬の神々は文字通りに我が大和民族の現實な祖先にまします。随つて敬神の精神は取りも直さず崇祖の精神に出でたもので結局孝道の延長に外ならぬ。我が惟神の道に基づく教育勅語の國民道德は我等大和民族の祖先たる遠つみおやの神々が神意のまゝに實行し給うた神の道であると同時に、歴代天皇の率由し給うた道であり、夫れがやがて億兆の國民が心を一にして遵守した道である。換言すれば神意の表現たる神道が同時に君道であり、民道である。我が國には神代このかたたゞ一筋の道德が實行されてゐる。斯くの如く神君民を貫通する一筋の

道徳には君民一體、君民一徳のみならず、同時に神人合一の思想が包含されてゐる。教育勅語に示された我が國民道徳が民族の祖先たる八百萬の神々の踏み給うた神道であることを思へば、道徳其の物に對して神々に對すると同じ畏敬の念が起らねばならぬ。「斯ノ道」に對する我等の態度は神意其の物に對する態度でなければならぬ。我等日本人が日本の神々に對して自然に抱く畏敬の念は、茲にくだくだしく説明せずとも、各自神社參拜の體驗を省察すれば自ら明瞭である。此の神々に對する敬虔の態度を其の儘皇祖皇宗の遺訓たる「斯ノ道」即ち教育勅語に示された國民道徳に移せば、それはやがて國民道徳の權威を畏敬する念とならねばならぬ。これは明かに一種の宗教的感情であつて、歐米人の聖書に對する態度に近いものとなる。私は教育勅語に對して斯くの如き敬虔、畏懼の態度が出来なければ、我が國民道徳の權威を確立し、熱誠を以て修身教育の任に當ることは頗る困難であると思ふ。

教育勅語に對して西洋人の聖書に對するが如き敬虔の態度を取るのみならず、更に一步を進めて教育勅語を以て所依の經典とし、同時に信條とする宗教團體が成立してゐる。大阪の徳光教の如きは其の一つである。これは神道の一種とも一派とも見做すべきものであつて、其の成立から言へば宗教の信念と同じやうな信念を以て教育勅語の聖旨を實行しようとするのである。私の知つてゐる範圍ではこれと類似の團體が他にも相當存在してゐるやうである。教育勅語に對して敬虔の態度を持って聖旨の貫徹に猛進すれば、自然に斯くの如き形式を取るに至るのであらう。私は米國に起源を有つ倫理運動が英國で倫理教會を生み出したのと類似の現象であると思ふ。併し私は學校の修身教育を此の種の團體の事業のやうに宗教教育の形式になしたいといふのではない。私はたゞ修身教育に於て教育勅語並に我が國民道徳に對して一種の宗教的感情を交へた畏敬の念が欲しいことを力説したまでである。公立學校内に宗教教育乃至宗教的儀式を認めてゐない我が國の教育では、勅語奉讀式を宗教的儀式とすることも異論が多いと思ふ。併しかゝる儀式には神に對すると同じ敬虔の態度が望ましい事は前に述べた通りである。

四 教育勅語と現代思想

我が國教育者の國民道德に對する信念は單に感情に止まらず、合理的にも其の本質が人道の思想に一致するといふ明瞭な理解に基づいた確信でなければならぬ。國民の思想が動搖しようとしてゐる現代では殊にそうである。教育者の教育勅語に對する信念は、愚夫愚婦の神佛に對するやうな盲目的な態度でなく、有力な理論的根據に立たねばならぬ。私が第一節に述べた教育勅語の根本精神は此の理論的根據を闡明する微意に過ぎなかつた。

我が國の國民道德の要領は忠孝一致の一語に盡きる。而して忠孝を一貫するものは誠の一字であり勅語の「斯ノ道は誠の道と名づけてよい」。

我が國民道德の大本たる忠孝を貫く至誠は世界の如何なる國にも通用する人道の根源である。至誠以外に良心もなければ徳性もない。この誠の道さへ踏めば毫も他國に新道德を求める必要はない。而も此の誠は神の心に通ふ神代ながらの一筋の道である。世界大戰當時には國家主義と人道主義、主戰論と平和主義

とは對立論争したが、大戰後の今日では各國の獨立を認めた上に出來る丈列國協同して人道の理想を實現する爲に國際聯盟が成立した。國家主義と人道主義とは兩々雙方に相對立して譲らず、極端に各自其の異なつた立場を主張すれば、互に矛盾反對し、一方を立つれば他方が立たれない。随つて主戰論者は人道主義を無視し、平和論者は國家主義を敵視する傾向がある。併し其の孰れであつても一方のみを執つて極端に主張すれば、遂には夫れく自滅を招く虞がある。人道を無視する偏狹な侵略的國家主義即ち軍國主義が弱小國の脅威となるのみならず、遂に世界の公敵となつて自國の衰運を招くことは世界大戰が最もよく之を説明した。國家の區別を全廢して人道主義のみによる人類全體を包含する一大社會は、未だ嘗て此の世に實現された事はないが、民族自立の精神を没却した灰色の團體は縦ひ理想は高遠であつても、實際の人情に疎く一致團結の動機や自己發展の努力に乏しく、結局無氣力、不活潑な者となり了るであらう。國家主義を取れば人道主義と相容れず、人道主義を取れば國家主義を捨てねばならぬと考へるのは、此の二つの主義を全然對抗矛盾するものと見るのであるが、我等は此の外にかゝる矛盾對

抗を克服止揚する総合の別途を見出すことが出来る。これは言ふまでもなくヘーゲルの定理、反定理、総合の三段を踏む辯證法的進展である。マルクスは此の辯證法によつて彼の共産主義を證明したが、私は茲に之を以て國家主義と人道主義との総合を説明したい。常識の見方に於て矛盾對抗する國家主義と人道主義とはヘーゲルの辯證法的進展によつて、兩者共に活きて一段高い総合の途を見出すのである。私は現今の國際聯盟を以て斯くの如き総合と考へる。最も新しい國際主義は純然たる人道主義でもなければ、偏狭な國家主義でもなく、完全に兩者を融合調和したものである。斯くの如く國家主義と人道主義とを融合調和した國際聯盟の精神は特殊の國體に人道主義を實現した我が國民道德の精神とピッタリと一致する。我が國民道德は實に現代思想の最も進歩した歸着點と合致する。我が國民道德は國際聯盟と同じく、國家主義と人道主義即ち特殊と普遍との兩面を一體に融合したものである。教育勅語は時代の要求によつて多少其の解釋を異にすべきものであるといふ立場から言へば、明治時代に於て國家主義の方面が特に力説されたのに對して、私は今後の修身教育に於ては我が國民道德の本質即

ち普遍的方面たる人道主義の方面を高調する必要があるものと信ずる。今教育勅語本文の中に其の根據を求むれば、博愛衆ニ及ホシヤ之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラスの字句がある。此れ等は明かに教育勅語の人道主義的方面を示されたものと思ふ。今左に博愛人道の精神と一致する明治天皇の御製を掲げて其の傍註とする。

いづくしみ普ねかりせば唐の野に臥す虎もなつかざらめや
國の爲仇なす仇はくたくともいつくしむべき事は忘れそ
四方の海皆はらからと思ふ世になど波風の立騒ぐらむ
親しみの重なるまゝに外つ國の人の心も隔てざりけり
わだつみの波のよそにも隔てなく親しむ友はある世なりけり
交を結ぶ國々よろこびを言ひかはす世ぞ嬉しかりける

梓弓八島の外も波風の静かなる世を我が祈るかな
隔てなく親しむ世こそ嬉しけれ隣の國も事あらずして
世を治め人をめぐまば天地の共に久しくあるべかりけり

尙教育勅語中の「博愛衆に及ホシ」や「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」の字句の解釋に於て舊思想や出典などに拘泥せず、現代思想に即して之を徹底させたいと思ふ。明治時代に於て「義勇奉公」の國家主義が力説される必要があつたとすれば、昭和の今日に於ては人道的方面が力説されねばならぬと思ふ。私は之を以て國民道德に對する信念を篤くし、勅語并に修身教育に對する畏敬の態度を作り、進んで思想國難を切り抜ける唯一の道であると信ずる。

私は教育勅語を説くに方つて明治時代に國家主義が力説されたのに對して昭和の今日に於ては人道的方面が力説されねばならぬと言つたが、今上天皇陛下御踐祚直後朝見式の儀に給はつた勅語の中には、畏多くも現代の人道思想を取り入れ給ひ、而もそれは明治天皇の遺訓を明徴にし給ふ所以であることが明言されてある。今左に勅語の本文を引用する。

人心惟レ同ジク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦リセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス

これは教育勅語の「博愛衆ニ及ホシ」の義に該當することは何人も疑はぬ所であらう。現代の人道思想は字句の上にも本質的にも教育勅語の中に包含されてゐる。我が國民道德の本質をなす人道主義は最もよく現代思想の穩健中正の基調と一致しよく其の要求を充たすことが出来る。

教育勅語の道德を以て直ちに儒教道德と考へ或は時代錯誤の道德と誤解するものは孰れも勅語の本質を了解せぬ所から起つた謬見である。

教育勅語の字句の上には國家主義の色彩が極めて濃厚である。随つて教育勅語の道德を忠君愛徳又は愛國主義と稱へ勅語の字句を根據として國家主義を力説する人が多いのは當然である。併し「斯ノ道が人間共通の人道の基礎に立つ」とは上來縷々と述べた通りである。國家主義を力説する爲に此の人道的方面を輕視又は没却すべきではない。殊に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」の意義を合理的に説明するには普遍的妥當性を有つ人道主義によるの外はない。明治時代に力説せられ、殊に日清日露戰役によつて著しく事實上に發揮された國家主義の方面に囚はれ、何時までも此の方面のみに固執拘泥して人道主

義の方面を無視したとすれば、恐らくは我が國民は好戰國民の誹を招き、我が國民道徳は現代思想と相容れぬ偏狹な侵略的國家主義や熱狂的愛國道徳に墮するであらう。併し我が國の忠孝を貫く至誠は人類に共通普遍な良心即ち人間の道徳性其の物に違ひないからこれは明かに我が國民道徳の普遍的基礎を證據立てる。此の普遍的基礎に立脚しさへすれば、思想國難を切り抜ける事は必ずしも難くないと信ずる。併し勅語の字句に拘泥して時代錯誤の解釋を下して固陋頑冥な保守的思想に囚はれるものは、勅語の聖旨を誤るものであると思ふ。私は修身教育に當る教師は教育勅語の徹底した理解に基づいて、國民道徳に對する確乎たる信念を抱かれんことを切望して已まぬ。殊に教育勅語の「斯ノ道は國民精神の表現」として大和民族固有の道徳であると同時に、飽くまで「天地ノ公道、人倫ノ常經である」といふ信念が必要である。

私は茲に現時の思想國難に就いて卑見を附け加へて置きたい。世界大戰を機會として自由平等を標榜する現代思想が我が國に瀾漫して大正時代を境界として昭和時代の國民思想は明治時代のそれと著しく趣を異にし昭和時代の道徳は

最早明治時代の思想を以て律することは出来ぬといふ輿論を生じた。前に述べた永井博士の如きは教育勅語の道徳を以て明治時代の道徳と見做してゐるのは其の爲であらう。否我が國民道徳は現代思想によつて根柢から覆へされたと思つてゐる人もある。私は此の點に關し少し樂觀に過ぎるかも知れぬが國民の大多數が教育勅語の道徳に離反してゐるものとは信ぜぬ。尤も此の事實判斷は現實の國民道徳思想の認識の仕方と、教育勅語の解釋如何によつて大に異なることは勿論である。教育勅語の解釋が固陋であればかゝる道徳思想は最早我が國の地を拂ひつゝあると言つても事實と甚しい相違はあるまい。併し最も進歩した解釋によれば教育勅語は最も進歩した現代思想とも調和を失はぬであらう。殊に今上天皇陛下の勅語中の「舉國一體共存共榮」の語は教育勅語中の「克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ」と其の歸着點を同じうするものであると信ずるが、共存共榮は言ふ迄もなく我が國民道徳の本質たる人道思想を現代語を以て表現されたものに外ならぬ。共存共榮を以て指導原理とし根本主義としたならば醇厚中正な現代思想は其の中に包含されぬものはないと言つてよい。日本思想論の著者永

井博士の如きも少し異なつた立場から萬世一系の皇室を奉體する我が國體を變革することなくして現代の社會思想を取り入れ得る可能性を説いてゐる所は其の歸着點に於て私の見方と一致する。

教育勅語の眼目を國體擁護にありとすれば、我が國民道德は忠孝道德とも國體擁護道德とも直言することが出来る。随つて國體の變革を意味する思想は悉く教育勅語の仇敵であることは言ふまでもない。醇厚中正な現代思想は勿論教育勅語と調和するが到底之と相容れぬものがある。それは言ふまでもなく共產主義である。今日我が國で共產主義の跋扈を指して思想國難と稱してゐるのは共產黨員が潜行運動によつて國體の變革を企てる爲であつて、之を國難と稱するのは國民の大多數が國體擁護を當然とするからである。共產主義は現代思想の最左翼であつて固より其の全體ではない。現代思想其の物が全體として我が國體と相容れないのではなく其の最左翼の一派が之と矛盾することは遺憾の至りである。明治初年に於ては我が國に斯かる不穩の思想が起らうとは何人も豫期しなかつた。明治四十三年の幸徳大逆事件は國史あつて以來未曾有の不吉事とし

て朝野の人心を寒からしめた。露西亞革命後に至りモスコに本部を有つ第三インターナショナルの魔の手が、我が國に伸びて今日尙ほ運動が止まぬ。思想國難と稱するのはこれである。大正十四年には治安維持法、大正十五年には暴力行為等處罰に關する法律が公布されて、司法當局は共產黨の檢索に腐心してゐるが官憲の力で果して之を撲滅し得るや否やは固より疑問に屬する。撲滅策を消極的とすれば、積極的方法は國民の思想善導でなければならぬ。更に根本的の對策は教育勅語による國民道德の養成即ち國民精神の作興に待つべきであらう。既に赤化して共產黨員となつたものゝ主義を翻へさすことは至難の事業としても、まだ其の信念を得るに至らぬものを善導することは、さ程の難事ではあるまい。今茲に教育勅語と共產主義とを對立さして、其の孰れを選ぶべきかと言へば、我が國民としては殆んど議論の餘地がない。共產主義が其の儘に教育勅語と調和する可能性は到底存在し得ない。併し共產主義が其の儘に教育勅語と握手することは不可能としても、若し共產主義が我が教育勅語に對して非難攻撃する點に道理があり、それが除去せられ得たとすれば、國體の否定が否定される結果として

國體が肯定される事になり、今日の儘の共產主義は自然消滅に歸するであらう。共產主義の中に醇厚中正な現代思想があれば、それは言ふまでもなく我が國民道徳の本質たる人道主義と一致するものでなければならぬ。少し大膽な言ひ方であるが、共產主義の主張中にて最も醇厚中正な思想は我が國民道徳と調和し得る可能性を有するものと私は信ずる。併し今日のやうな明かに我が國體と相容れぬ共產主義が我が國民道徳と相容れぬことは勿論である。

共產主義者はマルクスの唯物史觀を絶対真理と確信し、其の他に何等の真理を認識する事が出来ぬ程に、判斷推理の力を失つてゐるが、共產主義其れ自體はマルクスの採用せるヘーゲルの辯證法の論理的歸結として固定した絶対真理たることを許さぬことは既に學者の定論がある。共產主義は資本主義の母胎から發展したものとすれば、共產主義其の物は之を母胎として發展する反對主義によつて倒壊され自然消滅に歸せねばならぬことは辯證法の要求する所ではないか。辯證法を創唱したヘーゲルも之を襲踏したマルクスも自己の學說を完全無缺と見たのは辯證法を裏切るものではないか。とも角も共產主義は今から七十年前に

マルクスによつて主張された通りに現代に實現し得ざる事情があることは革命後の勞農ロシアの實情が如實に之を物語つてゐる。

教育勅語に包含された國民道徳の人道的方面を發揮すれば、最も醇厚中正な現代思想と調和しよく新時代の要求に應ずることが出来る。教育勅語が現代思想の最左翼たる共產主義と相容れぬことは遺憾であるが何とも仕方がない。

五 教育勅語と學校の實行訓練

最後に私は教育勅語と學校の訓練との關係に就いて一言したい。我が小學校の修身科の要旨には道徳實踐の指導といふことが法規に定められてゐる。道徳實踐の指導は言ふまでもなく訓練の方面に屬する。道徳は實踐した時に始めて其の價值を生ずるもので、知つて行はねば知は空虚のものとなる。朱子は先知後行を標榜した爲に後世の學徒は記誦訓詁に偏して實行に疎い誹を招いた。明の王陽明が知行合一を標榜したのは知つて行はぬ弊を救はんとしたものであらう。久しく世界を風靡したヘルバルト派の教育學說では教育の目的として品性の陶

治を標榜したに拘らず、其の手段として觀念界の整理を説いた爲に其の學徒は觀念系統整理に没頭して實行訓練に空疎となり、遂は智育偏重の誹を招いた。これは偶然にも朱子學派の覆徹を踏んでゐる。

教育勅語の聖旨は前に述べたやうに末文の「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺」の所が極めて大切であつて、教育勅語は奉讀するよりも實行すべきものであるといふ杉浦先生の一言は誠に頂門の一針と言はねばならぬ。

教育勅語の教育は字句の解釋や倫理の組織的説明を以て終るべきではなく、其の實行によつて君民一徳の實を擧げる所に其の價値がある。御歴代の天皇は「斯ノ道」の實踐躬行を以て臣民に儀範を垂れ賜うた。就中明治天皇は千歳不磨の國民道德の經典を下賜し給うと共に比類なき盛徳を以て國民に率先して「斯ノ道」實行の儀範を垂れ賜うた。我等國民は教育勅語を拜誦すると共に天皇の御盛徳を仰ぎ専心聖旨の實行に努力して君民一徳の實を擧げることがを期せねばならぬ。我が國民生活の實際に於て教育勅語の聖旨が少しも實行されぬといふ場合には諸學校に於ける教育勅語の旨趣に基づく修身教育は全然失敗に終つたものと言

はねばならぬ。

忘憚なく言へば現代に於ける我が國の教育は、歐米のその如くヘルバルト主義の宿弊を承けて著しく知育に偏して、實行方面即ち訓練方面が輕視されてゐる。或米國の思想家が「二十世紀の青年の缺點は實行せんと欲することを實行し能はざるにあり」と喝破したのは青年教育に於ける實行訓練の缺乏を簡明に指摘してゐる。世界大戰後には列國を通じて訓練力説の聲が高いのは、誠に時弊に適中したものであつて我が國も訓練力説の必要に於て少しも諸外國と變る所はない。斯く言へば、座ろに思ひ出されるのは大正天皇國民精神作興の詔書中の「教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ進メ」の語句である。

智徳の竝進は學校教育では教授訓練の竝進であつて知育偏重の今日では結局訓練の振興といふことになるではないか。

日清日露兩戰役に於て學校教育の程度の高いものは、却つて教育程度の低いものに比して忠勇の點に於て見劣りされる傾向があつたことは争はれぬ。又智者學者よりも却つて學問に疎い者に篤實な道德實行者があることは世人の均しく

認識する所である。果して然れば、學問知識は道德實行の害をなすではないかといふ疑問も起る。併し智徳兼備の人格者が何時の代にも實在する所から智徳並進の理想も立ち得る譯である。儒教の言行一致、知行合一は孰れも訓練の力説、重要視によつて始めて其の理想に近づく。

教育勅語の末文を思ひ杉浦先生の一言を思ひ起せば教育勅語の聖旨を貫徹する道は字句の説明や根本精神の説明よりも、少しでも國民道德を實行して君民一徳實現の途に猛進する事であると思ふ。

教育勅語渙發四十周年記念事業の數多き中にも文部省其他各府縣で孝子を表彰された事は忠孝を以て國民道德の大本とする教育勅語の聖旨貫徹の上に於て極めて有意義であると思ふ。其の有意義なる所以は表彰其の物よりも孝子の孝行其の物が國民道德の實行其の物であり、夫れが昭和の御代に於ける孝行の活きた模範として幾多の孝子を誘發する所にある事は言ふまでもない。千萬言の教訓や指圖よりも一の實行の模範の方が實行勸奨に有效な事は古來定説の在る所である。私は此れ等の表彰された孝子が學校の修身教育上に活用されんことを切望して已まぬ。現行小學修身書卷五の孝行の例話は前の大名の例よりも日

備人である點に於て大衆に對する實行の模範として適切であつた。今回表彰された孝子の行狀に就いて徳の光と題してラヂオで數夜放送された所を聞いてみると其の行狀が具體的に詳細に述べられる程相一致する點の多いのに驚いた。殊に私が特に驚いたのは二百年前の孝子山城の儀兵衛の行狀と昭和の今日に表彰された孝子の行狀と符節を合する如く一致する所が多い事であつた。小學修身書の例話儀兵衛は大正二年の文部省の募集に對して京都府教育會から提出されたもので其の原據は大阪懷徳堂の儒者中井竹山著孝子儀兵衛行狀聞書である。此の聞書は讀んで字の如く聞いたまゝを當時の通用語を以て言文一致體に書いてあり、少しも修飾が無い所に孝子の真情が流露してゐる。私はラヂオ放送を聞いて此の聞書を讀んだ時と全く同一な感激を起し座ろに覺えず落涙を催した。人に落涙を催さす程の行狀は人の心の誠から出たものである。私は至誠から出た行爲は之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラスと斷言し得るものと痛感せざるを得なかつた。私は昭和孝子の行狀を聞いて教育勅語の「斯ノ道」の本

質を直感する思ひをした。加之此の度表彰された孝子は固より孝行の廉を以て表彰されてゐるが孝子たると同時に青年としては模範青年であり工女としては模範工女であり、家産や身分職業の如何に拘らず、凡ての點に於て郷黨に感心され且つ尊敬されてゐないものはない。孝は百行の本なりとか孝は徳の本なりとかいふ古語が昭和の現代に於ても尙且我を欺かざることを切實に證明された。孝行の出来る人には如何なる徳行も出来る。孝行の精神と國民道德の精神とは全く同一のものであり、孝行の本質は國民道德の本質其の物であると同時に人道其の物である事は多數の孝子の行狀によつて共通に證明された。此れ等の孝行の行狀は現代の活きた實例であるだけに之を修身教育に活用することは兒童の孝心を養ふ上に修身書の例話に優つて有效であるものと信ずる。

學校が全國に普及した今日に於ても學校は勿論學校以外の社會全體に孝子表彰が孝道尊重の好影響を與へるのであるから學校の普及してゐなかつた往昔の時代には孝子表彰が學校教育に代つて世道人心を孝道に導いたことは想像に餘りある。爲政者が孝子を表彰して世道人心を善導せんとした事は支那にも其の

例があり我が國にも古くから行はれてゐる。養老の孝子は廣く人口に膾炙してゐる。山間の樵夫の孝行が天聽に達して改元のあるといふことは孝子表彰の極致であらう。謠曲では雄略天皇の御代となつてゐるがこれは元正天皇の誤である。養老元年は今から千二百十四年前の事である。其の後四百年堀河天皇の御代に或る僧が母の爲に禁斷の魚を捕へた爲に白河上皇の御前に引き出されたが罰せられず却つて其の孝行を賞せられたことが史傳に残つてゐる。徳川時代に各藩で孝子を表彰した事實は枚擧に遑がない。孝經にあるやうに孝を徳の本とすれば孝行が出来る人は他の徳行も出来他の徳に缺點があれば孝にも缺ける所があるから孝子の表彰はやがて人格表彰又は善行表彰と見るべきである。

昭和五年の記念日には孝子の外教育功勞者や公務功勞者が表彰された。學校によつては孝子に限らず廣く善行者をも表彰した。教育勅語の道德は忠孝を眼目とするがそれは必ずしも狹義の忠孝に限らず其の徳目は國民生活の全範圍に互つてゐるから如何なる善行を表彰しても教育勅語聖旨實行者即ち國民道德實行者として表彰する價值があると思ふ。而かも夫は我が國固有の忠孝一致の本

義に合致する。國民道德を以て狹義の忠孝に限定するのは、決して教育勅語の聖旨を奉ずる所以でない。随つて學校教育に於て廣く實行方面の訓練に力を用ひる事は聖旨貫徹に於て極めて有意義であると思ふ。此の意義に於て私は勅語渙發四十周年を機として一層學校教育の訓練方面を高潮する事を提議したい。

新獨逸の憲法では學校で公民教育と勤勞教育を課することが規定されたが、其の影響であるか否かは別問題として我が教育界にも最近此の呼び聲が高く其の具體案が當局者及び實際教育家によつて熱心に考究されてゐる。(第八章勞作教育の倫理的意義參照)私はこれが教育思想界に於ける一時の流行で花火のやうに消え去るものとは信ぜぬ。若し此の二つが具體化し其の精神が徹底すれば其がやがて修身教育の實行方面を重んずる事となり同時に廣義に於て教育勅語の旨趣の貫徹になると信ずる。教育勅語は實行が第一である。而も實行は狹義の忠孝に限らず國民道德の全範圍に互らねばならぬ。國民道德の如何なる方面であつても至誠の心を以て實行すればそれは直ちに忠孝の本質と一致するではないか。世界のあらゆる道德は孰れも本來實行の上に其の本領と價値を發揚する

ものであるが我が國民道德は殊更に實行を以て其の生命とする。我が國民太古の道は成文の經典なくして實行され何等煩瑣の理論や哲學を俟たないで自然に淨化され且つ著しい進歩發達を遂げた。

六 君民一體の理想

教育勅語は飽くまで我が大和民族の國民生活に於て均しく實行すべき道德の教である。斯の道は神代に於ては八百萬の神々の實行し給うた神の道であり、神武天皇以來列聖相承けて實行し給うた惟神之道であり同時に國民が一つ心になつて守り來つた神の教である。教育勅語に具體化された我が國民道德は君民一體の實行によつて君民一體の美風を作り出し其の成果が萬邦無比の國體を成してゐる。我が金甌無缺の國體は國民道德實行の權化といふべきものである。上下三千年の國史を飾る我が國體の精華は實に國民道德の實行によつて今日まで麗はしく織り出された。天祖の神勅が未來永劫具體的事實となつて動かぬやうにする道は一に今日までと同じく君民一體となつて我が國民道德を實行するの

外はない。而も此の實行さへ確實であれば時勢の變遷の如何に拘らず寶祚無窮は寸分疑問の餘地がない。明治天皇御製

「人も我も道を守りて變らずば我が敷島の國は動かじ」
 は我が國體擁護の要訣を言ひ盡し給うたものではないか。而も君民一體、君民一徳は其の要訣中の要訣である。思想國難に直面してゐる現代の世相には此の御製は極めて適切な聖訓である。天壤無窮の皇運を扶翼し奉る道は我等の祖先が今日まで踏み來つた大道を踏んで益々其の遺風を顯彰する外はない。これが現在及び將來に於ける國民生活の指導原理である。上記の御製や教育勅語末文の君臣一徳の御誓願を國民生活に具體化することが眞に大和民族の生活を意義あらしめる所以ではないか。

果して然らば我が國民道德を實行する事が至難の業であるかと言へば、決してさうではない。我が國民道德は教育勅語を奉讀して直ぐに分るやうに極めて自然な人倫の至情に基づいたものであるから、少しの無理も不人情もなく何人にも分り易く守り易く行ひ易いものである。我が國民道德は恰も平坦の大

道の如く、誰にも分り易く行ひ易い。随つて國民道德を實行する事は大手を振つて大道を濶歩するやうなものである。我が國民道德は必ずしも斷崖絶壁を攀ぢ登り又は嶮岨な山道を喘ぎ行くやうな難行苦行を必要とせぬ。且つ又人間業では到底成し遂げられぬやうな高遠な理想を要求せぬ。「天地の公道」「人偏の常經」と名づけられるのは之が爲である。天地の公道を踏み人倫の常經を行ふに何處に超えられぬ難關があらうぞ。

我が直截簡明の國民道德には架空の空想もなければ難解の哲理も必要とせぬから、輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ「只管至誠を以て國民良心の命ずるまゝに行動すれば、何人にも容易く實行が出来る。我が國民道德の本質には決して實行困難の要素が包含されてゐない。

我が國民道德は深遠幽玄な哲學の産物でもなければ高尚複雑な學理を以て練り上げたものでもない。教育勅語の「斯ノ道は神代に始まつて我が大和民族が代々守り來つて民族の繁榮國家の興隆を齎らした實行の道德であつて、決して議論や研究の爲の理窟ではない。斯ノ道の實行によつて大和民族が生々發展して來

た所に「斯ノ道」の本質が存在する。教育勅語の「斯ノ道」は眞に我が國民の生きる道であり且國民を生かす道である。我等の祖先が斯の道によつて生きて來たやうに現代の日本國民の生きる道も「斯ノ道」の外にない。過去幾千年の祖先が實行し得た事を現代の國民が實行し得ぬといふ道理はあるまいと信ずる。

私は我が國民道德の本質から考へて特に其の實行方面を力説したい私は重ねて教育勅語の聖旨を貫徹する道は本文字句の解釋よりも此の直截簡明な國民道德其の物を實行する事であることを繰り返し、且つ我が國修身教育の指導光明として特に切實と思ふ明治天皇御製十數首を引用して此の篇を結ぶ。

明治天皇御製

事繁き世にはあれども國民を教ふる道に心たゆむな

むらぎもの心を種の教へ草生ひ繁らせよ大和島根に

野末まで種をまかなむ教へ草いまだ繁らぬ方もこそあれ

人の世の正しき道を開かなむ虎の住むてふ野邊のはてまで
何事に思ひ入るとも人はたゞ誠の道を踏むべかりけり

いかならむ時に遇ふとも人は皆誠の道をふめと教へよ

怠らず學びおほせて古への人に恥ぢざる人とならなむ

誓ひたるおのが心をしをりにて誠の道を分けつくしてむ

むらぎもの心のかぎり盡してむ我が思ふ事なりもならずも

よきを取り悪しきを捨て、外つ國に劣らぬ國となす由もがな

外國の人に見すべき敷島の大和錦を織り出さなむ

一筋を踏みて思へば千早振神代の道も遠からぬかな

踏むことなど難からむ早くより神の開きし敷島の道

思ふ事貫かずしてやまぬこそ大和男子の心なりけれ

第五章 現代意識と修身教育

一 道德教育現狀に對する現代意識の不滿

時代思想の變遷に伴つて、教育理想が推移することは、過去幾千年の教育史實が判然と證明し盡してゐる。時の流れには停滯といふ事がない。思想にも教育にも新陳代謝の作用は徐々として絶えず行はれてゐるものであるから、新舊時代の區劃に就いて一目瞭然たる明確な分界線を引くことは固より困難である。而かも時代精神と時代意識とは其の時代其時代に動かす可らざる、或るものが嚴存する。現代に現代意識があり現代教育に就いて一種特有な要求をなしつゝあることは今更改めて説明する必要を見ぬと思ふ。

茲に言ふ現代意識は現代思想を内容とする現代人の意識を指し、修身教育は主として、學校教育に於ける道德教育即ち修身教授並に訓練を指す。随つて此の章では現代意識を以て道德教育の考察を試みるのである。

道德教育は古來教育の眼目とされ中心問題と見做されてゐる所であるが、固より教育の全體ではない。随つて私が茲に掲げた問題は現代意識と教育といふ範圍内に包含され其の一部分を形づくる。

世界大戰によつて展開された新時代の教育の要求が、舊時代の制度や理想を以て満足されぬ事は固より贅言を待たない。現代思潮によつて惹き起された社會の急劇な變遷は教育制度の上に劃時代的な革新を喚び起し、且つ現代思想を背景とする幾多奇抜な新教育が擡頭して來た。

舊教育が新時代に不適當である事だけは當然の事理として、萬人一様に承認する所であるが、さて具體的の新教育に至つては事實上其の理想に於ても、方法に於てもまだ雜然混沌たる状態を呈し、一定の新理想や新方法で世界を風靡するといふ域に達してゐない。戰時中又は大戰直後に捲き起された紛糾興奮の一時的變態は既に之を脱却して、世界は今や徐々冷靜考察の時代に入つてゐるとしても、全體の上より之を概観すれば、結局まだ新舊過渡の轉換期に屬し、新教育の建設未だ全からず、萬事不安定の情調を脱することが出來ぬ。

現代の教育が全體として此の通りであるから、其の一部分を形づくる道德教育に於ても同様の情調がある。世界各國の道德教育の現状を比較考察して見れば、そこには期せずして此の不整頓、不安定な共通一致點がある。一言にして之を掩へば、道德教育に對する期待の背馳と不満足である。教師の權威は甚しく輕視され、比較的嚴肅を保つてゐた學校の規律は一般に弛緩を來した。切言すれば、道德教育に對する期待はどの國に於ても眞に遺憾なく満足されてゐる者はない。就中我が國に於ては此の遺憾が最も甚しい。此の遺憾は洵に識者の慨嘆奮起を値する。教育の新陳代謝の大原則の上から達觀すれば、道德教育の不振不徹底に對する不満や其の革新案は必ずしも現代に限らず如何なる時代にも存するのみならず、道德教育の進歩の上からは寧ろ之を必要とする。道德教育に對して何等不満の聲なく革新案の起らぬ時代は恐らく教育の沈滞不振を裏書するものであり、かゝる不満の聲や革新案はやがて道德教育進歩の曙光と認めても大過はない。斯の如く道德教育の革新は如何なる時代にも絶えず必要であるとしても、現代に於ける程其の必要が焦眉の急に迫つてゐる時代は少ないと思ふ。

私は現代教育は今尙ほ過渡の状態にあつて、世界を風靡するに足るべき新教育がまだ建設されてゐないと言つたが、此の時代に於て道德教育革新の指導原理ともいふべきものを發見することは、固より容易の事業ではない。私は不敏を顧みず暗中摸索を敢行して、此の方面に何等かの光明を發見したいと思ふ。

現代意識に於て傳統的權威に對する反抗や壓迫束縛に對する自由解放の要求が著しい要素をなしてゐる事は、茲に詳説する必要を見ないと信ずる。傳統的權威に對する反抗や自由解放の要求は何時しか、道德其の物の權威を輕視し、且つ之を代表する教師の權威を尊重せぬ弊風を醸成した。社會一般に道德輕視、教權輕視の風が普及した爲に、學校の道德教育は極めて不利困難な立場になつて來た事は何人も容易く認容する所であらう。

教育制度の上に於ても實際教育の上に於ても、我が國ほど修身科を重要してゐる所は少い。我が國では小學校から専門學校に至るまで、あらゆる學校で修身科を特設してゐない所はない。併し修身科が形式的に重く見られ且つ重く取扱はれてゐるに拘らず、其の實質や成績が之に伴はず、往々期待を裏切る事實が現代意識に判然と認識されるやうになつた。

二 道德教育に對する現代教育者の態度

傳統に満足する人はとも角も、月並の授業をして其の目を暮し、自分の心だけに相當職責を盡したと満足が出来れば、其の成績の如何は深く意に介せぬ。とも角も外面的形式的に修身科が重んぜられ、其の時間だけでも生徒が畏まつて聞いて呉ればそれで満足する。これでは餘りに平凡無主義に過ぎるが、其の人の心に罪はない。併し形式上表面上は重く見て實質上にも内心にも力を入れぬものは、所謂敬遠主義を執つてゐるので、修身科の効果を確認はしてゐないが、とも角も月並の授業だけをしてゐるので、多少面從腹背の僞善の罪がある。これは教育者の態度としては、不眞面と言はねばならぬ。之に反して修身科の要旨を理解し、其の實績を擧げる事に努力を惜まぬ熱心家も相當に多く存在する。而かも此等の熱心家は所信を貫く爲に色々と骨折つて見るが、萬事志と違ひ、現實が餘りに理想と齟齬することに失望する。誠心誠意努力しても、思はしい成績が擧らぬ。殊に教

師の力を以て如何ともし難き社會の惡影響が、其の事業を妨害するに至つては、教育者の悩みは一通りではない。併し私の考ではかゝる悩みを懐く教育者の存在する事は、道德教育の爲に、誠に慶賀すべきことである。現代の悩みはやがて、其中に進歩の曙光を認める、原動力となる事を疑はぬ。少しも悩みを知らぬやうな教育家には進歩の曙光を認める、機會は何時まで経つても、與へられぬであらう。

此の外強い現代意識から敢然として、傳統に反抗して、峻烈無慈悲な批判を下し、新時代の要求を出發點として、驀地に道德教育の目標に突進せんとする、新進教育者の存在することも忘れてはならぬ。若し此の一派の人が遺憾なく、其の理想を實現する事が出来たとすれば、それは恐らく新時代の道德教育に、其の模範を示すに足るであらう。併し私の知る限りでは、此の急進派は多く、傳統的形式の論難や、破壊に急にして建設組織の方面が、空疎に陥つてゐるやうである。これは、過渡期に於ける、自由急進派の免れ難い一般的な弱點であらう。

三 道德教育の根本條件

之を要するに我が國の學校教育に於ける、道德教育の現状を忌憚なく批判すれば、教育者自身が其の效果に對して満足せず、或は悩み、或は不安を抱き、甚しきは疑惑的態度に陥つてゐる。而かも其の病源を究むれば、結局現代思想の影響によつて、舊道德が其の權威を失墜してまだ、新道德の確立を見ない所に存する。隨つて今後道德教育を革新して、其の成績を向上しようとするには、教育者は先づ此の根本問題に就いて深刻な自己反省をなさねばならぬ。現代意識が一般に道德を輕視する風潮があるからとて、教育者自身が道德の權威を疑ひ、自分に確乎たる信念を有たず、半信半疑の態度を以て、道德教育を施しながら、成績だけは良好にしよう并希望するのは、木に縁つて魚を求めると同様ではないか。之を以て見れば、我が國に於けるが如く、苟くも修身科には必ず、効果があるものとの豫想を以て、道德教育を授ける以上は、教育者たるものが、先づ第一に、道德其物について徹底した理解を有ち、道德の權威に對して、確乎たる信念を養ひ、道德教育に對する、教育者の使命を自覺する事が何よりも大切である。學校教育に於ける道德を破壊し又は攻撃するものは、決して、社會に於ける外敵のみには限らぬ。社會思想の惡化は固より

道德教育の外敵に相違ない。併し教育者自身が道德に就いて懷疑の念を抱き又は之に對して不眞面目な態度を執ることは、社會思想の外敵よりも恐るべく、彼の獅子身中の蟲にも比すべき内敵ではあるまいか。尙ほ社會思想惡化の影響として、教師の權威を尊重せぬ風を生じたのは、此の内敵に裏切られた、當然の歸結として、明かに道德教育の効果を減殺してゐる。これは教師の自殺的行爲に等しい。教權の失墜は其の罪は一面には社會思想の惡化に存することは、勿論であるが、一面には教育者自身が之を招いてゐることも、少くない。殊に生徒がまだ尊敬の念を失つてゐないのに、教師自から危惧の念を抱き自ら卑下して、自重心を失ふが如きは、笑ふべき極である。社會思想の惡影響は教育者の力を以て之を防ぐことが出来ぬとしても、教育者自ら作つてゐる、教權失墜の原因は之を救済する途は決して困難でない。教權の濫用から生ずる教權の失墜は、教育者の自重によつて、容易く防がれるではなからうか。教育者が道德に對する信念を基礎として、自己の人格修養に努力したならば、教權確立の基礎が自然に築き上げられる。思想惡化の聲は徒らに大きい、それは主として、青年期以上の社會であつて、無邪氣な子供に

は、其の惡影響は極めて、表面的に止まつてゐる。無心無邪氣の子供が大人から聞きかじつて用ふる新熟語や、知らず識らず眞似る態度や、動作を見て思想惡化と驚くのは、風聲鶴涙の類ではないか。學識性格操行の上に立派に優越性を具へてゐれば、小學校たると中等學校たるとを問はず、教師が兒童生徒の尊敬を博することは極めて自然である。左傾思想を抱いてゐる、青年に對する危惧心を以て、無邪氣の子供に對するのは、徒らに自己の權威に對する自重心を失ふのみである。私は斯の如く、教育者自身が、道德、其物に對する、徹底的理解によつて、確乎たる道念を作り、道德の權威を代表する、教師の權威に就いて、自重心を抱くことを以て、現代に於ける、道德教育の根本條件と考へる。これはやがて道德教育に對する、教育者の使命の自覺であり、且つ道德教育の效果に對する信念の確立となる。此の根本條件が具備されぬば、道德教育の効果を擧げることが、全然不可能と言はねばならぬ。

四 現代意識と道德意識

物質的傾向の強い現代意識には果して、道德意識が存在するかどうかは固より

議論の餘地がある。現代思想の最左翼を代表する自由思想家は好んで之を否定するであらう。道德を不合理として其の權威に反抗する人は、其の内心に於て合理的生活を要求してゐるではないか。而かも其の合理的生活は道德的生活に非ずして何であるか。彼等の傲語する道德の否定は此の見解から言へば畢竟時代錯誤の舊道德を破壊して新道德を建設せんとする要求に外ならぬ。人間に若し全然道德性といふやうなものが缺乏してゐたとしたならば、如何にして、此の新道德の建設の要求が起つて來得るであらうか。共產主義者は公然宗教的信仰に反對し、之を否定してゐるが、彼等の絶對的に服従する、マルクス主義は一種の宗教的信條に相當し、彼等の主義上の信念は、其の本質に於て宗教的信仰の特色を具備してゐるではないか。無宗教を一種の宗教と見做すことは多數の哲學者の一致する所ではないか。彼等は現在の社會組織を以て正義人道に反するものとして、之を破壊し正義人道に適ふ新社會の建設に突進してゐるではないか。自ら正義人道の要求に適ふ行爲の規範を立つる時は、そこに道德の存在を認めてゐるのである。現代人は無主義方針で山野の禽獸と一樣な放縱生活を營むものと見れば、現

代意識中に道德意識の存在を否定することも出來ようが、これは明かに經驗的事實に反する。又現代人があらゆる權威を否定して、絶對自由を要求するといふことも事實に矛盾する。共產主義者はマルキシズムの權威を無條件に承認し實際運動に於ては、執行委員の命令に絶對服従をなしてゐるではないか。共產黨員はとも角として、現代の青年は一般にあらゆる權威に反抗すると言はれてゐるに拘らず、これも同じく事實に反する事が多い。否、青年は寧ろ進んで自ら優越者と認められたものゝ權威に服従することを好む。青年運動に於けるリーダーの權威や團體競技のアムバイアー又は主將の權威、其の他體力智力等に於て絶對優越性を有するものに對する青年の態度を見よ。彼等は眞に尊敬すべきものに心服し甚しきは宛がら人間以上の存在の如く之を崇拜することは寧ろ青年の純情の特色と言つてよい。彼は決して正義人道に無關心でもなく鈍感でもない。彼等の意識の中には明かに純な道德性が閃いてゐる。現代意識中に道德が缺乏してゐるのではなく、舊道德を破壊して新道德を建設せんとする道德性の表現に外ならぬのである。

現代思想の左翼右翼に拘はらず、道德の問題を極めて眞面目に考察する人の間にも其の意見は甲論乙駁區々として一致しない。新舊思想の矛盾衝突は言ふに及ばず、道德教育の革新意見に就いても互に正反對の立場に於て論難攻撃をしてゐる事は敢て珍らしくない。思想の矛盾對立より生ずる紛糾混亂は、現代意識の一面を代表し而かも道德に就いては此の特色が最も著しい。

五 新舊道德思想の矛盾對立と其の克服

果して然らば紛糾混亂は永遠に解決の途がないであらうか。此等の矛盾對立には絶對的に調和の途が存しないであらうか。これは固より哲學上の大問題であるが、凡そ古今の哲學は、此の使命を帯びて起り、時代々に應じて相當の使命を果してゐる。新舊思想の衝突は思想發展の過程に於て必然的に起つて來るもので、其本質上永遠に根絶し得可らざるものである。併し我等は必ずしも之を悲觀するには及ばぬ。矛盾衝突は懷疑の念を生じ、懷疑の念は進んで舊思想を破壊して新思想建設の準備的段階を作る。かくして舊きものから新しいものが生れて

健全な進歩發達を來すことは過去の思想發達史の示す所である。斯の如く矛盾對立の克服止揚によつて思想の進展を求めたものは、古代希臘のヘラクライトスの思想を深化したヘーゲルの辨證法である。ヘーゲルの辨證法的解決法は幾多の哲學者や教育學者に採用されたが、ヘーゲルの思想から出發して之を正反對の唯物史觀論を構成したマルクス自身も此の辨證法を用ひた。最近文化教育學者のテオドールリットは其の陶冶理想の建設に就いて、ヘーゲルの辨證法的解決法とフツセルの現象學的本質直觀法を併せ用ひてゐる。今現代意識に於ける新舊道德思想の矛盾對立に於てもリットの執つたやうな現象學的本質直觀法や辨證法的解決法を應用して考察して見れば、着眼點を一段高い所に置いて、幾多の矛盾衝突を克服止揚する道が自ら發見されねばならぬ。過去の道德思想が、新舊思想の矛盾衝突に就いて時代々にふさはしい、調和統一の途を見出しつゝ、今日まで進歩し來つたと同じ過程を踏んで行けば、新しい文化價值を創造しつゝ、所謂溫古知新の途を進むことが出来る譯である。

自由の色彩が顯著な現代意識では一部の人には、道德は拘束となり一部の人に

は自由となる。自由と拘束とはそのみを探つて對立させ二者孰れかの其一を取つて他を捨てねばならぬものとすれば、明かに矛盾となるが其の一方のみに拘泥せず一段高い立場から考察すれば、それが圖らずも同一體の兩面として統一の途がついて矛盾が克服止揚される。これは昔の逸話であるが、廣瀬淡窓の養子青邨が禮の要を問ふた所が淡窓は無遠慮に始まると答へ養生の極意には大食と答へた。青邨は更に同じ問を淡窓の弟旭莊に出した所が其の答は淡窓の正反對で禮は遠慮に始まり養生の極意は小食に在りといふのであつた。青邨は兄弟心を併せて養子の自分を愚弄してゐるのではないかと思ひ、旭莊に此事を打開けて孰れが眞實なりやと詰問した。然るに旭莊は平然としてどちらも眞實であることを諭した。一寸考へて互に矛盾するやうな二つの思想を二つとも眞實と見るのは、ヘーゲルの辨證法的解決であり又同時にフツセルの現象學的本質直觀法に相當する。一方に偏して考察すれば矛盾があつても、本質の上から考察すれば共通一致の點が発見される。旭莊は固よりヘーゲルの辨證法もフツセルの本質直觀法も知つてゐた譯ではないが、青邨を諭した言葉は自然に之に協つてゐる。旭莊

曰く、兄は遠慮が多く又食物の用心が過ぎる爲に却つて身體を弱くして痛切に遠慮と小食の損失を味はつてゐるので、汝に同じ事を繰り返させまいとしたのみであらう。自分は兄上と正反對の性分で常に無遠慮と過食との失敗に後悔するので之を汝に戒めたのである。予の意見も兄の意見も其の孰れであつても自己の過失に鑑みて生を完うせんとする精神に於ては少しも變りはない、と旭莊は拘束を主とする傳統的意見であり、淡窓は自由を主とする現代思想に近い。自由放任主義を執るべきか、將又壓制束縛主義を執るがよいかといふ問題は屢々道德教育上に提出される反對意見であるが、二者孰れか其の一を取つて全然他を捨つべきものとして、其の一方に拘泥すれば孰れであつても弊害を生ずる。併し着眼點を高くして適當に二者を併せ用以束縛すべき時に束縛し自由を與ふべき時に自由を與へれば、自由にも束縛にも夫れ／＼一様に價值を生ずる。自由と束縛とは生徒の個性と心身發達の程度とによつて之を用ひる場合と程度が違はねばならぬ。若し生徒の個性を顧みず、に其心身發達の程度を無視して抽象的に自由か束縛かを論ずるのは實際に疎い空論に陥る。

現代思想に於ては道德上反對矛盾の對立が多く、殆んど適從すべき所を知らぬやうであるが、人間の本性に立脚して道德の本質を直觀すれば、矛盾の中にも自ら一致の點が見出されねばならぬ。此の方法は現代意識の取るべき最も適切の方法であると思ふ。

六 道德教育の可能性

現代思想混亂の中に於ても、本質直觀法によつて道德の理想が認識されたとしても、一體道德といふものは教へ得べきものであるか否かといふ、道德教育の可能性に就ては古來の根本問題が存在する。ロムプロゾーの如く犯罪遺傳説を取り、シヨペンハウアーの如く性格天賦説を主張すれば、道德教育は不可能となり、同時に不必要となる。道德教育の効果の收め難きことを悲觀する人はかゝる學說にも耳を傾けるやうになるが、古往今來如何なる社會にも、道德の事實が存在してゐることは、人間の本性に徳性の存在を假定せずに明快な説明を下すことは不可能である。人間に生來徳性の萌芽があるものとすれば、これには必ず涵養の道がな

くてはならぬ。孔孟の性善説も儒教の徳教も全くそこに根柢を有つてゐる。尙ほ廣く世界に其の例を求めても、結局道德教育は天賦の徳性に根據を置いて、其の可能性を當然と見てゐるものと考へてよからう。

七 修身科の要旨と道德教育

私が茲に道德教育といふのは固より修身教授だけを指すのでもなければ、道德に關する知識を授けることのみではない。最も廣義の修身教授の任務として善惡の知識を授けると共に、其の判斷力を養ひ、且つ道德的情操と實行意志とを陶冶することをも包含する。而も修身教授の上に之と表裏して、實行の訓練を行ひ始めて道德教育が完いものと見る。故に修身教授は單に教室内の教授に止まれば、道德教育の目的の一半を達したものに過ぎぬ。私の見所では小學校令施行規則第二條に掲げてある修身科の要旨

修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

は最も簡明に道德教育の要領を道破してゐる。我等は道德教育に就いてこれより以上に期待すべき要旨はないと言つてよい。我が國の修身教授は教科書の傳授に流れ説話の記憶に陥つて主知主義に偏してゐるといふ非難を受けてゐる點に於て、佛蘭西の修身科と同様の轍を踏んでゐるが、修身科の要旨には、少しも教科書偏重又は主智的傾向が見えぬのみならず、徳性の涵養は道德教育の根柢を明示し、實踐の指導は教授と訓練とは表裏して離る可らざることを喝破してゐる。

八 修身科に於ける知と行

我が邦の修身科が動もすれば、修身書の教授に没頭して他を顧みる暇がないといふ現状は、ヘルバルト派の教育説に禍されてゐるのではないかと思ふ。ヘルバルト派は性格陶冶を目的としたが、道德教授を以て之に必要な準備的段階と見た。善を行はしめるには先づ善の何たるを知らしめざる可らずといふ、解釋は遂に道德に關する觀念界の整理に全力を注がしめ、道德に關する知識の教授は理科教授のやうな形式を取るやうになつた。其弊は知識は豊富であつても、實行が之に伴

はぬといふ點に存する。これは先知而後行といふ朱子學の主義とも一致するので、徳川時代の儒者の先づ教訓して而る後に、實行せしめるといふ傳統も手傳つて此の形勢を助成したやうである。

明の王陽明は朱子學派の書物に拘泥する弊風を觀破して、知行合一を唱へ行を伴はぬ知を排斥した。これは現代の道德教育の弊を救ふには誠に頂門の一針である。忌憚なく言へば、我が國の道德教育は書籍の教授の一方に偏して、訓練方面を輕視してゐる。知よりも寧ろ行を重んじ一層訓練に力を用ふる事は修身科の要旨を貫徹する所以であり、現代の要求に應じて、道德教育の効果を擧げる所以である。生徒をして教科書の記憶に骨折らすよりも、何でも善を實行するやうに指導することが最もよく修身科の要旨に協ふものであると思ふ。

九 生活を指導する道德教育

現代意識に目醒めた現代の教育界は空虚なる道德的知識の教授が、實際生活上何等の意義を招來せざることに愛憎をつかして、知よりも行を重んずる方に傾い

て来て、生活其自身は今や教育の中心概念となつてゐる。随つて全然生活を指導する能はざる道德教授は無用の長物ではないか。本當な生活の指導即ち實踐の指導が出来たならば、形式的の修身教授は必ずしも無くても事足る譯である。宗教科を置かず、修身科を特設せぬ米國多數の小學校が小學校の全科を通じて、道德に關する知識を與へ實踐の指導を重んじて、訓練に力を注いでゐることは最もよくこの傾向を代表してゐる。二十年前から獨逸を風靡してゐる勞作主義が勤勞によつて、性格を鍛鍊しようとするのは書籍の教授より、實行による訓練を道德教育上一層有效のものとするのである。人間の生活に勤勞作業が必要なものであるとあればこれを以て學校教育の主義とするのは最も合理的ではないか。而かも勞作主義が世界大戰後に於て新憲法に於て確認され、戰後教育に偉大なる勢力を有つてゐる事は、道德教育には教授より訓練が重んぜられてゐるといふ證據と見てよからう。此の勤勞作業を重んずる傾向は、我が教育界に相當に喧しく宣傳されてゐるやうであるが、私は現代の道德教育を革新する手段として之を力説したい。(第八章勞作教育の倫理的意義参照)勤勞せざる者は食ふ可らずといふ標語

は將來益切實に唱導されるであらう。現代意識の上から見て道德教育を革新する一方法として、教育者の使命の自覺に次いで、實行訓練の高調を提案したい。而かもこれは修身科の要旨を一層よく徹底せしめる所以である。

十 先行後知の提唱

陽明は朱子の先知而後行の弊を救はんが爲めに知行合一不可分を力説したが、私は現代意識に鑑み更に一步を進めて先行而後知と提唱したい。これには多少説明がある。

近世の認識論を確立した大哲カントは、經驗を基礎とせぬ知識は空虛であると喝破したのは千古動かす可らざる眞理である。一度も砂糖を味つた事もない人に砂糖の甘味の知識を與へても、その内容は全然經驗を離れて空虛である。それと同様に一度も責任の地位に立つた事のない人の責任觀念は、其の内容が充實したものとは言はれぬ。人は自ら責任の地位に立つた時に、始めて十分に責任の意義を覺る。陽明が「知は行の始め、行は知の成るなり」と言つたのはこれである。知